

472  
33

昭和十八年十月

スマトラ概観 [其二]

—スマトラの農業—

臺灣銀行東京調査部



始



特211  
678



—スマトラの農業—

ラ

概観

〔其二〕





## 序

農業は獨りスマトラの最重要産業たるのみならず、スマトラは近年東印度に於てジャワに次ぐ重要農産地となつてゐる。而もその將來性には極めて洋々たるものがあり、社會的生産諸條件が具備するとき、スマトラ農業の發達には刮目すべきものがあると思はれる。

今回行内參考資料として右スマトラの農業に關し調査取纏め上梓することゝしたが、生産額、輸出額等の他に各種作物の性状、生産方法等に關し稍詳細な敘述を試みた。専門的見地よりすれば過誤もあることゝ思はれるが、スマトラの開發が至要化しつゝある今日、本書の如きが萬一大方の御參考になれば幸である。

昭和十八年十月

臺灣銀行東京調査部長

名 倉 喜 作



スマトラ概観 (其二)

スマトラの農業

目次

第一節 農業概説……………一

第二節 土地制度……………三

第一項 原生的土地權……………三

(1) 處分權……………四

(2) 處分權の地方的偏差……………五

(3) 處分權の私有化……………五

第二項 政策的混亂……………七

(1) 東印度會社の土地賣却……………七

(2) 強制栽培制度……………八

(3) 國有地宣言……………八

第三項 土地の種類……………九

第三節 農業生産形態……………三

(1) エステート及原住民産業……………三

(2) スマトラ原住民産業の特殊性……………三

(3) 農業政策上の問題……………一五

第四節 耕地及資本……………一六

第一項 耕地……………一六

第二項 農業資本……………一九

第一款 投資額……………一九

第二款 各國の農業資本……………二二

(1) 和蘭……………二二

(2) 英國……………二二

(3) 米國……………二三

(4) 佛・白國……………二三

(5) 日本……………二三

(6) 獨逸……………二四

(7) 支那……………二四

第五節 農業労働……………二五



第一項 勞働移民の供給	二五
第二項 勞働行政	二七
第三項 勞働條件	三〇
第一款 賃 銀	三〇
第二款 待 遇	三〇
第三款 罰則及その廢止	三四
(1) 懲戒及刑罰規定	三五
(2) 罰則附契約苦力の廢止	三五
第四項 華僑苦力	三六
第一款 各地當局の對策	三六
第二款 華僑苦力の現勢	四〇
第五項 ジャワ苦力及勞働力としての原住民	四三
(1) ジャワ苦力	四三
(2) 原 住 民	四四
第六節 ゴ ム	五〇
第一項 沿 革	五〇
第二項 エステートゴム	五〇
第一款 栽培技術	五〇
(1) 栽 培	五〇
(2) 品種の改良	五〇
第二款 ゴムの生産	五〇
(1) 生産行程	五〇

資 本	五二
(2) 勞 働	五二
(3) 勞 働	五二
(4) 生産額及輸出額	五二
第三項 原住民ゴム	五二
第一款 生産及生産額	五二
(1) 生産行程	五二
(2) 生産 額	五二
第二款 各地の事情	五二
(1) アチエ州	五二
(2) タバヌリ州	五二
(3) スマトラ西海岸州	五二
(4) ベンカリス(東海岸州)	五二
(5) インドラギリ(リオウ州)	五二
(6) リオウ州(自治區)	五二
(7) チヤムビ州	五二
(8) 南部スマトラ	五二
(9) バンカ及屬領	五二
第七節 煙 草	五二
第一項 沿 革	五二
第二項 煙草エステート	五二
(1) 資本及勞働	五二
(2) 生産行程	五二

第三項 原住民煙草	五二
第八節 茶	五二
第一項 沿 革	五二
第二項 栽培事情	五二
第九節 油 椰 子	五二
第一項 沿 革	五二
第二項 栽培事情	五二
(1) 資 本	五二
(2) 栽 培	五二
(3) 搾 油	五二
(4) 生産額及輸出額	五二
第十節 珈 琲	五二
第一項 沿 革	五二
第二項 栽培事情	五二
(1) エステート珈琲	五二
(2) 原住民珈琲	五二
(3) 珈琲の輸出	五二
第十一節 規 那	五二
第一項 沿 革	五二
第二項 栽培事情	五二
第十二節 香 料	五二
第一項 胡 椒	五二

(1) 概 説	五二
(2) 胡椒エステート	五二
(3) 原住民及支那人の栽培	五二
(4) 胡椒の輸出	五二
第二項 肉 豆 蔻	五二
第三項 丁 香	五二
第四項 芳香油植物	五二
第一款 シトロネラ	五二
第二款 パチユリ	五二
第三款 テレピン	五二
第十三節 纖維性農産物	五二
第一項 シサル麻	五二
第二項 カボック	五二
第三項 棉 花	五二
第十四節 ガンビール	五二
第十五節 古々椰子	五二
第十六節 其他原住民農業	五二
第一項 米	五二
第二項 玉 蜀 黍	五二
第三項 檳 榔 樹	五二
第四項 落 花 生	五二



## スマトラの農業

### 第一節 農業概説

世界列強の植民地中舊蘭領印度程農業特産物の種類が多く而も大量に生産して來た土地はないと言はれてゐるが、スマトラは舊蘭領印度中ジャワに次ぐ重要生産地であつて、和蘭政府は最近十數年來特に之が開發に意を注ぎ、各國資本の投下を歓迎し、他方原住民産業を積極的に奨励し、その成果には相當見るべきものがあつた。南洋地方は一般に原料國、農業國として規定されてゐるが、スマトラはその重要な一生産地域であつて、農業を以て生命としてゐる。護謨、煙草、油椰子、茶、コブラ、規那、珈琲、胡椒、サイザル麻、サゴ澱粉、エリカナツト(檳榔樹實)、カボック、棉花、パチヨリー葉、玉蜀黍、肉荳蔻、丁香、肉桂、ガンビア、落花生、馬鈴薯、野菜等々多數の農産物は何れも輸出され、其の他國內的に米作が廣く行はれてゐる。

スマトラの開発は東海岸州の首都メダン市と西海岸州の中心都市パダン市及びパレンバン州の中心都市パレンバン市の三都より起されたもので、スマトラは産業的見地よりしてこのM.P.P.三都のヒントラントに區分し得ると言はれてゐる(辻森民三「寶庫スマトラの全貌」昭和九年、四六頁參照)。即ち地方的に産業地帯として重要な地域を擧ぐれば、先づメダンを中心とするスマトラ東海岸州で、此處には北隣のアチエ州を含めて白人資本の投下著しきものがあり、此の二州を以て全スマトラ内のエステート植付面積の約八割を占め、凡そスマトラ重要産業と目すべきものは何れも此の地方に集中的に發達してゐる。次にパダン地方を中心とするスマトラ西海岸州及びタバヌリ州は原住民



産業上最重要な地帯で、原住民産業の中心地をなし、中央高原地帯には原住民の經營するゴム園、海岸平野地帯には同じく珈琲の栽培園が廣く開拓されてゐる。最後にパレンバン市を中心とする南部地方には近時白人による企業が発達し、メダン地方に次ぐ重要エステート産業地としての位置を獲得し、本來此の地方に於て優勢であつた原住民産業を次第に凌駕しつつある。

尙大東亞戰前スマトラに於て活躍してゐた農業關係の日本人及び日本商社の主なるものは左の如くである。

ジャムビ州	ジャンビ	熱帯産業株式會社	護謨栽培業	支配人	野中 八郎
ク	ク	磯崎農園	ク	園主	磯崎長五郎
ク	ク	淺地農園	ク	ク	淺地 喜吉
東海岸州	インヅラブラ	株式會社南和公司バライ・カヤン園	護謨栽培業	支配人	鳥越 敬太
ク	カベンジャヘ	佐原果樹園	果樹栽培業	園主	佐原 末男
ク	キサラン	スマトラ興業株式會社農園	護謨カカオ栽培	支配人	小坂 彰二
ク	ク	野村東印度殖産株式會社アキツトウサム農園	護謨栽培業	ク	成澤 慎一
東海岸州	リマプロ	南洋護謨株式會社タナヒタム護謨園	ク	ク	尾形 浩
ク	ク	スマトラ護謨拓殖株式會社農園	ク	ク	早川 達三
ク	ク	熱帯産業株式會社バヤランボン園	護謨栽培業	支配人	奥田 直常
ク	ク	ボルネオ護謨株式會社農園	ク	ク	長野 藏造
ク	ク	スマトラ産業株式會社農園	古々椰子護謨珈琲樹栽培	ク	幸野 芳平
東海岸州	ラブハンピリ	東山栽培株式會社アジャム園	油椰子栽培	ク	ク

タバヌリ州	バダンシデンブアン	株式會社大倉スマトラ農場	護謨油椰子栽培	ク	飯塚 茂
パレンバン州	パレンバン	野村東印度殖産株式會社	護謨輸出業	ク	遠藤 吉治
アチエ州	ブルラク	野村東印度殖産株式會社カラニヌ農園	護謨及油椰子栽培	ク	安住 重吉
ク	ク	片倉製糸紡績株式會社	農園養鶏及園藝	ク	小山 嵩
ク	ク	南國護謨株式會社農園	護謨檳榔樹栽培	ク	山本 數眞
ク	ク	古河合名會社バタム出張所農園	護謨栽培	ク	宮崎 狷介

### 第二節 土地制度

舊蘭印の土地制度は「歐人には難解、原住民には不可解」と稱せられてゐる程複雑を極めたものである。舊蘭印に限らず封建的體制乃至前資本主義的所有關係から近代資本主義的所有關係に移行する場合土地問題は一般に紛糾するものであるが、舊蘭印に於ては特に此の傾向が顯著である。例へばイギリスは印度に於ける土地制度の改革を租税制度の確立と同時に強行し、或る場合には既に事實上の土地所有者であつた徴税請負人が地主たる地位を法認され、他の場合には舊領主権者が同様の進化を遂げ、更に第三の場合には中間的介在を拒否して直接に村落共同體を解體し、農民の家族の「持分」を私有地に變ぜしめ、彼等の共同の林野を國家の掌中に收め、斯くして傳來の經濟機構の打破を敢行したのである。然るに舊蘭印に於ては舊來の東洋的土地所有制に對して、二重政策の發露として一應之を尊重し、他面政府の土地に對する根本的態度も各時代の植民政策的要請に依り（言ふ迄もなく土地政策は植民政策の中心的要求である）幾度か變化を示し、爲に今日の紛糾を招來してゐるのである。

#### 第一項 原生的土地權



### (1) 處分權

インドネシア原住民社會の原生的土地權の内最も重要なものが傳統的共同體に固有なる土地に對する「處分權」であることは異論のない所である。この土地權は所有權ではなく土地の生産物に關するものであることは明であるが原住民の土地に關する古代的最高權であつて、例へばスマトラに於てはミナンカバウ馬來族にナガリの處分權を表示するハック・ウーラヤットと稱するものが存するが之はその典型的なものである。處分權の名稱は地方に依り異なるが共同體が地縁的であると血縁的であるとを問はず、共同體は共同體の承認を得てのみ共同體成員の利益の爲に土地を處分し、貢租や認可を受けて共同體外の第三者の利益の爲に土地を處分すべきことを要求するもので具體的には左の如き態様を示してゐる。

- 一、共同體及び共同體成員が地域内の荒地（林地、ララン草地、濕地）の自由利用の權利（開墾、狩獵、居村の設立、生産物の採集權）を持つ。
- 二、共同體外の第三者は共同體の承認を得て荒地を利用する（例へば南部スマトラ地方にあつては處分權を持つマダラガ又はドウソンの許可なくして燃料竹木を採集する者は犯罪者である）。
- 三、共同體成員は時に、共同體外の者は常に、土地の利用に付ては代償として認可料又は貢租料を提供することを求められる。
- 四、共同體は多かれ少かれ地域内の耕地に付て干與權を持つ。例へば宅地の形成分配の時干渉し又土地取引に當つては共同體の協力を必須とし、成員以外への土地讓渡は禁止されてゐる。
- 五、共同體成員はその地域内に發生した事件に就て責任を負ひ、他に轉嫁し得ない。
- 六、共同體成員はこの土地權の永久的讓渡を爲すことを許されなく。

斯の如き土地權の發生は信仰的起源を有するもので、神靈は土地の終局的主又は所有者となされてゐる。而して土地の神靈は次第に祖先の靈と結合し、共同體と土地との關係は一層緊密化し、祖先が開墾耕作した土地はその子孫のみが永久に利用すべきものであるといふ原則が確立されたのである。然るにこの處分權は社會的生產關係及び歴史的發展過程の相異に依り非常に複雑な事態を招來した。

### (2) 處分權の地方的偏差

スマトラ内部に限つて考察しても處分權は多分の偏差を示してゐる。最も發展程度の低いエンガノ島人、メンタウエー島人に於ては土地の産物に對する權利の發生は明確に認め得るが、處分權の發生は不明瞭であり、之に對しミナンカバウ馬來族に於ては處分權は典型的な發達を認め得る。又ガヨール人には全然處分權の發生がなかつたといはれてをり、アチエ人に於ては處分權は殆ど消滅してゐるし、更に處分權の嚴存する地方に於てもミナンカバウ馬來族に於ては處分權は地縁團體たるナガリに屬し、西海岸のアラハンパンジャン南部ではナガリの内部の血縁團體たる大家族集團（サブア・ブルイ）に屬してゐる。

### (3) 處分權の私有化

處分權を保有する共同體の各成員が共同體の處分權の支配地域内の土地から自己のみが利益を享受する權能を保障せんとする手段を取る場合、處分權は次第に個人化の方向に解體される。而して此の場合歴史的には（イ）用益權、（ロ）占有權、（ハ）耕作權の三形態が發生した。

（イ）用益權 用益權の物的基礎は生産様式が二回の收穫後放棄される土地の一時的・疎放的・掠奪的な燒畑耕作であること、此の段階の社會形態が遊牧的であることである。従て用益權は内容薄弱にして且一時的のものであり住居附近の土地が不毛化する耕地は交替されるのみならず、住居も移動して用益權そのものも消滅する。唯用益



地に果樹のやうな比較的永續性をもつ作物が作られると、用益権は相當長期化するが、併し要するに用益権は土地の生産物に對する一時的權利に過ぎず、讓渡、抵當、相續、は不可能である。スマトラに於てはバタックラント、ランボン北部、パレンバン南部には顯著に存した。併し用益権は處分權の下部に存在することもあり、之と並行的に行はれることもあり、土地制度を把握し難きものとする。

(ロ) 占有權 II 土地の優先的利用權は更に耕作技術の改善、人口の増加等社會的生産力の或程度の發達に伴つて自ら稍永續的な私的土地所有の方向へ進化する。この段階の土地所有の形態は一般に「原住民占有權」と呼ばれてゐる。占有權は前記の處分權が純然たる收穫權であつたのに對し土地そのものに對する權利となつたものであり、更に占有權者が耕作の意思を表明し且何等かの手段で夫を具體的に示してゐる限り耕作自體よりも永續するものである。而も原住民占有權は近代的民法の占有權とは何等の關係なく「事實關係」以上に「物に對する人間の法律的關係」を表示するものであり、從て相續、讓渡、質入も可能である。併し占有權は近代的所有權でもなく（原住民占有權を東洋的所有權と稱する學者も存する）處分權の拘束から完全に解放されてはゐない。即ち占有權は處分權の中に包括され、土地の占有者が他の共同體のものに土地を讓渡し若くは質入することは絶體に禁止されてゐるか、又は共同體首長の協力乃至は指圖に従はされ、場合によつては共同體自體が個人の占有する土地を共同體の利益の爲に處分することさへ稀ではなく、極端な場合には土地の用途の變更にさへ首長の承諾若くは許可を要する。斯くて發生的並に現實的に占有權は處分權に從屬する關係に在るといへるが、結果に於ては土地關係を多岐ならしめるものであり、而も歴史的過程として私的占有權の發達が決定的に處分權の制約を排除する方向に向つてゐることは愈々此の傾向を加重ならしめてゐる。

(ハ) 耕作權 II 處分權から用益權を経て占有權への推移はインドネシヤの原生的社會組織の發達と大體呼應するも

のといへるが、更に地方的には封建的領主の專制的權力が傳來の土地關係に第三の型態を規定し出してゐる。即ち原住民が「利用を許された土地」と稱し、和蘭の學者が「耕作權」と名付けてゐるものが之である。この型態の土地權はスマトラに於てはバタック地方に特に顯著で、之等の地方では土地の直接耕作者は單に土侯によつて土地を耕作する權利を與へられてゐるに過ぎない。

#### 第二項 政策的混亂

敘上の如く用益權、原住民占有權及び耕作權はインドネシヤに於ける村落の共同體内部に於ける原住民の私的土地權の三大發現形態といはれ、何れも前資本主義制下の土地權を代表するがこれが資本主義社會の影響下に混合し合ひ、重複し合つて種々雑多な中間的性質の權利を産み出してゐるのである。而も植民政策の屢々の變更は之に拍車する結果を招いてゐる。

#### (1) 東印度會社の土地賣却

東印度會社はその末期財政窮乏の結果、その補填策として歐人會社、支那人、アラビヤ人等に土地を賣却する政策を執つた。この時購買者が獲得した權利は完全なる所有權のみならず租税を徵收し或は刑罰を課する等公法上の權利をも伴ふもので、從て所有地は宛然一國を爲す形勢を示し、舊蘭印の土地制度上極めて異彩を放つてゐる。スマトラには此の種の私有地は西海岸州の一部以外には存しないが、西部爪哇に最も多く、ジャカルタ及びポイテンゾルフを中心とする一帯の土地は總て此の私有地である。政府は年々之が買收を行ひ、一九一九年から四〇年迄の間に於て六七、四一七、八三四盾を投じてをり、それ以前のものを通計すれば八四、三七九、一八四盾を投じて六五八、〇〇五陌の土地を買收してゐる。併し未だ廣汎な土地が買收未済であり、全部を買收せんとすれば實に數億盾を要すると言はれてゐる。



## (2) 強制栽培制度

ファン・デン・ボスの強制栽培制度に關する詳論は避けるが、當制度は二重の仕方にて土地制度を反動化する作用を爲した。

(イ)、ファン・デン・ボスの指令を實行する官吏達は、土地及び労働の徵發を各農民に對し個別的に爲すよりは集團的に爲す方が便利であり、從て個人權に進化しつゝあつた占有權を再び共同處分權の方向に逆行せしめ、又

(ロ)、強制栽培の負擔は耕作者に極めて苛酷で、土地を個人的に占有することの利益は、到底占有することに依つて生ずる負擔を償ふことが出來ず、原住民間に耕作を嫌惡する氣運を醸成し、他方政府が原住民の耕作に強制的手段を講じ住民を土地に緊縛せんとした爲に世襲的個人占有は共同占有の方向に分解した。

要するに強制栽培制度は族長的な共同體をそのまゝにし、唯土地及び勞力を政府に提供せしめたのもで、一見原住民社會を尊重し保護するものであるかの如くであるが、實際上は當時のオランダは原住民社會の土地占有關係や生産關係は問題とせずして之を無視し、單に交換過程に於ける掠奪的收取を直接目的としたもので、歴史的には占有關係の理想的發達を初期に於て摘除し、分解變形し、舊蘭印に於ける社會革命を著しく後退せしめるといふ反動的役割を演じてゐる。

## (3) 國有地宣言

原住民の本原的土地權に就ては政府は事實たる慣習として之を全然否定し得なかつた所であるが、實際上は努めて之を輕視しようとする態度を持し、一八七〇年農地令第一條を以て「他の者の所有權の證明せられざる一切の土地は國有地である」旨宣言した。一部の學者に依ればこの國有地宣言は原住民の土地權を剝奪せんとしたものではなく、土地占有權歸屬關係の混沌たゞ状態に秩序を與へんしたものであると説明されてゐるが、何を以て「所有權」とい

ひ、又何を以て「證明」となすか、敍上の如き土地關係の間に在て一義的に規定することは不可能であり、原住民の本原的土地權を所有權と見れば國家が國有地宣言に依て實質的に獲得する土地は恐らく東印度の一割にも充たず、而も資本制農業成立の地盤とすべき國有地は僻遠の無住地帯以外殆ど殘されてゐないことになり、さりとて原住民の權利を全然無視することは不可能であり、斯て國有地宣言の含み矛盾を可及的に除去する爲國有地の「自由性」及び「不自由性」の二概念が工夫されたのである。「不自由なる國有地」とは政府直轄地に於て民法上の所有權又は農地所有權が個人に與へられてをらず而も原住民占有權の附着してゐる土地を謂ひ、具體的には耕地、牧地、宅地等であり、「自由なる國有地」とは個人の所有權も農地所有權もなく且原住民占有權も存しない土地を謂ひ、具體的には荒地である。自由國有地は國家が自由に處分し得る土地で先づ問題はないが、不自由國有地は愈々事態を紛糾せしめるものである。即ち原住民占有地は國有地として處分し得るものでもなく、又原住民の處理し得るものでもなく、原住民はその占有地の賣却を禁止され、その賃賃をも嚴重に監督されてゐる。他方二重政策に基く原住民社會存置の必要上政府は私有地の場合の如く原住民占有權を買戻す政策を執らず、爲に不自由國有地の不自由性は政府及び原住民兩者にとつての不自由性と化したのである。

## 第三項 土地の種類

以上述べ來つた如き諸過程の結果東印度には社會的、歴史的な性格を異にする土地權が混在し、土地は左の如き種類に分類されてゐた。

(イ) 私有地 東印度會社がその末期に賣却した土地で、詳細は前述した。一九四〇年に於けるスマトラの私有地面積は八一七陌で、所有者は四名である(所在地は全部西海岸州)。

(ロ) 國有地 前記國有地宣言に基く所有權の認められない一切の土地を指す。爪哇の土侯領、私有地、市街村有



地、外領のサルタン領を除く總ての土地は之に屬し、是等の土地は和蘭人、原住民、和蘭並に東印度内に設立された法人に對し七十五年を限り貸與される。

(ハ) 爪哇土侯領地、爪哇のジョクジャカルタ及びスラカルタの二土侯領州が是である。

(ニ) 外領原住民自治領地及び外領各地のサルタン領。

(ホ) 世襲原住民占有地、原住民が世襲的に占有してゐる土地で前述した處分權の進化したものである。一九三二年以降共同占有 (Communale bezit) と世襲的個人占有 (Erfelijk individuele bezit) とに分類され、更に、共同占有には固定分割制共同占有と定期地割制共同占有の別が存する。之に依り處分權と共同占有權との基本的性格は甚だしく混淆を來した觀があるが概念的には處分權は依然として共同占有權の上位概念であり、更に具體的の發現形態としては處分權は荒地に對して表はれ、共同占有は耕地に對して表はれる。

(ヘ) 租借地、前述の諸項目とは稍カテゴリーを異にするが、農耕用地として租借地が存する。土地所有が原則的に否定されてゐる爲、エステート經營等を起すには此の方法に依り外なく、一、國有地及び自治領の永租借地、二、國有地及び自治領の農業租借地、三、小農經營の爲にする永租借地が存する。スマトラに於ける租借地面積は一九四〇年に於て一、四二三、二一六陌で、詳細は左表の如くである。

○スマトラに於ける租借地 (一九四〇年)

州別	農業租借地		永租借地		小農永租借地		合計
	政府ヨリ	自治領ヨリ	政府ヨリ	自治領ヨリ	數	陌	
ランボン							
パレンバン							
スマトラ全土	四	四	四	四	四	四	四

州別	農業租借地		永租借地		小農永租借地		合計
	政府ヨリ	自治領ヨリ	政府ヨリ	自治領ヨリ	數	陌	
ヂヤムビ							
東海岸							
ベンクレーン							
西海岸							
タバヌリ							
アチエ							
リオウ							
パンカ及ビリオン							
スマトラ全土	四	四	四	四	四	四	四

(Indish Verslag 1941 p. 269 ※原著の合計附合せず)

尙租借地中最も重要な農業租借地は總面積一、〇〇二、〇五〇陌 (政府より六四、七二七陌、自治領より九三七、三二二陌) に上るが株式會社が壓倒的部分を占め其他歐洲個人企業者、アジア外國人が亞ぎ、原住民の農業租借地は極めて少く。

○農業租借地人種別表 (一九四〇年)

州別	株式會社		歐洲人		原住民		アジア外國人		合計
	數	陌	數	陌	數	陌	數	陌	
東海岸	一〇六	八七、四四五	二	二、二〇六	二	二、二〇六	一五	七、五〇六	
アチエ	三	五、二六六	五	一、八四九	四	一、〇九	三三	五九	
リオウ	二	三、一〇〇	二	三、一〇〇	一	一、〇一	七	一、一〇六	
計	※三三	九六、一三一	六	三、一五五	七	三、三〇六	二五	九、八六一	

(Ibid. p. 282 ※前同)



一九四〇年に於て四二〇、六三三陌（政府より二八六、九〇一陌、自治領より一三三、七三一陌）に上る永租借地も農業租借地と大同小異の構成を示し、株式會社は三七四、九五四陌を占め斷然首位に在る。經營規を模意味する單位平均面積が株式會社二、五三三陌、歐洲人二六八陌、原住民四四陌、アジャ外國人三六陌となつてゐる點は此の場合特に注目すべきで、エステート産業の大規模性と原住民乃至支那人の企業の矮小性が明確に觀取し得るであらう。

○永租借地人種別表（一九四〇年）

州	別	株式會社		歐洲人		原住民		アジャ外國人		合計
		數	面積	數	面積	數	面積	數	面積	
ラ	ン	二四	六、六六	三	三、一四	一	一	二	七二	七、九二
パ	レ	三	八、八五	七	二、九元	一	一	六	一、〇七九	五、〇八〇
ジ	ヤ	二	二、一五	一	一、〇七	一	一	一	一、〇三	三、四二
東	海	六	五、七六	五	二、五八	一	一	一	一、三三	六、七三
ベ	ン	九	三、三二	七	一、四九	一	一	一	一、二八	六、〇三
西	海	七	三、五四	五	一、四九	一	一	一	一、四七	六、〇三
タ	バ	五	三、〇七	三	一、二八	一	一	一	一、〇〇	五、四七
ア	チ	三	一、三	四	一、六八	二	一、七〇	三	一、三〇元	六、四七
リ	オ	四	二、八五	五	一、五二	一	一	二	一、四七	九、六三
バン	カ	一	一、四	一	一、五	一	一	二	一、九七	六、六三
スマ	トラ	※二六	三、七、九四	一一	二、九、七六	四	三、七	一三、七四三	※六九二	四二〇、六三三

(Ibid. ※前同)

### 第三節 農業生産形態

#### (1) エステート及原住民産業

スマトラに於ける農業生産も東印度の他地方と同様に原住民産業と白人資本に依るエステート産業とに截然と分れ、兩者は原則的に別個の經濟圏を形成し、東印度社會の「複合性」の根柢を爲してゐる。此の分類は重要な意義を有するものであつて決して便宜的な單なる外形上の區別のみではない。此の二つが截然と區別されて居ることは他の植民地に於けるよりも蘭印に於て特に著しく、又夫れは單に當領の農業政策のみの特徴でなく、和蘭政府の植民政策全般の特徴ともなつて居るのである（臺灣銀行「蘭領印度經濟事情」昭和十五年十月、一八頁）と述べられてゐる。

エステート農業は周知の如く輸出を目的とする資本主義的商品生産であり、その生産様式は「一般に大規模にして統一的であり且つ其の農場は科學的に極めて組織的に進んでゐる」（前同一九頁）。之に對し原住民農業は原則的に米作其他自家消費を目的とする自給經濟的性格を有し、その生産様式も小農的・原始的である。即ち原住民農業は「其の經營の多くは小規模且つ個別的であり耕作方法も亦粗笨であつて、大資本で以て集約的に營なまれてゐるものは殆ど無い。且つ其の生産物は主として自家消費又は領内への供給を目的とした食料農産物である」（前同）。勿論右に對する例外的要素は存し、原住民中にエステートの所有者があり（殊に南部スマトラ地方）、又原住民生産物の一部は世界商品化されてゐる。併し依然として兩者の別は之等例外的要素を完全に拂拭する程顯著であり、且此の別は東印度の全生産機構に於ける重要なモメントを爲してゐる。唯此の點に關しスマトラの原住民農業には稍ジャワと異つた特殊性が存在する。

#### (2) スマトラ原住民産業の特殊性

(イ) ジャワに於ては糖業との關聯上灌漑事業が普及し、原住民農業として家畜に依る水田耕作が一般化してゐる。然るにスマトラの事情は之と異り、同じ小農主義經營にしても水田耕作は殆ど發達してをらず、スマトラでは「水田



式耕作の方法は嘗て印度ジャワ移住民より之を繼承した若干の地方に行はれたに過ぎない（前出「スマトラ」一一〇頁）。地域的にはスマトラ西海岸州に於て稍灌溉行はれ、同地ではバリサン山脈の中央高原に流るゝ急河を利用し、水車の方法に依て灌溉を行つてゐるが、其の他の地方では今猶陸稻生産と焼畑法が支配的である。即ち森林の一部を伐倒して焼き、雨期に播種し、除草・施肥等も行はず、全く「自然の恩澤」に依存してゐるのである。従て耕地の生命も短く精々三年位で、その後は数年放置して再び草木が繁茂する迄使用出来ない譯で、スマトラ原住民は二毛作の植付よりも多年生の作物の栽培に比較的愛着する傾向が強い。焼畑法の如きはジャワでは到底見られない現象である。

(ロ) 原住民生産物の一部が輸出される事情はジャワ・スマトラ全く同様であるが、スマトラに於ては原住民生産物の占める比重がジャワに比し遙に高くなつてゐることは注目すべきで、量的にはスマトラの全農産物輸出額中約五割は原住民の生産物が占めてゐる、左表はその指標と爲すに足りよう。

○エステート生産品原住民生産品對照表 (單位百萬盾)

年次	内 額		外 額	
	エス テ ー ト	原 住 民	エス テ ー ト	原 住 民
一九三四年	一一二	三一	八七	八四
一九三五年	一〇二	三一	八六	七四
一九三六年	一一二	四一	一一六	九二
一九三七年	一七四	五六	一八三	二四五
一九三八年	一四〇	四一	一一六	一二七

(臺灣銀行、前出書 二三一—二四頁参照)

③ 農業政策上の問題

尙茲では農業政策上考慮すべき次の諸點を指摘しておかう。

(イ) 東印度を高度資本主義國の外域として、又その原料泉源として把握する限り、東印度の經濟的價値はエステート産業に依存すると云へる。事實舊蘭印は世界經濟中斯るものとして存在し來つたものであるが、併しエステート生産物が殆ど全部輸出される結果、此の方面に於ける生産力の發達は原住民の經濟とは乖離してをり、農業生産力が増大しても住民の物的生活が豊になる譯ではなく僅に賃銀収入の増加を齎すに過ぎず、又企業利潤も現地に蓄積されること少く大部分投資國に吸收され（例へば一九三八年の商品輸入を除く對外支拂額三億三千九百萬盾中、配當及び利潤送金は一億六千七百萬盾に達する）、少し極端に言へば東印度は土地と勞働力を提供し之に對し借地料と勞賃を受取るといふ關係しかない譯である（濱田恒一「蘭印の資本と民族經濟」昭和十六年、三九頁及び七七頁参照）。

(ロ) 世界市場に於ける舊蘭印の地位は極めて重要で、世界總輸出額に於ける比率は

規 那	九一%	ココ椰子油生産物	二七%
胡椒	八六%	油椰子生産物	二四%
カボツク	七二%	茶	一九%
ゴム	三七%	砂	六%
ガツ	三三%	ココア	〇・二%

となつてをり洵に注目すべきものがある。他方農産物輸出額の全東印度輸出額中に占める比重は約七割に上り、東印度輸出額中に於ける農業の重要性にも注目すべきものがある。従て從來「蘭印農業即エステート農業」として考へられて來た傾向が強いが、併し全東印度の農業上に於ける原住民農業は絶對的比重に於てはエステート農業を遙に壓倒











となつてゐる。詳細は左表の如くである。

○農業投資額（一九二九年、單位千盾）

國別	種別	護謨	煙草	油椰子	茶	纖維	古々椰子	ガムビル	珈琲	規那	計
東海岸州	蘭	四一六、九〇〇	一六、二五〇	四七、九一〇	二四、四四〇	四〇、〇〇〇	三、二六六	一、四七七	一、〇〇〇		三、五〇、七七一
英	國	一〇四、六四〇		三、〇三〇	一四、五五〇						一、二四、七六六
米	國	五、〇三五									五、〇三五
佛	白	四一、八七四	三、〇〇〇	二七、七〇四							七、五五六
瑞	西	三、五〇三	七六				一三				四、四一四
日	本	二、一七〇		二、五五〇							三、七二〇
獨	逸	三、〇三三		二、四九〇	二、四〇〇						八、三二二
其	他	四、九〇六									四、九〇六
小計	計	三、一〇一、一〇一	一、一〇〇、〇〇〇	八、三七三	四、三六八	四、〇〇〇	四、八七七	一、〇〇〇			四、九〇六
南部地方	蘭	一七、五五五		五、三三三	三、二七七	一、〇一六					二、七六〇〇
英	國	六、八九三			二、四九五						一、八四五
獨	逸	一、三三九		三							一、三三九
佛	白	三、二五六									三、二五六
瑞	西										七九
其	他	一〇、〇九									一〇、〇九
小計	計	三、二二四		五、三三三	五、七二七	一、〇一六					一三、八四〇
スマトラ計	(2)	三、四二五	一、二〇〇	六、八八五	一〇、〇九五	五、〇一六	四、八七七	一、〇〇〇	二、五〇一	五、三三四	七三、六八二

（農商工務部「國際經濟上より觀たる蘭領印度の意義」一九三一年。前出「南洋年鑑」一三〇三—一三〇四頁より轉載。）

（1）「南部地方」はスマトラ西海岸、ベンクルーレン、ランボン、パレムバン及びヂヤムビの諸州、（2）「スマトラ計」はアチエ、タバヌリ及びリオウの三州を除く。右投下資本の計算は栽培會社の資本金又は帳簿上の資産を基礎とするものではなく、各種栽培物の植付面積及び一陌當りの資本價值を基礎とせるもので、各栽培物一陌當りの平均見積資本價值はスマトラ東海岸 護謨 一、四〇〇盾、油椰子 一、五〇〇盾、纖維 二、〇〇〇盾、茶 二、〇〇〇盾、古々椰子 六〇〇盾。

南部地方 護謨 一、五〇〇盾、珈琲 一、二〇〇盾、茶 三、五〇〇盾、規那 二、〇〇〇盾、油椰子 一、五〇〇盾、纖維 二、〇〇〇盾。

と算定されてゐる。）

第二款 各國の農業資本

(1) 和 蘭

和蘭の農業投資は爪哇の糖業が壓倒的で（七七九、六六八千盾）、スマトラに於ける農業投資額は之に及ばない。スマトラに於ける投資は護謨が最多額を占めてゐるが、併しその價額一四六、四八五千盾は外國投資總額の二分の一に充たず、而も百畝反以下の耕地を有する住民が實は諸外國の資本が支配してゐる護謨林を總計したよりも廣い土地を耕作してゐるのである。煙草及び珈琲栽培に於ける和蘭本國の投資は前者一六、二五〇千盾、後者一七、六〇〇千盾に上り、諸外國の投資中斷然最多額を占めてゐるが、併しそれも東印度住民の投資額に比すれば可成少額である。スマトラの規那栽培は爪哇の約五分の一に過ぎないが和蘭資本が殆ど之を獨占し、又棕櫚油製造業に對する投資も和蘭本國が壓倒的地位を占めてゐる。投資額は前者三、三九八千盾、後者五三、〇三三千盾である。

(2) 英 國



オランダ人は東印度に於て通商及び政治上利害關係の對立しない國民に對しては特に開放的な「富源分與政策」を採用したが、このことは特に英國人に關する限り眞實であり、東印度に於て英國はオランダに次ぐ投資國となつてゐる。好況期の數ヶ年間に英國人は多額を農業用不動産に注ぎ込み、この方面に於ける英國のスマトラ内投資總額は一三五、九六九千盾に上つてゐる。大部分はゴムに投資されてゐるが、英國人は亦珈琲、紅茶の生産にも多額の投資を有してゐる。之等の投資は勿論世界恐慌により甚だしく收縮を餘儀なくされたが、東スマトラの耕地に對し一九三六年メダン商業組合が行つた評價額を認めるならば、その縮少額はそれ程ではなく、未だ少なからざる英國の投資が存することが想像される。

### (3) 米 國

オランダが米國の進出に對し差別待遇を附けた爲米國の進出は漸く一九一二年以後顯著となつた。米國商社のスマトラに對する直接投資で巨額に上るのは鑛油以外ではゴムだけである。米國のみならず世界の三大ゴム製造會社である米國ゴム會社 (United States Rubber Company) とファイアストーン・タイヤ・ゴム會社 (Firestone Tire and Rubber Company) とグッドイヤー・タイヤ・ゴム會社 (Goodyear Tire and Rubber Company) とは、「事業に必要缺くべからざる原料に關し外國の生産者に完全に依存してゐる」状態から完全に脱却する爲 (United States Department of Commerce, "American Direct Investments in Foreign Countries," 1929 Washington D. C., p. 26) 巨額の資本をゴム栽培の爲投じたのである。グッドイヤー會社が一九三五年原料供給地たる東印度に可なり大きなイヤ工場を建てたのは此の間の消息を物語る興味ある事實であるが、而もこのことは、東印度が日本のゴム製品に對し輸入制限を行へば少くとも九萬本のタイヤを東印度市場で消化し得る期待を充分持ち得るに至つてから開始されたのである。スマトラのゴム企業に投ぜられた米國の資本額は、米國商務省に依れば一九二九年現在に於て、二千三百

四十萬米弗と評價されてゐるが一九三四年には他の論者に依れば四千萬米弗であると報ぜられてゐる。併しながら後者の評價額は恐慌に因る減價を考慮に入れてゐないやうであり、ルイス女史は同年のゴム投資額を二千七百五十萬米弗と推定してゐる (Cleona Lewis, "America's State in International Investments," 1938, P. 590)。東亞に於ける米國のゴム投資は漸く一九一一年以後に於て始めて獲得されたものであり、一九一七年に至つて最高額に達した。而してその後最近數年間に米國のゴム投資は「東亞に於てゴム生産統制をしようといふ色々の計畫に依て可なり活氣づけられて」來てゐるのである。

### 4) 佛・白國

佛・白兩國のスマトラ農業投資額は七千六百萬盾に上り米國よりは稍多くなつてゐる。ゴムと油椰子との投資が大部分を占め、此の二部門を以て七二、八三六千盾に上つてゐる。殊に新興産業たる油椰子の栽培業に於ける進出は顯著で、絶對額に於ては未だゴム業に遙に及ばないが、他國の投資を凌駕し、僅にオランダ資本に次いでゐる。ゴムと油椰子に對する投資を除けば殆ど見るものなく、約三百萬盾が煙草の栽培業に投下されてゐるに過ぎない。

### (5) 日 本

日本資本のスマトラ進出は大正の初葉以來で、多くは中小商業資本に代表されたものであるが農業企業投資も發展した。併し投下幾年ならずして大戰後の不況に際會し、その發展は大いに阻害された。次に來た一九二四年以降の好況時代には投資の回収よりも基礎再建設の機會として努力され、事業の好轉には見るべきものがあつたが、後進性の故に各國資本の如くブームに因る特殊利潤を得ることもなく、一九二五、六年を最高潮に再び世界恐慌に突入した。一部には新規の投下もあつたが、早くも我國資本中には引上げられるものも存し、一九二九年の前掲調査では一三、七千盾となつてゐる (但三二年の調査では一千二百萬盾に減じてゐる、併しこれは資本の引上ではなく整理に因



る減價である。投下部門は東海岸州に於けるゴム栽培を中核としゴム業に關しては獨伊兩國の合計よりも強大である。其他油椰子栽培方面にも若干投資されてゐるが、その沿革はゴムに比して古いにも拘らずゴムの約四分の一に過ぎない。斯く日本の投資額は少いが日本人は獨逸人と並んで最も数の多い外國人であり、此の點は重視されてゐる。又キヤリスは日本資本に關し「日本の蘭印に對する投資は、現在その投資の種類こそ少いが、非常に強大なものであり、而も多分に政治的色彩を有してゐる」(C. F. リーマー序、H. G. キヤリス著、日本國際協會太平洋問題調査部譯「東南亞細亞における外國投資」、昭和十七年七月、七〇頁)と述べてゐる。

#### (6) 獨逸

スマトラに對する獨逸の農業投資額は一九二九年の調査では日本より稍下り、一二、一二五千盾となつてゐるが、その分布は廣く且多種に互つてゐる。即ち、ゴム、油椰子、茶、規那、珈琲等に大體均等に放資されてゐる。

#### (7) 支那

華僑の投資額はオランダ資本と分離し難く、從て捕捉し難いが、福田省三氏の推定に依れば一九三〇年基準の全東印度に對する農業投資額は二億盾に及んでゐる(福田省三「華僑經濟論」昭和十四年、一〇一頁)。實にオランダ資本に次ぐ強大なものである。併し農業部門に於ける華僑の投資は爪哇に於ける糖業を主とし、スマトラに於けるゴム産業乃至煙草栽培業に於ける華僑の重要性は寧ろ次に述べる労働者としてのそれに在り、從てスマトラに於ける華僑の農業投資額はさして巨大なものではないと思はれる。即ち東海岸州では華僑は二、三の大きな農園(特にゴムの)を所有してゐるが、多くは小規模ゴム農園、野菜農園、及びサゴ椰子の所有者で、特にシヤク地方では無数のエステートを華僑が所有してゐる(時には非合法的に)。併し農業が小規模に行はれてゐることは、永租借地の廣さが平均五・五陌を超えないことより見て明である。東海岸州以外の地に於ても華僑は小農的野菜栽培者であつて、資本的には大

ないが、パンカ島の胡椒栽培、リオウ及びベンカリスなどのゴム農園、リオウ及びニアスなどの椰子農園、リオウのガンビール農園など全スマトラに分散してゐる。

### 第五節 農業労働

#### 第一項 労働移民の供給

エステート農業に於て常に問題となるのは労働力の確保である。然るに

(イ) 質的原因—最近に於てはスマトラ内原住民に在てもバタック族、ミナンカバウ族、パレンバン人、ベンクルン人等の職業能力が進歩し、華僑と對抗し得るのみか、寧ろ之を排除せんとする勢をさへ示してゐるが、少くとも過去に於ては原住民の職業能力は低く、到底近代的農業企業中に於ける労働力として技術的に耐え得なかつた。一八六四年に於ける原住マレー人労働者に依る煙草栽培事業の失敗はその最顯著な事例であるが、現在に於てもパンカの胡椒栽培には原住民労働者は不向とされてゐる。

(ロ) 量的原因—スマトラは人口稀薄であつて(一平方料當の密度内領三一四・一七人、バリ及ロンボック一七五・一八人に對し、スマトラは一七・四七人)そこに労働力の供給に關する一の量的制約が存すると共に、自給經濟を基幹とする原住民は未だに生産手段たる土地と密接に結びついてをり、他方商品經濟浸潤の程度は低く爲に原住民が廣汎に債務農奴化されてゐる事情もなく、原住民よりの大量的經濟的労働力の補給は期待し得ない。之は現今猶前世代の遺物たる労働租税(ヘーレンデインスト、「スマトラ概観」其一、六一—六三頁參照)が廣く残存してゐる事態に照しても充分首肯し得る所である。

右二重の要因に因りスマトラは毎年爪哇及び支那から多數の苦力を輸入し、スマトラ東海岸州のみを以て二二五、



六七〇人（一九四〇年十二月末現在）の移民労働者があり、外國資本の下に農業労働に従事してゐる。最近は世界恐慌の餘波と農業技術の改善に因り苦力數、就中支那苦力數は漸減の傾向にあり、一九四〇年に於ける各州の苦力數は左の如くである。

○エステート關係苦力數表（一九四〇年）

州別	十二月末苦力數	一月一日現在		年中増加數		減少	十二月三十一日現在	
		支那人	ジャワ人	外部より獲得せる數	地元にて獲得せる數		支那人	合計
ランボン	元自由	九、三六	四、五七	一、六四	一、三、四九	一、三、八四七	一〇、六〇四	五、四四五
パレンバン	元自由	一、〇九五	三、九六	一、七四	八、五九	一〇、三三六	一四、七七七	四、〇五九
ジャムビ	元自由	八	七	二七	一、〇一九	一、〇六六	七九	一、一四九
東海岸	元自由	八、五八	九、八七	九	一〇〇	七、一七	五	二、五七〇
ベンクルン	元自由	六	一、五七	七、九	一、二七	八、九一	三、七〇	一、四〇
西海岸	元自由	六、九一	四、九三	一、四〇	一、八三	三、七六	六、〇五	四、三三
タバヌリ	元自由	二、九一	一、五三	九〇	一、七五	一、九一	三、九一	一、六八
アチエ	元自由	一、〇三	一、〇五	六	八〇	一、七六	一、〇三	五、六六
リオウ	元自由	一、四〇	一、〇八	二、〇六	七、一三	九、三三	一、四三	一、四三
バンカ	元自由	三、七七	三、四六	六、七	二、七三	三、三三	三、五八	一、二四
ピリトン	元自由	六、五九	五、七	二、〇三	七、三	六、九	一、〇七	一、三
スマトラ	元自由	三、七七	一、五	二、六	一、三	三、一	一、一	五、九
全土	元自由	一七、〇八	一〇、四	二、三	一〇、四	一四、〇七	一八、七	三、九

第二項 労働行政

(Indisch Verslag Ind. p. 250)

スマトラに於ける農業労働問題はスマトラ東海岸州の煙草栽培業に雇傭された華僑契約苦力を中心に展開されたものであるが、最近契約苦力はジャワ人及び僑華の自由苦力を以て代替され、その状態はピリトン及びバンカ、就中後者の錫嶺山に於ける労働状態に比すれば遙に勝れてゐる。勿論之に對しては反對的見解も存し、陳達は「蘭印に於ける移民の状態は英領に於けるそれよりも悪し」(Chinese Migration P. 21)と述べてゐるが、ケーターは、一九三〇年に國際労働局より派遣されてデリーに來たH.A.グリムショーの報告を引用して「契約労働者の使用されてゐる所で、蘭印程移民の状態の良い所はない」と述べてゐる(ケーター、前掲書三二八頁)。勿論グリムショーの報告は若干割引を要するとしても、苦力條令の制定等に依り一九三〇年當時に比し昨今は一段と労働條件の改善を見てゐる關係上、その言は大體肯定すべきであらう。

右労働條件の改善には舊蘭印政府の労働行政の轉向乃至發展が大きな役割を果してゐる。古い沿革に關する問題は華僑苦力と關聯せしめて後述することとし、本項に於ては最近の事情に就て若干觸れてみよう (前出「南洋年鑑」一四三六頁以下参照)。

苦力酷使の聲が漸く世の注目を惹き、一九〇〇年頃より労働監督の制度及び苦力募集規定の必要が叫ばれるに至り一九〇八年には労働監督制が外領に施されることとなり、更に一九一一年には俗に自由苦力條令と稱せられてゐる罰則のない政府令が制定されることとなつた。其後一九二一年に至つて司法部中に労働局(労働立法統計課、労働監督課、公安監督課の三課より成る)が分離され、同地の労働行政は一切同局の手に統轄されることとなり、茲に労働行政は格段の進歩を示した。而してスマトラ東海岸(バンカリス分州)、リオウ(リンガ、カリムン、タンジョンピナン



の各分州)、チャムビのパンロン業(製材業)、及び東海岸(ベンカリス分州を除く)、アチエ、西海岸、タバヌリは労働監督課に依て管轄され、更にバンカ、パレンバン、ランボン、ベンクローレン、チャムビ、リオウの各州は公安監督課第三監督區(監督官駐在地ジャカルタ)、東海岸、アチエ、西海岸、タバヌリの各州は同第四監督區(監督官駐在地メダン)に屬してゐる。労働局内には更に中央職業紹介所が設けられてをり、其の下部的機關たる職業紹介所がスマトラ内に於てはパダン、メダン、パレンバンの各市に所在して失業救済の任に當つてゐる。一九四〇年に於けるその取扱事情は左の如くで、原住民の職業斡旋が最も多數に上つてゐる。

○職業紹介所取扱數表 (一九四〇年)

所在地名	新求職者數		求人數		就職者數		年末現在求職登錄者數	
	男	女	男	女	男	女	男	女
パレンバン	八、三三三	一〇三	三	一	五	三	一	一
メダン	二、五七	四	一	一	三	一	一	一
パダン	一、七	一	一	一	一	一	一	一
スマトラ計	三、一〇〇	一三	一	一	一	一	一	一

(Indisch Verslag 1911 p. 256)

スマトラには右の外スマトラ東海岸州労働調査改善委員会が存在して労働條件の向上改善に貢献してゐる。本會は一九三一年メダンに設立せられたもので、労働契約の最長繼續期間、労働者側の労働契約違反に對する刑罰規定撤廢の可能性に關し政府に建言するを主たる目的とし(政府は本委員會の意見を考慮して後述の如く苦力條令を五年毎に

改正することにしてゐた)、依頼の有無に拘らず司法部長官、スマトラ東海岸州知事及び労働局長に對し、労働條件の改善に參考となるべき總ての方策をも併せ具申し來つたものである。

労働立法としては苦力募集條令と苦力條令とが存する。前者はジャワ苦力との契約締結に關して起る各種の弊害を防止すると共に精神上肉體上の不適を定め或は疫病の傳播を豫防することを目的としたもので、後者は勞資間の權利義務を嚴重に規定したものである。此の内殊に苦力條令は舊蘭印労働法規中最も重要なもので外領に於ける歐人諸企業の死活の鍵とも稱せられてゐる。

苦力條令はスマトラ東海岸州に於ては夙に一八八〇年に制定されて蘭印苦力條令の先驅をなした。本法は本來農業にのみ適用されてゐたものであるが、其の後鑛業・工業・鐵道及び工場等にも適用されるに到り、更に地方の特殊事情に基き部分的の改變を施した後他の諸地方にも波及し、スマトラ内に於ては一九一五年アチエ、一九一八年ジャムビ及びタバヌリ、一九二五年西海岸、一九二五年パレンバン、リオウ及びランボン、一九二七年バンカの諸州にも各獨立した苦力條令が制定され、更に一九三一年に至り官報第九四號を以て上記各條令は撤廢されると同時に外領全域に互つて一律に適用される外領苦力條令が制定された。本條令は總則、契約、雇主の義務、労働者の義務、懲戒規定、刑罰規定、刑罰規定の漸廢、監督及び終末規定の各章に分れてをり、内容は前記各條令と殆ど同一であるが、刑罰規定の漸進的撤廢に關する規定を包含する點に於て特に重大なる變化を示したもので、此の點は同時に労働條件の改善上大いに爲す所があつた譯である。而も本條令に基き五年毎に行ふ改正條令として一九三六年十月十日に發布された一九三一—三六年苦力條令は前條令に比し、刑罰規定の漸減方針、罰則附契約苦力の自由苦力化に關し更に竿頭一步を進めてゐる。

斯の如き労働政策の轉向は、フアイニヅアルが指摘する如く古くは和蘭本國經濟の自由主義的轉換に淵源すること



は勿論であり、又最近の労働行政の改善は生産政策としての社会政策の必然性の線に沿ふものであるが、イデオロギ  
 ーとしては舊蘭印政府は外部から強制されたかの観があり、世界輿論が外側から大いに之に作用してゐる。即ち一九  
 一〇年植民大臣は労働問題調査委員の意見を採用して刑罰規定を全廢すべき法律案を本國議會に提出せんとしたが、  
 此の時は猛烈なる反對に會ひ遂に目的を達することが出来なかつた。然るに一九三〇年ゼネバに國際労働會議が開催  
 さるゝや、刑罰規定は議題の中心となり喧しく論難され、蘭領印度人代表サリムの如きは猛烈な全廢論を唱へ、列國  
 代表中にも痛烈なる質問を發して和蘭代表を苦境に陥らしめ、他方東印度物産の一大顧客たる米國の如きは強制労働  
 に依て生産された物産(主にデリー煙草)を輸入せざる旨を言明する等、如何にしても近き將來之を全廢しなければな  
 らない立場に置かれたが故に、企業者及び政府も遂に刑罰規定の漸進的撤廢を敢行することに決し、前記の如く苦力  
 條例の制定を見るに至つたものである。

外領に於て契約苦力を雇傭し得る企業は農業及び工業に限定されてをり、而もその資格に就ては労働局長の判斷に  
 依て嚴重に監督され、業者の素質に應じ契約苦力を雇入れ得ないものも存する(苦力條令第一章總則)。契約期間は最  
 長二年で、再契約は認められない爲、満期後の雇傭に際しては全然刑罰規定の拘束を受けない譯である。此の場合の  
 契約は一九一一年官報第五四〇號を以て制定せられた自由苦力條令の規定する所である。内領に於て募集する原住民  
 との労働契約は必ずジャワ・マヅラに於て締結すべく、事業地に於て従來行はれた再契約はこれに依て完全に廢止さ  
 れることとなる。又傭主所有園の所在する地方の地元労働者との契約は禁じられてゐる。雇主の義務は賃銀・労働時  
 間・待遇等詳細を規定され、労働者の義務としては労働に服する外、支給住宅を清潔に維持する等の義務がある。

第三項 労働條件  
 第一款 賃 銀

労働者の所得を規定して

- (イ) 労働者が日常生活必需品を購入するに必要な金額
  - (ロ) 特別の生活必需品の購入に必要な金額
- となし、之を基準として最低賃銀が定められてゐる。
- (イ) 記載額とその一五%に當る附加金額の合計を以て最低賃銀となす
  - (ロ) 特殊作業條件を伴ふ労働に對しては記載額の三〇%増を以て最低賃銀となす
  - (ハ) 時間外労働に對しては超過時間に對する割増賃銀は少くとも五〇%以上を引上ぐるを要す

右は最低賃銀であり、雇主と労働者との契約の如何を問はず労働者のなす特殊作業に就ての賃銀増加の要求を正當と  
 認めてゐる。東海州の煙草エステート労働者の賃銀は一九四〇年平均に於て一日當り男子五七・六三仙、女子三四・九  
 一仙で、月額賃銀はジャワ人一八・九六盾—二〇・九二盾、支那人一九・〇三盾—二二・〇三盾である。一般的に支那人の賃  
 銀はジャワ人より高いが、ジャワ苦力の賃銀は家族成員の得る「家族賃銀」の要素が作用し、單身出稼の身である華  
 僑苦力より有利である。

○スマトラ東岸州煙草エステート關係苦力賃銀表 (單位盾、一ヶ月平均純所得)

エステート	ジヤワ人					支那人				
	A	B	C	D	支那人	A	B	C	D	支那人
一九四〇	二〇・七	二〇・七	二〇・七	二〇・七	一九・三	一九・三	一九・三	一九・三	一九・三	一九・三
一九三九	二〇・六	二〇・六	二〇・六	二〇・六	一九・二	一九・二	一九・二	一九・二	一九・二	一九・二
一九三八	二〇・五	二〇・五	二〇・五	二〇・五	一九・一	一九・一	一九・一	一九・一	一九・一	一九・一
一九三七	二〇・四	二〇・四	二〇・四	二〇・四	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇
一九三六	二〇・三	二〇・三	二〇・三	二〇・三	一八・九	一八・九	一八・九	一八・九	一八・九	一八・九
一九三五	二〇・二	二〇・二	二〇・二	二〇・二	一八・八	一八・八	一八・八	一八・八	一八・八	一八・八
一九四〇	二〇・一	二〇・一	二〇・一	二〇・一	一八・七	一八・七	一八・七	一八・七	一八・七	一八・七
一九三九	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六	一八・六
一九三八	一九・九	一九・九	一九・九	一九・九	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五
一九三七	一九・八	一九・八	一九・八	一九・八	一八・四	一八・四	一八・四	一八・四	一八・四	一八・四
一九三六	一九・七	一九・七	一九・七	一九・七	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三	一八・三
一九三五	一九・六	一九・六	一九・六	一九・六	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二	一八・二
一九四〇	一九・五	一九・五	一九・五	一九・五	一八・一	一八・一	一八・一	一八・一	一八・一	一八・一
一九三九	一九・四	一九・四	一九・四	一九・四	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇
一九三八	一九・三	一九・三	一九・三	一九・三	一七・九	一七・九	一七・九	一七・九	一七・九	一七・九
一九三七	一九・二	一九・二	一九・二	一九・二	一七・八	一七・八	一七・八	一七・八	一七・八	一七・八
一九三六	一九・一	一九・一	一九・一	一九・一	一七・七	一七・七	一七・七	一七・七	一七・七	一七・七
一九三五	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一九・〇	一七・六	一七・六	一七・六	一七・六	一七・六	一七・六















七章「刑罰規定の漸廢」の章に於て明確に規定してゐる。要點は左の如くである（前出「南洋年鑑」一四四〇頁―四一頁）。

一、一九二二年以前又は一九二一年中に創業せる農園は本條令適用の爲制定せらるべき政府令に基きて認定せられたる自由苦力（非契約苦力）を最少限左の率とすることを要す

(イ) 一九三六年十一月一日以降 五〇%

(ロ) 一九三八年一月一日以降 七五

(ハ) 一九四〇年一月一日以降 一〇〇

尙農園中一部のみが第一に該當すべき場合には(イ)は最少限三五%、(ロ)は五〇%とす

二、一九二二年より一九二七年迄に創業せる農園

(イ) 創業後第十一年目の一月一日以降 二五%

(ロ) " 第十三年目 " 四〇

(ハ) " 第十五年目 " 五〇

(ニ) " 第十七年目 " 七五

(ホ) " 第十九年目 " 九〇

三、一九二八年より一九三〇年迄に創業せる農園

(イ) 一九四二年一月一日以降 五〇%

(ロ) 一九四四年一月一日以降 七五

(ハ) 一九四六年一月一日以降 一〇〇

四、一九三一年より一九四一年迄に創業せる農園

一九四二年一月一日以降 五〇%

五、前項規定の期間に於て既存農園の既に行へる擴張又は今後行ふべき擴張に就ても同項の規定を適用す。

六、苦力條令は刑罰規定を伴ふ労働契約の下に於ける労働を一層制限し若しくは全廢せんが爲今後五箇年毎に訂正するものとす。

斯て外領に於ける全契約苦力数は年中平均に於て

一九二九年	四〇一、一九九人	一九三五年	一六、四五五人
一九三〇年	三七四、九一五	一九三六年	一七、五三六
一九三一年	二六九、六七五	一九三七年	一五、三六六
一九三二年	六三、七三四	一九三八年	二四、六八九
一九三三年	三〇、五五一	一九三九年	一一、五一五
一九三四年	二〇、七七〇	一九四〇年	六、二五八

と一九二九年を頂上に減少を示し、殊に一九三一―三二年に於ては苦力條令の制定に因り二六九、六七五人から六三、七三四人に著減してゐる (Indisch Verslag 1937 p. 211, 1941 p. 252)。右は大部分スマトラに於ける數字であるが更にスマトラに就て詳細を見れば近年も左の如く減少が著しい。

○スマトラに於ける契約苦力數 (一九三五年は十二月末、一九四一年は一月一日現在)



州別	支那人		ジャワ人男子		ジャワ人女子		合計	
	一九三五年	一九四一年	一九三五年	一九四一年	一九三五年	一九四一年	一九三五年	一九四一年
パレンバン			六七九		四七		七二六	
東海岸			三、六〇一		三、五六一		七、一三七	
ベンクルレン			六三				六三	
西海岸			八〇		七八		一、五八	
タバヌリ			八三		二四		一、〇七	
アチエ			一、八七四		九二		二、八六六	
リオピウ			三〇一		六		三〇七	
パンカ・ピリ	三、一六六	四、五二					三、一六六	四、五二
スマトラ合計	三、一六六	四、五二	八、〇六九	一、一四三	五、五七六	五〇九	一六、六三六	一七、一四五

(Indisch Verslag 1937 p. 209, 1941 p. 250)

第四項 華僑苦力

スマトラ東海岸州デリーに於ける支那苦力の募集は一八六四年原住馬來人に依る煙草栽培業失敗の時期に遡る。當時苦力は新嘉坡、彼南、支那に於て求められ、多く華僑ブローカーの手を通して行はれた。當初は苦力の誘拐等も行はれ、悪質の苦力も混入し非常な弊害を生じたが、各地當局の努力に依り其後は次第に改善を見るに至つた。

第一款 各地當局の對策

英領馬來に於ては一八六四年苦力募集の開始以來早くもその弊害に着目し、新嘉坡及び彼南に於て英國官憲の調査が行はれた後、一八七七年に華僑保護官が任命され、英領から外地へ行く華僑移民及び移民の募集を監督することになつた。而して労働契約は保護官の面前で結ぶこととなつた。然る所時々人達が發生するので一八八一年には身體檢

査を行ふやうになり、一八八六年には労働者の寫眞を要することとなつた。

支那側に於ては、支那政府は移民の不足、それに乘ずる移民素質の悪化等の事實ある爲、一八七三年以後に至り外交機關を通じて支那本土から直接容易に契約移民を供給するやう要求されてゐる。之に關し一八七三年に支・和・英・佛間に正式調印を見たが、實際は有名無實で、直接移住法、老客による親縁者の紹介等の方法が執られた。然る所支那は東印度に領事を置く事となり、一八八八年に自由移民募集の許可が與へられた。此の爲に同年香港に移民局が設置された。同移民局は世界恐慌後一九三三年に閉鎖されたが、右期間内に移民局は三〇五、二五七人の華僑苦力を支那からデリーに送り、一二四、〇二八人の歸國を援助した。そのうち最後の數年間の統計は左の如くである。

○デリー華僑苦力の携行金額及送金額

年 度	歸 國 苦 力	携 行 金 額 ( 弗 )	手 紙 數	送 金 額
一九二九年	四、二五九	八二、〇〇〇	一一、七一三	七四、〇〇〇
一九三〇年	四、六二三	二八、〇〇〇	一〇、三〇二	六三、〇〇〇
一九三一年	四、七八一	二四、〇〇〇	一二、六八〇	一四七、〇〇〇
一九三二年	五、〇六七	三六、〇〇〇	七、九六四	九八、〇〇〇
一九三三年	一、一〇九	一四、〇〇〇	六、三三三	七八、〇〇〇
一九三四年	六六〇	八、八〇〇	五、六一六	六八、〇〇〇

(ケイター前掲書 三二九—三〇頁)

一方デリーに於ては栽培會社は苦力募集に關して相互に協力し、デリー栽培協會(D.P.V.)を通じて募集を行つた。此の方法は移民の數を増加したのみでなく、その素質を向上せしめた。殊に「老客のみが彼の血族あるひは村落から苦力を募集しうるといふ栽培協會の取極めは、そのもつとも有効な處置であつた。老客は自然他人よりは自分の



血族の者や村落民にたいして責任を感じるやうになつた。自稱苦力にひつかゝる率は最少限に止つた(前同三三三―四頁)。斯てデリーに於ける状態は非常に改善され、一切の悪の根源ともいふべき苦力ブローカーを不要化し、一八七七年には支那政府委員を招聘して事態の好轉を誇示し得る迄になつたが、更に翌一八八八年には栽培協會は聯合移民局を設立し、苦力の受付、選擇、及び支那からデリーへの苦力輸送等の衝に當らしめることゝなつた。

最後に舊蘭印政府は最初から使用人・雇主間に干渉主義を以て臨み、一八二五年労働契約は登録を要し、期間は最長八年と定められた。一八六八年更に労働契約は一種の成文契約書を要する規定となり、同時に期間の最大限度は五年に短縮された。一八七五年には又スマトラ東海岸に對して法律が制定された。これは書面にした契約書は必要としないが登録を要し、當局は常に苦力契約が労働者自身の承諾を得て締結されたか否かを確める爲、雇主を嚴重監視するやうに規定された。同時に東洋外國人と労働契約を結びそれを實行する場合、詐欺や強制が行はれぬやう防止する法律も制定された。一八八〇年には更に東印度最初の苦力條令たるスマトラ東海岸苦力條令が制定されたが一九一一年には罰則のない自由苦力條令が制定され、遂に一九三一―三六年の苦力條令へ發展した。罰則制度を廢止する政府の努力に就ては前に論じたが、煙草栽培業にも同様な處置がとられ、(イ)世界恐慌に因り漸時労働力の供給に餘裕を生じ罰則規定なくとも労働力不足に因る事業成績悪化の危険がなくなつたこと、(ロ)罰則を含む契約労働を以て生産された物品の輸入を禁ずるブレインの修正案が米國上院を通過し、最大顧客たる米國への煙草輸出が困難になつたこと、と相俟つて今や煙草栽培には自由苦力のみ雇傭されるやうになつた。即ち左の如くである。

(○スマトラ東海岸州華僑苦力人口統計 (一月一日現在))

年 度	契約苦力	自由苦力	年 度	契約苦力	自由苦力	年 度	契約苦力	自由苦力
一九三〇	二六、〇三七	七八二	一九三四	一	一二、八〇二	一九三八	一	一〇、五一六

一九三一	二二、二四五	五六九	一九三五	一	一二、五五〇	一九三九	一	八、五九八
一九三二	一七、四九七	九八七	一九三六	一	一二、一一六	一九四〇	一	八、五九八
一九三三	九〇五	一二、九一八	一九三七	一	一一、五二〇	一九四一	一	七、一九〇

(ケーター前掲書 三二六頁、Indisch Verslag 1937 p. 209, 1938 p. 226, 1941 p. 250)

第二款 華僑苦力の現状

パンカ、ピリトン、及び東海岸州以外大企業は餘り労働移民を入れてゐないが、一九四一年一月一日現在に於ける華僑苦力数は二一、二一六人に上り、左の如くスマトラ各地に分布してゐる。

バレンバン	九六三	西 海 岸	四八
ジャムビ	六八	ア チ エ	六一
東 海 岸	七、一九〇	リ オ ウ	一、五〇三
ペンクレーン	六二	パンカ・ピリトン	一一、三二一

現今華僑苦力は殆ど自由苦力が占めてゐるが、パンカ・ピリトン地方には同年に於て未だ四、五二一人の契約苦力が残存してゐる。

華僑苦力数は一九三〇年には三一、七一八人、一九二七年には東海岸州のみを以て二八、六九一人に上つたが、其後は次第に減少し、殊に恐慌後の一九三四年には全スマトラを以て二二、八〇三人となつた。其後景氣恢復と共に一九三七年迄は若干増加し、全スマトラに於て

一九三四年末	二二、八〇三
一九三五年末	二三、五五七



一九三六年末	二九、六七三
一九三七年末	三一、五四八
一九三九年末	二二、六七五
一九四〇年末	二二、二一六

となつてゐる。

農業労働力としての華僑勢力の後退には世界恐慌が大きな作用を爲してゐることは明で、此の時は華僑苦力のみならずスマトラに於ける全農業労働者も一九三〇年の三〇二、七〇三人から、一九三四年には二二二、四三二人に減少してゐる。其の後景氣の恢復に伴ひ農業生産も活況を呈したが、華僑苦力の増加率はジャワ苦力のそれに及ばず、更に一九三七年以後は逆に華僑苦力は漸減し、一九四〇年末の苦力数は一九三四年當時に比してさへ一、五八七人の減少となつてゐる。ジャワ苦力が右期間に八四、二二一人を増加してゐる事情と對比する時、上述の如き華僑苦力の相対的並に絶對的減少は注目すべきである。此の場合左の諸原因が考へられよう。

(イ) 恐慌の特殊的作用―先づ恐慌に因つて多數の苦力は支那本國に送還されたが、スマトラ内に於ては華僑の都市集中を招來し、景氣の恢復後之が農業労働者へ再轉化する場合は稀であつた(或場合には他の經濟分野への進出を意味する)。更に支那本國に於ては一九三三年香港移民局の閉鎖となり、苦力募集は停止されて、同局を通じて爲された大量的移民送外の道が鎖された。

(ロ) 賃銀の割高―支那苦力の賃銀は一般に高く、恐慌當時の賃銀は支那苦力一盾五〇仙に對し地方苦力八〇仙、ジャワ苦力、新規契約男子四二仙、女子三七仙、再契約男子四五仙、女子四二仙となつてゐる。ジャワ苦力の移入、原住民經濟能力の進歩等により華僑苦力の特殊性が拂拭されつゝある今日、賃銀の割高が競争上華僑苦力にとつ

て不利である點は覆ひ難い。而も華僑苦力が單獨移住者たるに反しジャワ苦力は家族を有し、家族賃銀を形成し得る結果低賃銀に對する抵抗力が強い。その最たる者は女子労働力の動員で、一九四〇年の性別構成を見れば、華僑苦力が大部分男子苦力であるのに對し、ジャワ苦力は

一月一日現在	男子	一八八、六二九	女子	一〇三、六二一
十二月末現在	"	一八六、八八〇	"	一〇〇、〇六七

となつてゐる。

(ハ) 入國稅―蘭領印度入國法は、世界經濟の獨占資本主義への移行、それに呼應する原住民政策の變更等に因り最近屢々改正されたが、上陸許可證の下附に對する手数料が二五盾から一五〇盾に引上げられたことは華僑苦力の雇傭を制約する大きな要因を爲してゐる。一九三八年三月三十一日に一定地方に於ける支那人に對しては外國人勤勞條例の適用免除に關する總督決裁の法令が公布され、その第一條第一項に於て「入國に關する勅令の規定は蘭印の爲若くは苦力條令の規定に依る勞働契約に基き勞働に従事するため、外國に於て募集された労働者に對しては適用せず」とされてゐるが、併し勞働契約が成立しない時、或は契約登記が變更した時、又は契約の履行されない時は入國勅令はその労働者に對しても適用され、一般入國者と同様に入國令第九條に依て發給される入國許可證に對して一五〇盾を徴收される。要するに華僑の罰則契約苦力は他の一般外國移民に課せられてゐる一五〇盾の入國稅を支拂はなくともよかつた譯であるが、苦力條令に依て契約苦力の雇傭は極度の制限を受け、企業は自由苦力に多く依存しなければならぬ譯であり、もし支那から自由苦力を入れるとすれば會社は此の重税を負担しなければならぬ。之が華僑苦力の減少に對し大なる作用を爲してゐることは自明であらう。

移民の出身地を見ると潮州系の者が最も多く、一九一二年から一九二〇年にかけて三六パーセントは潮州人、四一



パーセントは陸豊人又は海豊人(共に潮州人に屬す)、五パーセントは福建人、四パーセントが客家、殘餘は其の他に屬してゐる。勞働組織として錫鑛山で採用された公司制度(資本を有する華僑が、一定賃銀で働く鑛夫を備つて採掘公司を作り、會社は公司と一定の契約を結んで産物を引取り、公司を介して苦力を扱ふ方式)は煙草栽培では固執されず、苦力は親方(タンデイル)の下で働くことになつてゐる。タンデイルは公司の如き一種の請負者ではなく備主から任命されたマンドール(頭領)又はマンドール頭であつて、單に仕事を監督統御するだけである。そして雇主の許可なしではトコ(商店)を持つことも苦力に前貸することも出来なくなつた。東海岸の煙草以外、大農場に雇傭されてゐる華僑苦力数はせいと二、三百に過ぎないが、普通土産農業及び園藝に従事する者として一九三〇年の國勢調査では七、六四八人はバンカで胡椒及びガンビールの栽培に従事し、その他リオウ及びベンカリス等のゴム園、リオウ及びニヤスなどの椰子農園、リオウのガンビール農園など全スマトラに分散してゐる。此の内バンカ及びピリトンに居住する華僑苦力数は一般の現象と逆行し近年寧ろ増加してゐる。

農園で撲滅すべき悪弊は賭博と阿片であつて、問題の種になつてゐる。従前の賭博請負制度は許可制となり、阿片販賣請負制度は政府の專賣となり、事態は非常に改善された。殊に賭博許可に對する規定を嚴格にし、秘密賭博の防止に力を注いだので問題を起すこと少くなつた。阿片吸飲者も近年減少したが未だ絶滅するには至らず、華僑苦力中未だ多數の阿片吸飲者が存し、而も非合法的なものが多い。苦力以外の華僑の數字を含むが、参考迄に阿片に關する統計を掲ぐれば左の如くである。吸飲者の分布状態を考ふれば表中非合法的吸飲者は苦力と考へて大過なく、然るときはスマトラに於ける一九四〇年の全消費額一一、一六八、四〇〇瓦中實に九割は華僑苦力の消費する所である。

○華僑關係阿片統計 (一九四〇年)

州 別	支那人消費量(瓦)		他人種を含む全消費量(瓦)	支那人吸飲者		他人種を含む吸飲者	支那人一人當(瓦)		全消費額(單位千盾)
	免許者	密飲者		免許者	密飲者		免許者	密飲者	
ランボン	三、七〇〇	—	三、七〇〇	—	—	—	—	—	三、七〇〇
パレンバン	三、四〇〇	—	三、四〇〇	—	—	—	—	—	三、四〇〇
チヤムビ	三、八〇〇	—	三、八〇〇	—	—	—	—	—	三、八〇〇
東海岸	四、〇〇〇	—	四、〇〇〇	—	—	—	—	—	四、〇〇〇
ベンクレーン	四、三〇〇	—	四、三〇〇	—	—	—	—	—	四、三〇〇
西海岸	四、四〇〇	—	四、四〇〇	—	—	—	—	—	四、四〇〇
タバヌリ	八〇、九〇〇	—	八〇、九〇〇	—	—	—	—	—	八〇、九〇〇
アチエ	一九、一〇〇	—	一九、一〇〇	—	—	—	—	—	一九、一〇〇
リオウ	四、一〇〇	—	四、一〇〇	—	—	—	—	—	四、一〇〇
バンカ・ピリトン	四、六〇〇	—	四、六〇〇	—	—	—	—	—	四、六〇〇
スマトラ全土	一、三六、七〇〇	九、六四、四〇〇	一一、〇一、一〇〇	二、九四	二七、七六	三〇、七〇	四、二〇	三、五〇	五、九二

(Indisch Verslag 1941 P. 512, P. 513)

第五項 ジャワ苦力及勞働力としての原住民

(1) ジャワ苦力

恐慌策としての生産合理化の遂行、農業技術の改善、農場の機械化等の爲、農業勞働力への需要は必しも農業生産の擴大に追隨してゐないが、スマトラに於けるジャワ苦力は世界恐慌以後大體漸増の傾向にある。

○ジャワ苦力數年別表 (各年末現在)

一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三九年	一九四〇年
-------	-------	-------	-------	-------	-------



スマトラ計	男子		女子	
	自契	自由	自契	自由
二〇二、七三六	九、七二七	八、〇六九	七、二二九	一一、二四三
二二八、五〇〇	一四三、九五八	一五〇、二〇〇	一七八、五七四	一八六、九七五
二四〇、一〇〇	五、二三一	五、三七八	四、一二六	一、一四三
二九〇、九九五	四六、五四四	七一、〇九五	七八、五四五	一〇二、四七八
二九二、二五〇				九九、五五八
二八六、九四七				

(Indisch Verslag 各號に據る)

契約苦力の減少、婦人労働者の相対的夥多とその経済的意義、近年華僑苦力を排除しつつある事情、等は前述した。スマトラ内に於けるジャワ苦力の分布を見れば、華僑苦力と同様スマトラ東海岸州に最も多く、アチエ及びヂヤムビの兩州が之に次ぎ、近年華僑苦力の最も多く集中してゐるバンカ・ピリトン地方は極めて少い。一九四〇年末の數字に就てみれば左の如くである。

地方	西海岸	東海岸	スマトラ計
ランボン	一五、八四九		
パレンバン	一八、七八一		
ジャムビ	八三一		
東海岸		一一三、一〇五	
バンクレーン		五、二〇〇	
スマトラ計	二八六、九四七		
西海岸	一〇、二〇七		
タバヌリ	五、〇三七		
アチエ	一一二、〇九七		
リオウ	四、七七〇		
バンカ・ピリトン	一、〇七〇		

ジャワ苦力は、従順なこと、規則的なことがその特徴として挙げられてゐる。例へば無法な命令を下し腕力を用ひて制裁せぬ限り能く備主の命に服従し、交命令して置けば緩慢乍ら仕事を爲し、決して遣り放しがないと言はれてゐる。その反面として忙しい時に合はぬ缺點があり一日中に自己の爲すべき仕事の量を決めてゐて、夫以上はたと

ひ割増を與へても働かず、此の點農繁期等に於て例へば煙草の葉を是非一日中に摘み終る必要があるやうな場合には賃銀さへ増加すれば良く働く支那苦力の方がよいとされてゐる。又ジャワ苦力の第二の缺點として稍懶惰なことが擧げられてゐる。併し斯る事情を見て、ジャワ人を目して永久に経済的弱者となすのは早計である。次の引用は此の間の参考となるであらう。

「尙また、オランダ人の統治は唯に土民の社會構造を損ねたのみならず、土民の精神的希望をも損ねた。東印度會社の没落後種々なる改革が畫策された時、ジャワ人は立身向上の望を失ひ、如何に賃銀がよくても僅しか働かぬことが屢々論議の話題となつた。……強制労働、強制耕作、任意破壊（引用者註——生産物の市價が上れば強力的に生産擴張を行はしめ、下落すれば忽ち生産縮少、生産破壊を行はしめる政策が、各種の産物に關し屢々行はれた）……二百年に亘る苦い經驗が土民の經濟觀念を鈍くした。經濟法則が效力を有しなかつたこの土地に於ける二世紀に亘る生活の後に、彼等がもう經濟法則を認めなかつたのは異とするに足りない」（「フアーニヴァル」蘭印經濟史）南太平洋研究會譯、昭和十七年一月、七一―七二頁）。

(2) 原住民

右の事情はスマトラ原住民にも妥當する。長く王朝を奪はれ、國土を奪はれ白人の壓制下に呻吟して來たスマトラ人は経済的に全くの無能力者とされて來た。併し近年は、スマトラの開発が或程度進捗し來つた事情と相俟つて彼等の経済的進出には見るべきものが存し、北部のアチエ人、ガヨ人、高原地帯のバツク人、西岸のミナンカバウ馬來人南部のパレンバン人、ランボン人等経済的に至要化しつつある。労働力としてその性質は以下の如く稱せられてゐる。アチエ人＝高地のアチエ人は狂暴、海岸の同族は奴僕性にして盜癖が多く、無懶放縱とされてゐるが、之は一九〇四年迄長くオランダと闘ひ續けた過去の然らしめる所であり、本來は器用で絹織業等の工藝に長じ、産業に對し潜在



的能力を有してゐる。アチエ人は又奢侈の悪弊があると言はれてゐる。

ガヨ人、ガヨ人が近代的社會に接して以來未だ半世紀に充たず、現今未だ調査不十分な點があるが、性極めて勤勉温順で、農牧を能くし、又木・銅・象牙細工等に優秀なる才能を示し、繊細なる原料を紡織し、緻密な蓆を組製しかつ良質の陶器を製作する。

バタック人、トバ湖を中心として分布し、聰明且極めて勤便である。女子の勤勉は特に著名で、農耕其の他所謂力仕事にも従事してゐる。農業、牧畜、工藝不可なるはなく、珈琲・煙草の如き栽培にも長じ、最近迄外來の勢力に對し反抗を續けて來たが、栽培技術を華僑に學んで之を自家樂籠中のものとなし、却て低賃銀、家族勞働を以て華僑を壓迫する等、島内で最も有望な種族の一とされてゐる。

ミナンカバウ馬來人、原住民中最も開化した種族で、華僑が獨占してゐたバス・トラックの運轉手の職を奪ひ、新嘉坡との直接取引の分野にさへ進出せんとする勢を示してゐる。臨機事物を學ぶに甚だ敏捷で、農民・商人・職人（金銀細工・銅及び眞鍮製品は有名である）として優秀である。唯優者に向つては屈從的で、劣者に對しては傲慢に流れ易く、稍正直でない缺點があると言はれてゐる。

パレンバン人、パレンバン人も往時榮えた種族の一で、ジャワの原住民より職業能力を有するとさへ言はれてゐる。ゴム園に於ても充分使役に耐え、又自動車の運轉等にも才能を有する。

ランボン人、古くからジャワのバンタムとの胡椒の取引を行ひ、現今も歐洲市場を目的とする胡椒の栽培を盛に行つてゐる程で、相當集約的作業にも耐え得る。平地に居住するオラン・バプラン族は就中優秀で、中にはエステート經營者さへ存する。

## 第六節 ゴム

ゴム栽培業は東印度栽培企業中最後に發達したものであるが、工業必需品、生活必需品たる以上に軍需産業として注目され、數度の不況をも排除して漸次隆盛に赴き、最近に於てはその輸出額は糖業を遙に凌駕するに至つた。殊にスマトラに於てはゴム栽培は同島の最大産業と稱することが出来る。

### 第一項 沿革

世界産額の三分の一を産する舊蘭印の彈性ゴム生産の歴史は餘り古いものではなく、ゴム業の發達は一九〇五年以後の事であると稱するも過言ではない。彈性ゴムが歐洲人に紹介されたのはコロンブスのアメリカ發見時代（一四九三—一四九六年）に遡る。下つて一七三一年パリの學士院から南米に派遣された二組の探險隊の一隊長で博物學者にして醫師たるコンダミンが一七三六年ブラジルから彈性ゴムをパリ學士院に送附し、土人が燈用・防水・靴・袋・スポイトとして使用してゐる旨報告してゐる。併しゴム種子の輸出がブラジルの國禁となつてをり、之が世界的普及は百五十年後種子が盗み出される迄は望み得なかつた。然るに一八七二年コリンスといふ英人がパラゴムの種子を僅作ら千七百八十三個密輸し、更に一八七六年ロンドンのキウ王立植物園長ジョセフ・フリーカーの懇懇に依りヘンリー・ウィツカム男が七萬個を持出し内二千個がキウ植物園の温室で發芽した。大部分はセイロンとマライに栽培され、少量がジャワに輸入された。

古來舊蘭印はガタバーチヤ(Gutter percha)其他野生ゴムの産地として知られ、又一八五五年頃セアラゴム(Caeara Rubber 學名 Manihot Glaziovii) が輸入せられ、次で一八六四年に印度ゴム(Ficus Elastica) 更に一八七六年メキシコゴム(Castilloa Elastica) が移植されてゐた。併し之等は何れも好成績を齎さず、ゴム業の普及はパラゴム



の組織的栽培が開始されて以後の事に屬する。

ジャワに移入されたパラゴムの種子はバイテンゾルフ植物園で試植された。一八八三年同植物園は若干のパラゴムの種子を得て繁殖を計つたが、當時の試験の結果に依れば、パラゴムは迅速に成長するが他種に較べて乳液の浸出量が少いとされてゐた。然るにその後の試験研究の結果、他種は度々採集を行ふ時は浸出量が漸次減少する傾向があるが、パラゴムは不斷の採集に耐え、且切傷の刺戟に依て却て産出が多くなることが發見された。又ゴム製造上の凝固加硫も容易であり、栽培も比較的簡單である等の故を以てパラゴムの栽培が經濟上最も有利であることが認められ現在パラゴムは栽培ゴムの殆ど大部分を占めるに至つた。

舊蘭印のゴム業は一九〇〇—一九〇五年頃から漸く本格的に發足したが、併し一九一〇年頃迄は未だ大面積ではなく、その後漸次増大し、一九二七年には栽培面積四十八萬五千陌となり、近時は六十萬陌以上に達した。

東印度ゴム業の發達は一九二二年以降のゴム價下落、それに基因するマライ・セイロンの生産制限に負ふこと大なるものがあり、殊に斯業のスマトラへの集中著しく、東印度ゴム業が漁夫の利を占めたと稱せられる所以である。即ちセイロンとマライは世界のゴム産地として他の追隨を許さなかつたが、一九二二年のゴム價下落に際し英領政府はその保護政策を取行し、人為的生產制限を實行した。勿論東印度の参加を慫慂したのであるが、東印度は之に参加せず、英領側は當時猶微力であつた東印度の参加なくとも充分自己の勢力範囲内で効果を挙げ得るものと信じ、一九二二年十一月一日より五割の制限を實行した。多少の曲折はあるが此の政策は效を奏し、市價は次第に上昇して一九二五—二六年にはブームを現出し、一九二二年にはゴム價は一封度二〇仙を割つたものが最高一弗八〇仙といふ高値を示した。併し之は生産制限に参加してゐない東印度の生産擴張を刺戟した。生産制限に因りゴム價は狂奔したが英國側は生産を削つてをり、之に對して東印度側は全力を擧げて生産し、各國資本亦東印度に集中した。舊蘭印政府は此の好機を利

用して斯業に於ける地位を鞏固ならしむべく、原住民のゴム栽培をも奨励した。斯て東印度の生産高は英領に肉迫し、世界生産額の三割強を占める牢固たる地歩を確立し、その輸出額も又一九二五年以來砂糖を超えて第一位となつた。

一九二八年十月三十一日英領に於ける生産制限は撤廢され、一時繁榮を豫想されたが、翌二九年十一月米國のパンク襲來以後世界經濟は恐慌へと突入し、ゴム業も不測の損害を蒙つた。ゴム價は一九三二年には一封度五仙 割り一九三三年には未曾有の安値となつた。遂に國際的生產制限が行はれることとなつたが、併しスマトラのエステートゴム業は(イ)新企業なる爲改良種が多いこと(例へばマライでは生産制限に災されて若木の多産樹林が少い)(ロ)恐慌前に特殊利潤の蓄積があること等の爲、又原住民ゴム業は生産轉化が容易なことの爲、恐慌にも或程度充分耐え得、ゴム企業はスマトラに於ける最大産業となつた。ゴム價は前記の如く一九三二年には一封度五仙を割り、一九三三年には未曾有の安値となり、遂に國際的生產制限が行はれるに至つたが約四割に達する原住民ゴム生産の制限が困難で、一九三四年五月に至り、更に生産及び輸出制限に關する國際協定の勵行を行ふに至つた。原住民ゴムには特別輸出税を賦課し、漸次個別制限に進み、エステートには直ちに個別制限を行つた。即ち一九二八年の輸出基本量五億六千八百六十四萬担に對し、一九三八年には約九〇%となつた。最近歐洲戰爭の勃發と共に制限を解き、一九四〇年には輸出額は五十九萬トン、三億三千萬盾に達し、前年に比し約二倍となつた。

外領のゴム産額中約九割はスマトラに於て生産されるものであるが、最近に於けるゴムエステート數、栽培面積、生産額を示せば左の如くである。

#### ○外領民間ゴムエステート生産統計



年次	エステート数			栽培面積 (陌)			生産額 (千疋)		
	ヘヴィヤ	ガタバチ	フアイカ	ヘヴィヤ	ガタバチ	フアイカ	ヘヴィヤ	ガタバチ	フアイカ
一九四〇年	六〇二	二	三	三六、四四四	一七	六二	一八、六〇〇		
一九三九年	五八	二	三	三〇、二六七	一七	八五	二六、九七		
一九三八年	五三	二	三	三六、八六〇	二六	一〇四	二一、四七三		
一九三七年	五三	二	三	三六、四四五	二六	一三三	二五、四四〇		
一九三六年	五五	二	三	三六、八六五	二六	一三九	二〇、五八		
一九三五年	五七	二	三	三五、一四七	二六	一三三	二五、〇三		
一九三四年	五七	二	三	三六、三三六	二六	一三三	二〇、三〇		

(Indisch Verslag 1941, p. 290)

右は民間のエステートに關するものであるが、尙政府エステートが二、三存してゐる。但外領に存するものはヘヴィヤゴムだけで、ガタバチヤ又はフアイカを栽培する政府エステートは存在しない。

○外領政府ゴムエステート生産統計 (但ヘヴィヤのみ)

年次	エステート数	栽培面積 (陌)		生産額 (千疋)
		總面積	生産面積	
一九四〇年	三	五、一六五	三、二九一	二、二二六
一九三九年	二	三、八五二	三、四二二	一、五四六
一九三八年	二	三、五五一	三、一六九	一、五一九
一九三七年	二	三、五二六	三、四七八	一、二五〇
一九三六年	二	三、五〇七	三、二九八	七一三

一九三五年	二	三、四九三	二、六二三	五七七
一九三四年	二	三、五一八	一、八七五	七一九

(Indisch Verslag 1938 P. 269, 1941 p. 283)

第二項 エステートゴム

第一款 栽培技術

(1) 栽培

スマトラにはガタバチヤの廣大な混淆林が存し、原住民中には古くから採集を行つてゐるものがあるが、スマトラのエステートゴム園はパラゴムの栽培を主とし、エステートでは近年一九四〇年を除きガタバチヤは全然産出を見てゐない。

スマトラのゴム園はジャワとは著しく異なる。ジャワではゴム栽培が輸入された時は既に原住民の農地が開けてゐたし、他方七百米以上の地は低温に失する爲、主として火山と平地との中間に横はる百―五百米の丘陵地に開かれたがスマトラは之に反して人口稀薄で平地多く、且開拓も遅れてゐた爲ゴム園は百米以下の地に多い。従てスマトラでは土壤に對する要求は比較的少く、重粘土でない限り栽培し得る。

ゴム栽培上問題となるのは被覆植物である。熱帯では高温の爲有機物が盛に分解し、腐植を生ずること少く、一面猛烈な驟雨の爲に土壤が打叩かれ且傾斜地は細土を流失すると共に酷熱の日光に直射されるといふ烈しい氣候の影響に曝されるから、裸地とするときは急速に地力悪化を免れないのであつて、これが爲多年生植物の栽培には地表面を植物層を以て被ふ必要があり、種々の被覆植物が用ひられてゐる。彈性ゴムの栽培には被覆植物はゴム樹と同様重要な問題である。被覆植物は選擇除草を行ひ、その地に在る無害の軟質植物又は灌木を残置するのも一方法であるが







品種改良は有性的及び無性的の両手段で行はれる。有性的の方法は父樹及び母樹を隔離して授精を人為的ならしめることに依り行はれ、良母樹の種子で新園を造成したものは一般に良好である。無性的の方法とは優良樹の芽接法で、一九〇一—一三年バイテンゾルフ有用植物園長ファンヘルテン (Van Helten) の手で実験に成功し、一九一六年初めて實用的に應用されたもので、その後一九二六年芽接苗園の成績良好なる例が現はれ、組織的研究をなす弾性ゴム試験所が出来て一層進歩した。母樹の無性繁殖による子孫をクローンと稱するが、クローンは併し必しも母樹と一致しない。又同一母樹の實生苗も必しも母樹と同様でない爲、現在では一應良母樹の種子又はクローンを密植し、各樹毎に個液の採集試験記録をなし、劣等個樹を間伐する方法も行はれてゐる。

以上の如く「要するにマレーでは早く弾性ゴム栽培事業が發達し、世界最大の生産地となつたが、栽培法及び品種改良等、科學的研究は蘭印の方が進歩して居り、その生産額も近時接近しつゝある盛況にある」(ダイヤモンド社前掲書二三九頁)といはれてゐるが、その代表的なものはアフロス(A.V.R.O.S.)と稱せらるゝメダン所在のスマトラ東海岸護謨業者聯合會 (Algemeen Vereeniging van Rubberplanters ter Oostkust van Sumatra t. Medan) である。同聯合會は一九一〇年創立されて以來著名な學者を集め技術的と經濟的の二面から栽培業の發達向上に資すべき研究をなし、多産優良樹の獎勵、芽接法の研究發表、經營合理化の指導等に關し會員その他にその結果を報告し、スマトラゴム業の爲に實に偉大なる貢獻を爲してゐる。

## 第二款 ゴムの生産

### (1) 生産行程

森林の開墾後多くは焼畑法を用ひて之を焼き、苗床で生育した大凡一年位の苗木を移植する。東海岸地帯の濕地に於ては時に排水工事を施し、幅員深度共に約六尺位の排水溝が作られる地方もある。植付後約五ヶ年經過するとゴム

樹は高さ四、五間の大木となり、切付が開始される。切付の方法は周知の如くで、ゴム樹の生命は地上三呎の間に在りとされる。熟練者は一ヶ月毎日切付を施して一時に達しないといはれてゐる。故に三呎は略三ヶ年切れる譯で、樹面は四面に分ち、一面づつ切下げて四面を切終つて最初の面に歸る頃には樹皮は既に舊體に復し、また元の如く切下げられるのである。斯て樹幹の全面を一廻轉切るには少くとも十年を要し、エステートのゴム樹の生命は五十年とされてゐる(原住民では約二十五年)。最近は幾度かの不況による經驗と科學的研究の爲に右技術は隔世の進歩をなしたが、ゴム樹の圓熟時代は樹齡十年から二十年乃至三十年といはれるのである。

乳液(ラテックス)は工場に運搬され生ゴムを製する。パラゴムの乳液には約三五%の生ゴムが含まれてゐるが、通常水を以て二〇%に稀釋して凝固法を行ふ。凝固法には通常蟻酸を用ひ、蟻酸は水で薄め稀釋乳液一立當二分の一乃至四分の三立方糶を加へる(醋酸の場合はその二倍となる)。攪拌後放置し、凝固ゴムを切り、ローラーでクレープ又はシートとなし、クレープは乾燥小屋で約十日間乾燥し、シートは約十日間燻煙する。新しい方法としてホブキンス氏のスプレイング法がある。之は乳液を小滴とし、滴下中熱氣で乾燥するもので、又別にアムモニヤを加へ温帯の工場へ運搬することもある。以上各種の方法があるが、生ゴムはゴム工場に運搬し、加硫化を行ひ製品を作る。尙米國の農園に於てはラテックスのまゝ之を米國工場に運ぶことを行つてゐる。但之は米國獨自の方法である。

### (2) 資本

スマトラゴム業に投下された資本額に就ては前に述べた如く、一九二九年の推定額三九〇、四一五千盾で、エステート關係全資本額七三二、六八三千盾の五割三分餘を占め、他部門を遙に凌駕してゐる。國別に見れば和蘭資本が最も多く、一九二九年の調査に依れば

和 蘭 一四六、四八五千盾 一 日 本 一一、一五七千盾



英國	一一一、五七七	獨逸	四、五二一
米國	五三、〇三五	瑞西	三、五四二
佛・白	四五、一三二	其他	一四、九六五

となつてゐる。白人の經營は本國の本社から派遣されたビジネス・エヂェントが最高権限を持ち、その下にヴィズイ・テイニング・エヂェント、農園作業支配人、會計監査人等が現業地に在り一體となり、經營管理するシステムになつてゐるものが多い。その組織には勿論長短両面が存してゐるが、「専門知識を合理的に綜合的に利用する白人のマネー・ジメメントは、蓋し一日の長があらう」(辻森前同七二頁)といはれてをり、又彼等が事業計畫必要資金の殆ど全額を最初に保有して着手する點がその強味として擧げられてゐる。投資地は各國資本とも多く東海岸州及び隣接地帯で、總額三九〇、四一五千盾中、東海岸地方三五、一三〇一千盾、南部地方三九、一一四千盾である。

米國のゴム投資額は和・英等に比すれば小額であるが、その飛躍が顯著であること、優良園が多いこと(前出一英反當の生産額統計参照)は注目すべきである。和蘭資本は先覺者として好況時代の恩澤に浴したること、早くから合理的に技術の向上を企圖したこと、多産樹の造林に意を注いだこと等、ゴム界の中堅としてその地歩は鞏固であり、英國資本は優良園は必しも多いと言へないが、その傳統の力には動かし難い強味がある。更に、投資額こそ我國の約半に過ぎないが獨逸資本の經營には注目すべきものがあり、珈琲、茶、油椰子等と立體的に經營し、作物にバライアテイを持ち、科學的態度で投資してゐる點「大いに敬意を表するに當る」といはれてをり、獨逸人資本であるマリハツト農園の如きはスマトラに於ける代表的農園として「高價の賞讃が拂はれてゐる」(前同七二―三頁)。我國のゴム資本として主要なものはボルネオ護謨(大正六年十一月創立、スマトラ内アチエ州に事業地あり)、スマトラ興業(大正七年創業、東海岸州に事業地あり)、スマトラ護謨拓殖(前同)、南洋ゴム(前同)、新熱帯産業(昭和六年創業、東海岸、

ヤムビ、リオウ等に事業地あり)、大倉スマトラ農場(油椰子を主とするもゴム園もあり、リオウ州に事業地あり)、其他南和公司、南國護謨、古川合名會社等である。數字は主に昭和七八年頃のものであるが之等日本人諸ゴム園の事情は概略左の如くである。

○邦人ゴム園統計

會社名	拂下面積(英反)	植付面積(英反)	新樹林(英反)	採集面積(英反)	年産額(封度)	一英反當平均生産額(封度)
ボルネオ護謨	一〇、五〇〇	二、七〇〇	六〇〇	二、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	四一五〇〇
スマトラ興業	一四、〇〇〇	七、〇〇〇	五、二〇〇	一、五〇〇	六七五、〇〇〇	四五〇
スマトラ護謨拓殖	五、〇〇〇	五、〇〇〇	九〇〇	三、七〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	五七〇
南洋ゴム	二、六五〇	二、〇八四	五〇〇	一、五〇〇		四五〇
新熱帯産業	四、三九〇	五〇〇				
大倉スマトラ農場	五〇、六九〇	七二三				

(辻森、前掲書八二―八五頁その他に依る。新熱帯産業の數字はアチエのみ)

③ 勞働

スマトラエステートゴム園の最大弱點は勞働力の不足に在りとされてゐる。外國勞働者の雇傭は入國税の關係上負擔に耐えず、過去に於ては最も經濟的なジャワ苦力に殆ど依存して來た。一方農園はなるべく地方苦力の吸收に努めてゐるが、所謂勞働者の自由市場の存しないスマトラに於ては相當困難な模様である。併し過ぐる世界恐慌當時は生産費切下を目的として隔日又は三日巡廻採集の方法を採用し、全面績毎日採集より却て良好な結果を得、採集勞働者に關しては殆ど從來の三分の一の勞働を以て足ることゝなつた。

④ 生産額及輸出額



東印度のエステートゴム生産額の六割餘は外領で産してゐるが、外領中スマトラのみの産額は九割七分に上つてゐる。今最近に於ける外領エステートゴムの産額をみれば

一九三一年	九四、九一五噸	一九三六年	一〇一、七五八噸
一九三二年	九一、三六〇	一九三七年	一五三、四五〇
一九三三年	九七、五四六	一九三八年	一一一、四七二
一九三四年	一一〇、三七九	一九三九年	一二六、九二七
一九三五年	九五、〇二一	一九四〇年	一八三、六一〇

となつてをり、増産顯著なるものがある。今一九三九年に就てみれば、スマトラに存するゴム園數三九四、ゴム植付面積三一六、二〇〇バウ、同採液面積三二二、二九一バウ、ゴム生産額一、二二、九二八、五八二噸に上つてゐる。現在の世界ゴム生産額中英領馬來、錫蘭、東印度の三地方に於て世界全産額の九二%を占めてゐるが、その三分の一が東印度で、その大部がスマトラであることを見れば、如何にゴム産業が重要であるか窺はれる。

地方的にゴム栽培を見れば、北部アチエ州及びリオウを含む東海岸州地方が最も重要で、スマトラのゴム産額の八割を占めてゐる。詳細は左の如くである。

○スマトラゴム園統計（一九三九年）

州別	農園數	總面積(バウ)	栽培面積(バウ)	ゴム植付面積(バウ)	採液面積(バウ)	生産額(噸)
ランボン	元	七、五八	七、五八	三、三六〇	一九、五九九	七、一〇六、二四八
バレンバン	一八	三、二四三	八、〇三三	七、九三三	七、〇一六	三、一七七、〇〇四
スマトラ全土	三五四	八七五、六三一	四一六、三五一	三六一、二〇〇	三三三、三九一	一三三、九六、五八二

州別	農園數	總面積(バウ)	栽培面積(バウ)	ゴム植付面積(バウ)	採液面積(バウ)	生産額(噸)
ジャムビ	三	三、四三三	一、(四二)	六九	六二	六、三三四
東海岸	一八七	五七、五八	三〇、五八	二五、四八	二二〇、七七一	六、七、三五、四一
ベンクレーン	五	八、七七	一、五九	六七	六三	二五、三二
西海岸	三〇	二〇、六五七	六、二六	一、七二	一、三三	一、三三、六〇五
タバヌリ	七	二五、八〇五	一、四八九	二、二九〇	九、八八	三、七五、三二
アチエ	四九	九〇、六四	四〇、四六五	三三、三三四	二六、六四	九、三〇、七三
リオウ	三	五、九九	一八、二二	一七、四八	一五、五七七	二、一三、七二六
スマトラ全土	三五四	八七五、六三一	四一六、三五一	三六一、二〇〇	三三三、三九一	一三三、九六、五八二

(前出「スマトラ重要統計」一二〇—一頁、東亞研究所「南方統計要覽」昭和十七年十一月、下巻一七六頁)

尙一九三二年に於ける各國ゴム農園の勢力を示せば左の如くで、優良多産樹林の多い米國の生産額は英國を遙に凌ぎ和蘭に次で第二位を占めてゐる。

○國別ゴム農園統計（一九三二年）

國別	植付面積(百陌)	收穫面積(百陌)	生産額(米噸)	一陌當産額(噸)
和蘭	〇、二八	五、七四	二六、三六三	四五九
英國	七、五三	五、五六	一六、七二八	二九九
米國	五、三五	三〇、四	二一、九〇九	七二〇
佛國	三、四二	二〇、三	七、三一九	三六一
日本	六、七	五、一	一、八一五	三一七
獨逸	二、六	二〇	八六三	四一九
瑞典	二、五	二、二	五〇七	二三一
其他	五、七	五、三	二、〇三〇	三八五
合計	二、八三三	一、七八四	七、七、五三五	四三五



(東印度政府統計局調査、辻森民三前掲書 六八一頁)

最後に参考迄に全東印度のヘヴィヤゴムの國別輸出額と、その世界的地位を示せば以下の如くである。

○全東印度ヘヴィヤゴム國別輸出額及其の世界的地位 (單位噸 乾燥ゴムに換算)

國別	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
和蘭	一、八九九	一五、一二四	一九、八四一	二一、八二一	八、二四三
英國	三七、一一一	二三、三三二	二八、九七三	二九、九一七	一九、一八九
獨逸	四一六	一四、〇四三	二二、一一一	二一、三二二	八、九八九
佛蘭	四三〇	七、八六六	一〇、四七三	一九、八八六	一〇、九〇八
伊太	八、一七二	一〇、二七一	五、八七八	六、〇九〇	七、五二
丁抹	九九一	五九八	一、一〇九	二、五一九	六二一
其他歐洲諸國	二、五八五	六、四一七	一二、〇四七	七、四六八	五、〇八八
米國及加奈陀	三二八、〇四二	一七一、四〇三	一〇六、八四四	一六四、〇六一	一三一、八二五
埃及	四二四	八五	一三五	六七	一〇
印度(含錫蘭及緬甸)	一三〇、五九六	九三、九三二	七九、三〇一	一三六、〇〇〇	九八、六八九
新嘉坡	八七	一四一	二八六	二九九	一八八
香港	二、四八三	一、四一八	九〇五	一、九九一	二、〇六七
支那(含澳門)	×	×	×	×	×
日本(含臺灣)	×	×	×	×	×
朝鮮及大連	一、一一二	二、四八七	一、五二一	三、二七三	三、七四四
澳洲	×	八四	三三	五	×
新西蘭	三、三六七	五、四〇七	三、八九〇	八、六三二	三、六五六
其他	×	×	×	×	×
東印度輸出額合計	五四五、三四七	三七七、九九九	三〇二、八七二	四三八、五七六	三一四、五九九

世界輸出額	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
東印度の比率(%)	一、四二五、〇〇〇	一、〇二一、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	一、一五八、〇〇〇	八七二、〇〇〇
	三九	三七	三三	三八	三六

(Indisch Verslag 1941 p. 360, p. 302)

### 第三項 原住民ゴム

#### 第一款 生産及生産額

エステート産業及び原住民産業の性格に就ては前に論じたが、輸出品として最も重要なゴム産業に於ける原住民の地位は極めて大で、殊にスマトラに於てはそれは約六割を占めてゐる。

#### (1) 生産行程

原住民のゴム栽培は英領各地に於ける生産制限中大いに奨励され、以て今日の盛況を見るに至つたのであるが、そのゴム造林の方法は極めて無雑作である。先づ森林が開墾され焼拂を行ふと直にゴムの植林が行はれるが、極めて密植し、一英反四、五百本に上る。植付後はそのまま放任し、四、五年経過する間他の職業に従事してゴム園は殆ど顧みない。従てゴム樹は雜草、雜木と共に生長するが、之等の雜草雜木は却て被覆植物としてゴムの造林を扶ける。植付後五ケ年も経過すればゴム樹は相當に生育し、その頃雜草雜木の手入を行ひ、採液に取掛る。「森林の開墾の如きも自己の勞力に依り他の仕事のない間に行はれるのであつて、ゴム園を仕上げるに當て彼等の投資は、自己の勞力を除外すれば、殆ど小額であつて、彼等の勞力をも賃銀に計算するとしても、一英反當り採集に至るまで、僅に五、六十盾を投ずるに過ぎない。之れを農園では五百盾、六百盾を投じて來た。現在では大凡三百盾見當にて立派なる優良園を仕立てることが出来るが、兎に角も彼等は、農園の十分一見當でゴム園を仕上げるのである」(辻森民三、前掲書七七頁)。



原住民ゴムはその粗笨性の故に農園ゴムとの對比上ゴム樹一本の生産高は比較にならぬ程少量で、優良園の三分の一程度であるが前記の如くゴム林生産費の低廉なことは有力なる強みで、而も密植する結果一英反の産出量は僅に五百封度以上に上り、多いものは六、七百封度に上る。而も近年は原住民ゴム園も芽接法を取入れる等優良園造林に着手しつゝあり、その新造林には多額の資本を要せず、エステートゴムの脅威ともなつて來てゐる。原住民のゴム園は亦切付の技術低く、且市價好調の時は濫採する傾向があるので、ゴム樹の生命短く、エステートゴム樹の生命が五十年と稱せられてゐるのに原住民園は二十五年とされてゐるが、抑々ゴム林の生産費が安い爲斯る點も問題視されず、更には山火事、野獸の害等に依るゴム林の破壊さへ餘り意に介されてゐない。他方原住民は自家勞力を以て經營し、ゴム市況が悪化すれば米作その他コプラ、籐、安息香等林産物の採集等へ變更し得、その生産は極めて弾力性に富んでゐる強味がある。

切付は比較的亂雜に行はれ、多くは自家勞力(家内勞働)に依てゐるが、インドラギリ、ジャムピ、南スマトラ等に於てはバギドゥア式と稱せられる方法が採られてをり、又インドラギリ地方の一部原住民ゴム園ではジャワ苦力を使用してゐる所もある。バギドゥア式(haji doea)式とは採集乳液を農園持主と勞働者の間に分配する方法で、従來は大體切半されてゐたが、一九三八年ゴム價の下落した當時には持主三分の一、勞働者三分の二の割合で分配された。之は日給約二〇―二五仙に該當する。採集された乳液は凝固して簡単にブランケット又はシートにする。之等は一般に濕ゴムと呼ばれてゐるが、更に燻煙されることもある。又近年原住民間に再生ゴム工場が設立されてゐる。

(2) 生産額

原住民ゴム生産額は正確には知り得ず、單に輸出額より推定する他ないが、スマトラよりの原住民ゴムの輸出額は一九三七年に最高に達し、乾燥ゴムに換算して一二八、八六一噸に上つた。一九三八年には八八、八五二噸に減少した

が一九三九年には再び一一四、四二五噸に増加した。尙ゴムの輸出は統制委員會に依り國際的に決定されて來たが、一九四一年の州別輸出割當量より推すに(左表参照)、「若し今次戦争が勃發しなかつたならば、その土人ゴム輸出總數量は二二二、五〇五噸に達したであらう」といはれてゐる(筒井千尋、前掲書一〇四頁参照)。

○州別ゴム輸出割當數量(一九四一年、單位担)

地區別	期別				計
	第一期(一〇〇%)	第二期(一〇〇%)	第三期(一〇〇%)	第四期(一一〇%)	
スマトラ計	五三、六三、六八	五三、七三、四七	五三、三六、五九	六四、八九、〇〇	三三、五五、六四
アチエ州	七、七、四七	七、三、八五	七、三、六五	九、八、六八	三、〇二、六四
東海岸州(除ベネカリス)	四、五、四七	四、五、六一	四、五、六、五九	五、四、三、四九	一、九、六、六一
タバヌ州	五、三、六、〇七	五、三、三、三六	五、三、三、三八	六、八、六、七三	三、三、六、三三
ベネカリス	三、五、〇、五九	三、四、三、四三	三、六、〇、八五七	四、一、六、三、七六	一、四、七、一、三三
インドラギリ	二、六、八、五三	二、六、七、七〇	二、六、三、四七	二、八、三、七九	一、〇、九、六、四九
タンジョンベナン	二、二、六、七四	二、二、五、五、九	二、三、九、八七	二、八、〇、六、九	九、六、一、三、七
西海州	二、五、四、〇九	二、五、五、四八	二、三、〇、二、三	三、一、六、五、一四	一、〇、七、八、三三
ジャムピ州	一、〇、八、四、〇八	一、〇、七、九、九	一、〇、八、四、八	一、一、九、九、二、〇三	四、三、八、四、〇六
バンカ・ピリトン州	一、三、九、四、三	一、四、〇、七、五	一、四、一、〇、三	一、七、三、〇、七四	五、九、六、二、八
パレンバン	一、二、四、二、五九	一、九、三、〇、四	一、八、六、二、四六	二、四、九、五、一、三	八、二、一、九、七、一五
ラングレン					

(前同 一〇四頁)

右は輸出割當量に關する數字であるが、一九三九年に至る十年間の輸出量は左の如くである。

○スマトラ原住民ゴム輸出額(單位噸、乾燥ゴム等量に換算)



年 度	東 海 岸		アチエ	タバヌリ	西海岸	リ オ ウ		ジャムビ	南スマ	バンカ	スマトラ計
	栽培地	ベンカリス				インド	自治區				
一九三〇	一一,〇六	四七三	二,六六	四九〇	六,六四四	三三〇	一九,八七〇	一〇,六三	二五	五三三	
一九三一	一〇,八三	二九〇	一,七五	二九八	七,四〇〇	六〇五	二一,一六	一〇,四七	四	五,八八九	
一九三二	六,三九	八〇	二五	一四	五,六一	四三	一七,五五	五,二六	元	三,三〇五	
一九三三	三,八六	三三	一六	一九	八,四四五	八四	二四,三五	一四,一七	六	六,四三	
一九三四	二九,六三	一,〇〇九	七,五七	二,〇六	一〇,四六	二,四九	二一,四九〇	三,七四	三,六七	一四,八七	
一九三五	一九,九七	四一	四,六一	二,三九	六,八二	二,五二	二一,五九	二,〇七	九七	八〇,四〇	
一九三六	九,〇九	三〇	五,五二	二,一九	五,二五	四,五〇	三五,九七	二,三六	一,五	八,八八	
一九三七	一五,二七	七四	八,九三	五,三四	一〇,一五	六,一〇	三三,三五	三,八四	三,九七	三,二九七	
一九三八	一一,〇七	一八	四,〇四	三,八六	七,八五	四,三〇	三三,〇七	三,九七	二,二五	二,二五九	
一九三九	二五,二四	五九	六,九〇	四,一六	八,九四	五,三六	二七,八七	三,四六〇	二,八五	二,八五	

Department of Economic Affairs: The Netherlands Indies, November 1939 p. 17)

尙一九三九年現在に於けるスマトラ原住民ゴム園面積は五〇二、五五三バウで、パレンパンの一八五、六六二バウ以下詳細は左の如くである。

○スマトラ原住民ゴム小園一覽 (單位バウ)

州 別	一九三八年末	中一九三九年 増	一九三九年末	州 別	一九三八年末	中一九三九年 増	一九三九年末
アチエ	八,三五九	—	八,三五九	リオウ・インドラ	二〇,二一九	九	二〇,二二八
東海岸栽培地	四,二四	—	四,二五	パレンパン・ピリト	一四,一〇七	一,三七	一五,四八
同ベンカリス	三,七七一	—	三,七七一	ヂャムビ	六,九〇九	—	六,九〇九
タバヌリ	六,〇七五	—	六,〇七五	パレンパン	一七,九四	五,七二	二三,六六

(前出「重要統計」一二三頁)

前諸表に見られる如く原住民ゴム産業の中心地は南スマトラのパレンパン州で、此の地方に於ては原住民産業は、近時隆盛に赴いて來た資本家的エステート産業を遙に壓倒する勢を示してゐる。その他ヂャムビ、タバヌリ、東海岸等の諸州も原住民ゴムの重要な生産地域をなしてゐる。以下各地の事情に就て簡単に述べることとする。

第二款 各地の事情

(1) アチエ州

アチエに於ける原住民ゴムはブランケットが多く、一九三九年に於ける移輸出額

- I a 群ブランケット 四五〇噸
- I b 群シート 一四八
- II a 群スクラツプ 一
- 計 五九九

となつてゐる(乾燥ゴム換算)。右の中アチエ州の西海岸地方に於ては燻煙シートが生産が一般的に行はれ、之に對し東海岸地方ではスラブの生産が主である。タミアング地方では一時シートが生産が隆盛に赴きつゝあつたが、一九三八年頃から次第に以前の生産方法に復歸する傾向が強くなつた。尙ラングサに年生産能力五〇〇噸の再生ゴム工場が設立され、一九三八年の第四四半期から操業を開始してゐる。

アチエの原住民ゴムは直接ペナン方面に積出されるものもあるが、陸路に依りスマトラ東海岸州に送られるものが



多く、ゴム産額の少なかった一九三八年に於ても二九七噸に上つてゐる。奥地に於ける原住民のゴムストック量は一般に極めて僅少である。

(2) タバヌリ州

當州の原住民ゴムは從來シートが大部分を占めてゐたが、一九三八年には大減退を示し、ブランケットとの比率は一九三七年の一對三に對し一九三八年一對一・五、一九三九年一對一強となつてゐる。最近に於ける各製品の積出額は左の如くである。スクラップとスラブは殆ど問題にならない。

○タバヌリ州原住民ゴム輸出額 (單位噸)

年 度	ブランケット	シート	スクラップ	スラ	ブ	計
一九三五	九五六	三、七〇五				四、六六一
一九三六	一、七九三	三、七一九				五、五一二
一九三七	二、一〇四	六、〇七〇	一八			八、一九三
一九三八	一、六七五	二、三六九				四、〇四四
一九三九	三、〇九五	三、八一四				六、九〇九

(Netherlands Indies 1939 No. 8 p. 16)

一九三七年以來當州の輸出額は減少を示してゐるが(殊に一九三八年)、之は當州のゴムの大部分が送られてゐた東海岸州に於て原料費との關係上再生ゴムの採算が勝れ、爲にタバヌリから新製品を餘り買付けなかつたことに基因する。尙タバヌリにも再生ゴム工場存し、比較的堅實な操業を續けてゐる。

(3) スマトラ西海岸州

當州に於てはブランケットの生産が主で、シートは二次的重要性を持つてゐるに過ぎない。一九三七―三八年にはブランケットとの対比上シートの生産が増加したが、一九三九年には再び減少してゐる。最近の輸出額は左の如くである。

○スマトラ西海岸州原住民ゴム輸出額 (單位噸)

年 度	ブランケット	シート	スクラップ	スラ	ブ	計
一九三五	一、七三三	三七	八	六一		二、三八九
一九三六	二、一〇〇	三二		四二		二、一九四
一九三七	三、八六〇	一、〇一〇		四七四		五、三四四
一九三八	二、九八七	八六一		一八		三、八六六
一九三九	三、一九八	九九七				四、一九六

(前 同)

當州の再生ゴム工場は各所に存し、主にブランケットの生産に當つてゐる(一九三八年には全再生ゴムの七五%)。尙當州に於けるゴム園は原住民農業として典型的なもので、殆ど自家労働力に依存し、切付の如きも全く家族成員の手で行はれてゐる。

(4) ベンカリス (東海岸州)

當地方の原住民ゴムは從來スラブが大部分を占めてゐたが、一九三七年にはシートとスラップの産額が激増した。ブランケットの生産も近年盛となり、而もシートとの比率は一九三七年の一對八に對し一九三八年には一對二・五と著しく上昇を見せてゐる。

○ベンカリス原住民ゴム輸出額 (單位噸)

年 度	ブランケット	シート	スクラップ	スラ	ブ	計



一九三六	五〇七	九五三	六四	六、六九四	八、二一八
一九三七	一、〇一二	七、九七六	八七	三、五五五	一、二、六三〇
一九三八	二、二一二	五、六七一	一	一、三九二	九、二七五

(前同)

ベンカリスには再生ゴム工場が四箇所に存してゐる。生産能力は年五、三三〇吨であるが、約五〇%の操業を行つてゐるに過ぎない。

(5) インドラギリ (リオウ州)

當地方の原住民ゴムはシートが大部分を占めてゐる。濕スラブが從來最多額に上つたが、最近は稍減少した。當地方から輸出されるシートは大部分未燻煙品で、僅に存した燻煙小舎も現在は殆ど閉鎖の状態にある。

○インドラギリ原住民ゴム輸出額 (單位吨)

年 度	ブランケット	シート	スクラップ	スラブ	計
一九三五	二八五	一、六三七	四一六	四、四六三	六、八〇一
一九三六	六七	二、四八四	一四二	二、四二二	五、一一五
一九三七	六六三	七、七七一	四三	一、六七六	一〇、一五三
一九三八	二九八	六、三九九	二	一、一二六	七、八二五
一九三九	一、〇九三	七、六二三	一	二〇八	八、九二四

(前同)

當地方には再生ゴム工場が一箇所存したが、殆ど操業を中止し、又操業中も主に古いストックの處理を行つてゐる。尙當地方ゴム園の切付も殆ど家族労働に依り行はれてゐるが、労働者が雇傭される場合も稀に存してゐる。此の

場合賃銀は一日約五〇仙である。

(6) リオウ州 (自治區)

當地方の原住民輸出ゴムは大部分燻煙シートが占め、一九三九年に於て

シート	五、一六一吨
スクラップ	一七五
計	五、三三六

となつてゐる。製品の品質には年々大差なく、又燻煙小舎の閉鎖も見られない。

マライ人のゴム園では大體家族労働を以て切付を行つてゐるが、支那人の小園では地元苦力も若干使用されてをり更に原住民の大園では輸入苦力の使役も行はれてゐる。一九三八年當時はゴム價下落、それに伴ふ賃銀低落の爲、労働者の使用も減少した。又ゴム園の収益が低下した爲原住民は多く他業への轉業を餘儀なくされ、その結果コブラの産額が若干増加した。

(7) チヤムピ州

當州の原住民ゴムはシートが大部分で、而も燻煙されたものが多い。ブランケットも生産されてゐるがシートの三分の一乃至四分の一に過ぎず、又從來多額に上つたスラブは一九三八年以來殆どその産を見ない。詳細は左の如くである。

○チヤムピ州原住民ゴム輸出額 (單位吨)

年 度	ブランケット	シート	スクラップ	スラブ	計
一九三五	四、四七一	八、五六八	四〇	八、五〇〇	二一、五七九



一九三六	七、五八五	一七、九一二	四七六	二五、九七三
一九三七	七、八一二	二二、四〇九	一、〇六一	三一、三二五
一九三八	四、四九三	一七、七一四	四	二二、二〇七
一九三九	六、六四九	二一、二二一	四	二七、八七四

(前同一七頁)

ヂヤムビには再生ゴム工場が四箇所存在する。その能力は年八、七〇〇吨で、一九三八年當時は約五〇%運轉してゐたが、その内の一工場は下半年に至り閉鎖され、他の三工場の操業振も極めて不規則化してゐる。更に壓搾展面機 (mangle) の輸入減の爲、將來シートの生産増加も期待薄とされてゐる。尙當州の切付はバギドウア式のもの多く、採集乳液の三分の二が切付人に支拂はれてゐる (之は日給二五—三〇仙に該當する)。

(8) 南部スマトラ

南部スマトラに於ける重要生産地はパレンバンで、パレンバンは又スマトラに於ける第一の原住民ゴムの栽培地である。脊梁山脈の東北斜面には至る所にゴム園が開かれてゐる。

從來輸出品として最も重要であつたスラブは一九三八年以來著減し、之に對してブランケットが擡頭して來た。製品此の「乾燥化」の傾向は再生ゴム工場の設立に基因するもので、スラブの生産に比すればシートの如きは殆ど問題視されてゐなかつたが、之も近年増加してゐる。

○パレンバン州原住民ゴム輸出額 (吨)

年 度	ブランケット	シート	スクラップ	スラップ	計
一九三五	四、六九一	四九八	七九三	一五、〇九一	二一、〇七三
一九三六	九、三六八	一、六〇二	一〇、四一二	二一、三八二	三三、〇四二
一九三七	一、八〇四	九、八〇三	四七三	二一、七六四	三三、八四四
一九三八	一七、〇七三	五、七六二	一四七	一、一四〇	二三、九七五
一九三九	二一、六九〇	九、五四九	一四七	一、〇七〇	三二、四五六

(前 同)

パレンバンには六箇の再生ゴム工場があり、その年生産能力一七、八〇〇吨である。ベンクレーン及びランボンにも各一箇再生工場があるが、その年能力前者六〇吨、後者四四吨を合すれば、南部スマトラに於ける再生工場能力は年一七、九〇四吨となる。何れも大體フルに運轉されてゐる。

輸出シートの大部分は燻煙されたもので、而もその品質は勝れ、パレンバンの中央燻煙所から一括積出されてゐるが、シンガポール市場に於ては優良品の部に屬してゐる。但最近殊に奥地に於ける燻煙所にして閉鎖されるもの多く従て奥地産の燻煙シートはパレンバンに於て再燻煙されてゐる。

切付は家族労働を根幹とし、多少乳液の分配 (切付人三分の一) に依る労働者の雇傭が行はれてゐる。此の方法に依る所得は一日當二四仙を上下してゐることとなる。ゴム園の管理は貧困で、手入は殆ど切付中の雜林に限定されてゐる實情に在る。奥地には相當のストックがある模様で、原住民の利得は寧ろ食料品農産物に依て確保されてゐる觀がある。此の爲に二次的作物を栽培する目的を以て凹濕地 (lebak) の開墾も行はれ、舊ゴム林中には刈除された部分もある。その他原住民中にはゴム生産を中止して林産物 (rattan, damar, benzoin, jelutong等) の採集を、之等物産の價格安にも拘らず行つてゐる者もある。

(9) バンカ及屬領



パンカにはスクラップ、ランプ、アースラバ等の加工を行ふ一工場がある外、當地方には精製工場は存しない。原住民の輸出ゴムは殆どシート（一九三九年二、八八五噸）であるが、燻煙されたもの少く、大部分は日光に依て乾燥された未燻製品である。而も燻煙所も殆ど閉鎖されてゐる。

當地方に於ては胡椒栽培の爲にゴム産業は壓倒された観がある。切付は労働者が使用され、採用乳液の三分の二が與へられてゐる。ゴム園の手入は殆ど顧られてをらず、又ゴムのストックされたものも大してない模様である。

以上原住民ゴム輸出額を要約すれば左の如くである。

○スマトラ原住民ゴム輸出一覽（一九三九年、單位噸）

州別	プランケット	シート	スクラップ	スラバ	計
パレンバン	二一、六九〇	九、五四九	一四七	一、〇七〇	三二、四五六
ヂョウ・インドラギ	六、六四九	二一、二二一		四	二七、八七四
リオウ・自治領	一、〇九三	七、六二三		二〇八	八、九二四
リオウ・西海岸		五、一六一	一七五		五、三三六
スマトラ	三、一九八	九九七		一	四、一九六
タバヌ	三、〇九五	三、八一四			六、九〇九
アチエ	四五〇	一四八			五九九
スマトラ東海岸	一六、七四一	七、〇五一	一〇五	一、三四五	二五、二四二
バンクレーン		二、八八五			二、八八五
スマトラ全土	五二、九一六	五八、四五三	四二八	二、六二八	一一四、四二五

（前出「スマトラ重要統計」一二三頁参照）

### 第七節 煙草

#### 第一項 沿 草

煙草の栽培は東印度に於て最も早く開始された農業で、東印度會社の設立前既にジャワに於て行はれてゐたといはれてゐる。當領の住民は老若を問はず非常に煙草を嗜み、且栽培に關して和蘭よりの政策的干渉を受けることなく、爲に煙草栽培業は比較的自然な發達を遂げたが、原住民に土地改良又は新種選擇等の知識なく、品質は低下し、刻煙草用又は葉巻煙草の中詰用に使用されるに過ぎなかつた。然るに一八六四年頃スマトラ東海岸州が煙草の栽培地として極めて好適なことが發見され、一八六五年にはスマトラ煙草は早くも歐洲市場に現はれ（七八噸詰五〇包、價額約四千盾）、爾來その独自の品質に依て販路を開拓し、今日世界にスマトラ煙草、一名デリー煙草として高名を謳はれてゐる優良品を産出するに至つた。實にスマトラ煙草は東海岸州開發の足場であつた。一八七〇年デリー會社がスマトラに於ける煙草栽培の先鞭をつけ、續いて一八七五年デリー・タバビヤ會社、一八七七年アレンスブルク會社及び一八八九年セネンバ會社、下つてオストクスト栽培會社等が續々設立され、一大シンジケートを組織し經營の合理化を計り、終に今日の盛大を爲すに至つた。

世界恐慌當時煙草栽培も多少不況の影響を受けたがその程度は比較的輕微であつた。之は煙草シンジケートの市價調節に因るもので、寧ろ市況よりは害蟲に依る品質低下の損害の方が大きかつた。市價は一九二〇年の平均市價五〇〇瓦二八仙から二一年には一九四仙に下落し、二四年には再び二七二仙の平均を保ち、一九二八年の一九二仙迄は大體に好調であつたが、二九年度以來急角度に下落し、二九年には一三五仙五厘となり、三〇年には一〇九仙の安値を示した。諸會社は流石に缺損を示したが併し之は前記の如く害蟲に侵されて優良品の生産が減じた結果に因ること



大きく、三一年には早くも二三仙に反撥してゐる。併し近年は稍伸擱の傾向にあり、一九二五年の植付面積一八、六八八陌、一九三一年一九、四三〇陌から一九三三年には一六、八一二陌に減少し、一九四〇年には植付面積一一、九二〇陌、産額一一、六一九噸となつてゐる。

○スマトラ煙草年別栽培面積並生産額 (但東海岸州エステートのみ)

年 度	エステート數	栽培面積(陌)	收穫面積(陌)	生産額(噸)
一九三四年	四六	一一、四三三	一一、四三三	一二、八六三
一九三五年	四六	一一、五一八	一一、五一八	一二、九二三
一九三六年	四六	一二、四一五	一二、四一五	一三、七一三
一九三七年	四七	一三、〇一三	一三、〇一三	一四、一五三
一九三八年	四七	一三、二二八	一三、二二八	一三、七八六
一九三九年	四七	一二、一四四	一二、一四四	一三、七六三
一九四〇年	四三	一一、九二〇	一一、九二〇	一二、六一九

(Indisch Verslag 1941 p. 290)

第二項 煙草エステート

スマトラ煙草は葉卷の上卷に使用される優良品で、甘蔗等に比し遙に集約的經營を必要とし、エステートの地位は極めて重要である。

(1) 資本及労働

スマトラに於ける煙草エステートは殆ど和蘭資本の獨擅場で、之に多少佛・白・瑞西等が参加してゐる。即一九二九年に於ける推定資本額は

和 蘭	一一六、二五〇千盾	瑞 西	七五〇千盾
佛 ・ 白	三、〇〇〇	計	一二〇、〇〇〇

となつてゐる。最大の會社は一八六九年創立されたデリー煙草會社で、租借面積十萬六千町歩、拂込資本金二五、六五四千盾、積立金一二、八〇〇千盾を有し、債權一六、八〇〇千盾を持つてゐる。同社を筆頭としてセネンバ會社(資本金一〇、〇〇〇千盾、租借面積五二、二三四町歩)、デリー・パタビヤ會社(資本金一五、〇〇〇千盾、面積四七、四〇〇町歩)、アレンズブルグ・タバコ會社(資本金三、〇〇〇千盾、面積二〇、六六〇町歩)等があり、更に上記四社は共同出資を以て東海岸タバコ會社(面積一九、五三〇町歩)を設立してゐる。其他前表掲載の如く一九四〇年に於けるエステート數四三、栽培面積一一、九二〇陌となつてゐる。

本書第五節「農業労働」に於て述べた如く労働者は支那人及びジャワ人を以て構成されてをり「労働者に對する諸施設は理想的である」(前出「南洋地理體系」一九三頁)。

(2) 生産行程

スマトラ煙草の産額は前掲の如く一九三九年一三、七六三噸、一九四〇年一二、六一九噸である。科學的耕作その他研究の爲にメダンにデリー煙草試験所を設置し、斯てスマトラ煙草の名は葉卷煙草の上卷用として世界一の聲名を得てゐる(尙スマトラ煙草はハバナ葉又はマニラ葉から出たものと考へられてゐる)。産地は東海岸州のデリー地方、ラシカット地方、スルダン地方に限られ、此内デリー地方が最も重要である爲、スマトラ煙草はデリー煙草とも呼ばれてゐる。「土に親しみある人々は、デリー煙草園を見る時、美望の聲を放たぬものはない。メダンを中心として周圍約五十軒に亙る廣大な面積、しかも豊饒のものといふチョコレートランドは煙草會社の租借地である」と一著者は述べてゐる(辻森民三、前掲書五一頁)。



ジャワでは春作秋作の中間に煙草一作を入れることもあり、又水稻の前作として輪作系統に加へることもあり、又土侯領の栽培地の如き灌漑の不十分な所では水田の裏作に供してゐるが、スマトラは土地が相對的に廣大である爲七年輪作が一般的である。即ちスマトラでは六、七月の頃伐木、焼畑を行ひ、直ちに第一次耘耕を行ひ、翌年一月第二次耘耕を爲し栽培に取掛るが、一回の植付後は六、七年土地を休閑させ、或はクロタリヤの如き草本性緑肥又はモルツカの如き生長迅速な樹種を植ゑ、以てチガヤの繁茂を防ぎ地力を恢復せしめる。而も市價維持の爲不良品は凡て焼却する手段をとり、幹の下半部は採集しないといふ有様で、俗に大名農業の名がある。品質を尊重する爲生産行程は以下の如く非常に緻密である（前出「大系」一九四―七頁参照）。

(イ) 苗床 煙草苗の仕立には特に注意が拂はれ、デリー地方の如き大エステートでは一栽培區を大約一二・五陌となし、之を道路の左右に三區又は四區に分ち六―八年目毎に原區に戻るやうに輪作する。圃場の標準面積はフェルドと稱し（〇・七一陌に當る）、一フェルドに對し苗床は二五―三二位を要する。苗床はビビットと稱し、長方形に平行して作り、一ビビットは大體二坪餘で六〇〇―八〇〇本の苗を仕立てる。赤蟻その他の害蟲を除き、時々ボルドー液を撒布して病害を除く。一月上中旬に播種すれば六―八日にて發芽し、一五―二〇日毎に間引を行ふ。撒水は毎日二回行ひ、日覆兼用雨除を作り、發芽後三〇―三五日間晝間の直射日光と驟雨を防ぐ。苗が少し生長すれば日覆を除き、竹で骨組を作り、夜間は蚊帳を掛け、害蟲の襲來を防ぐ。苗は斯くて四〇―五〇日間に仕上り、移植される。

(ロ) 植付 本圃は一フェルド當二千本見當で五違ひの二列植に植付ける。植付當初は板を片方に立て直射日光を避ける。施肥は最初植孔を作つて基肥を入れ、後一回追肥を施す。缺株が生ずれば補植を行ふ。苗は六週間にして大抵二米半に達し木本状に見える。雨量と氣温とは生育並に品質に至大の影響を與へ、又病蟲害の發生は最大脅威である爲生育中は害蟲の防除を嚴に行ふ。側枝は出来るだけ取除き、又摘葉前に摘芯を行ふことがある。

(ハ) 收穫及處理 通常植付後六―七週間目より摘葉を開始する。着葉は一株二五―三〇枚で、最下部の二―五枚（砂葉）は二等品、次の一〇―一三枚（下葉）は一等品、その上の六―七枚（中葉）は三等品、最上部の四―五枚（上葉）は四等品である。通常晴天の早朝に摘葉し、左掌に重ね、後ビクランと稱する足附の莫産張容器に垂直に並べ、これを乾燥室に運ぶ。此處で四、五十枚の葉の根本を麻糸で裏合せに綴込み吊竿に縛する。但砂葉下葉と中葉上葉は別室に入れ、前者は十四―五日、後者は十八―二十日で乾燥作業を終る。乾燥室は六〇×二三米のニツパ葦の單室小屋掛で、多數の窓を設け、内部を三〇區に分ち、葉を吊した長さ二米四分の一の吊竿を一區六百本、即ち二萬四千―三萬枚を掛けるやうに設備されてゐる（即ち一乾燥室で七十二萬―九十萬枚乾し得る）。乾燥は日中窓を開き乾燥した空氣を導入するに止まり火氣は使用されない。乾燥した葉は四、五十枚を一束とし、二百―二百五〇束を一籠に收め翌朝酸酵室に搬入する。酸酵室は一五〇×二五米の廣大な單室で、搬入した葉束を中央に堆積する。この堆積はスターペルと稱し、大小種々あるが通常小堆は一米半角、高さ一米で約五千束を重ね、大堆は三米×六米、高さ三米以上で八萬乃至十萬束重ねられる（大堆は一五〇フェルド分の葉を必要とするが、一フェルド分の收葉量は三六〇―八四〇疋、良畑で一、七四〇疋であるから、大堆の重量は十六、七疋乃至二〇疋以上に上る）。堆積には各層に孔の開いた大竹筒を差込んでおき、時々籐の柄のついた寒暖計を差入れ、内部の溫度を計る。大堆では溫度は二〇―二五日で五八度に達するが、此の時解堆を行ひ、決して之以上溫度を上昇せしめぬ様に注意する。解堆後再び積替を行つて同様の酸酵を起させ、四、五回繰返して酸酵を完了する。酸酵を終つた束はこれを解束し、皺を伸ばして選別を行ふ。選別階級は一八―二二級あり、馬蹄形に釘を打ち、その間に各級をおき區分する。次に葉の大小に依り同級の葉を再分類し、之は検査室を経て後壓搾包装する。デリー煙草は現地方では一葉も賣らず本國のアムステルダムに輸出し、更にアメリカへ送られてゐた。



第三項 原住民煙草

原住民は古來煙草を嗜み、煙草は各地で多少栽培されてゐる。種類は多種によるが大體葉先の尖つた大葉の系統に屬してゐる(その他品種としてはクール煙草、ゼムベツト煙草、ゲヅー煙草、等があり、他から比較的新しく輸入されたカデイボロ、カナリー、フロリダ等がある)。スマトラでは特にパダン地方の高原地帯には原住民の煙草栽培が廣く行はれてゐるが、栽培方法、手入等エステートと雲泥の差があり、葉は殆ど害虫に侵害されてゐる状態である。是等は多く刻煙草として地方的需要を充してゐるが、一部はジャワその他へ少量乍ら移輸出されてゐる。一九三九年に於ける刻煙草の移輸出額は左の如くである。

○刻煙草輸出表 (一九三九年度、單位噸)

積出州別	外國へ	ジャワへ	輸出合計	他の外領へ
ベンクレーン	—	七	七	五三
ラシボ	—	八四	八四	—
東海岸	四四	七	五一	一一
西海岸	一九〇	一七	二〇七	二四
バレンバン	—	三	三	五四
ヂヤムビ	—	—	—	一二
バンカ・ピリトン	—	—	—	一一

(前出「重要統計」一二五—二六頁)

第八節 茶

第一項 沿革

茶は東印度に於ける重要農産物の一であり、東印度は又世界に於ける茶の重要生産地の一であるが(印度、セイロンに次ぎ世界第三位)、茶は本來東印度の土産ではない。即ち一六九〇年初めて日本から茶の種子が渡來し、苗はバタビヤ附近の故カムフェイス(J. Camphuis)總督邸に植ゑられ、下つて一六九六年に支那かうバイテンゾルフ植物園に移植されたのがその濫觴である。一七二八年蘭印政府は早くも茶業が有利な事業であることを認めて之を民間に奨励したが、此の時の試は不成功に終つた。更に下つて一八二四年には最初の茶エステートが着手された事例があるが、併しその普及はアツサム茶の導入以後の事例に屬する。

英領印度では一八三〇年頃アツサム茶が発見された。アツサム茶は生長が旺盛で、且その風味が歐洲人の嗜好に適する爲、一八七三年ジャワに輸入されて以來一八七八年以後エステートが急激に發達し、遂に日本茶、支那茶を驅逐するに至り、産額も一八三五年の五千封度から一八三八年には二萬三千封度に急増した。

スマトラに於ける茶栽培は更に新しく一九一一年初めて栽培されるに至つたものである。即ち(イ)茶は本來温帯植物で従てジャワに於ける栽培適地は高原地方の一部に限定されてゐること、(ロ)一九一〇年當時茶栽培の状況及び市場が急激に進展したこと、等の爲、茶の栽培適地を外領に求むるに至り、スマトラの茶業が起つたのである。栽培面積は當初二千英反に過ぎなかつたが一九一三年には六千英反、更に一九一七年には一躍二二、三五〇英反となつた。現在スマトラは外領中唯一の茶の産地であり、全東印度の四分の一を産してゐる。

然るに一九二九年に到り生産過剰に因り市價暴落し、他方英國が不況対策として外國製茶に差別を附したので(ロンドンへ輸入する英領生産の茶は一封度當り二片の税を課したが、外國産はその二倍を課せられ、而も茶販賣店が在庫品一千封度以上を所有する場合はその超過量に對し更に二片を増課することゝなつた)、外國品である東印度茶は



非常な打撃を受け、茶價は採算點を割るに至つた。斯て生産制限策が強行されたが、近年は再びスマトラの茶産額は左の如く増加を示し、一九四〇年にはエステート數四〇、作付面積三三、三四二陌、生産額一九、二七四噸となつてゐる。

○スマトラ茶年別作付面積並生産額 (但エステートのみ)

年 度	エステート數	作付面積 (陌)	收穫面積 (陌)	生 産 額 (噸)
一九三四	三九	三三、七九〇	三一、二五二	一五、五五六
一九三五	三八	三三、八一六	三二、九八二	一五、〇一四
一九三六	三八	三四、〇九八	三三、六六八	一六、二〇三
一九三七	三八	三四、二〇五	三三、六八七	一六、七六二
一九三八	四〇	三三、二六五	三三、一三九	一八、三〇二
一九三九	三八	三三、二二六	三三、〇二八	一八、七五三
一九四〇	四〇	三三、三四二	三三、〇四一	一九、二七四

(Indisch Verslag 1941 p. 290)

第二項 栽培事情

ジャワの茶園はエステートのみならず原住民も相當盛であつて、原住民は茶葉を工場に賣却してゐるが、スマトラに於ては茶は全く白人企業として他人種では殆ど栽培されてゐない。而もスマトラ茶業は極度に集中が行はれ、アフロス加盟茶園の報告に依れば加盟園八社を以て全スマトラ茶産額の九割餘を占めてゐる。

投資額は一九二九年に於て東海岸州四一、三八八千盾、南部スマトラ一四、七六三千盾、合計五六、一五一千盾で、ジャワの約四分の一である。國別に見れば和蘭資本が最も多く、同年に於て

和 蘭	三六、六七一千盾	獨 逸	二、四二〇千盾
英 國	一七、〇三九	計	五六、一五一

となつてゐる。(合計附合せず)

茶栽培地は前述した如く高原地帯に限られ、高さはジャワでは八百―七千尺、スマトラでは六百―三千尺の地にある。スマトラに於ては東海岸州の西部山脈地帯シヤンタール高原は茶の栽培地として最も有名であり、発見者は茶業試験所のバーナード博士と稱せられてゐる。其他北部アチエ、南部のベンクレーン州等に栽培されてゐる。土壤は火山岩の機械的分解によるものであるが、氣候の關係上多少ラテライト(紅土)化してをり、窒素は稍多いが磷酸が缺乏し、酸度は五・五位を最適とし中性に近い場合には根が病氣に罹り易いと謂はれてゐる。

被蔭樹と緑肥植物の間作又は土止めとして水平條栽培が行はれてゐる。被蔭樹として効果を擧げてゐるのは *Albizia falcata* Baeker 及び *Erythrina indica* Lam. 及び *Derris robusta* Benth. も應用せられる。緑肥植物として *Crotalaria nas ranoensis* Baeker, *C. anagyroides* H. B. aod R., *Indigofera endecaphylla* Jacq., *Vigna Hasai* Baeker 等應用せられる。然らざる場合は選擇除草が行はれる(前出大系二六四―五頁参照)。

現在スマトラの茶は主として紅茶である。乾燥期には摘採量を減するが一陌の生産高六百疋以上でなければ標準園に價しないといはれてゐる。併しスマトラ茶園の生産高は之より高く、平均六八二疋あり、多産園は千疋以上に上つてゐる(ジャワでは平均五七一疋)。スマトラ茶の生産を地域別に見れば左の如くで、東海岸州が壓倒的に多く、其他西海岸州、ベンクレーン、バレンバン等も比較的によく。

○州別茶エステート一覽 (一九三九年)



州別	園數	茶專植面積	茶栽培面積	生産額(担)	一ペウ當産額(担)
スマトラ全土	三六	二六、六三八	三三、一五九	一八、七四四、〇五二	五九五
アバチ	一	六一	八〇	二三八、九二六	三二六
タバヌ	二	六一	八〇	三六、三〇〇	五九五
西海	一	六一	八〇	三、八七七、五二九	七二二
ベンクレーン	三	五、一九七	六、一一四	三、八七七、五二九	七二二
東海岸	一五	二、〇六五	二、〇六九	一、五三六、九四三	七四九
パレンバン	三	一七、八五八	二一、五二一	一、八五〇、二一一	五五一
ラベン	一	一、四五七	二、五六七	一、一三四、五二〇	六四六

(前出「重要統計」一二六―七頁)

最後に全東印度より各國への輸出額及びその世界的地位は左の如くである。

○東印度茶仕向國別輸出額 (單位吨)

國別	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
和蘭	五、三〇七	一四、三六〇	一四、三一二	一三、九四一	一三、八七五
英國	一七、四二一	五、一二二	一一、九九九	一〇、九六四	一四、五三四
獨逸	一、〇四七	二四〇	二三二	一〇九	九九
佛蘭	一、〇四七	一九五	四八八	七四四	七〇一
伊太	一、〇四七	一九五	一九八	一、一三五	五六九
丁抹	一、〇四七	一九五	一九八	一、一三五	五六九
其他	一七五	七九六	八一五	三三九	四六三
米加	一五、一六八	一三、六三九	九、五二二	七、九五二	八、四六
埃及	四、七七五	七、七三一	八、三四六	八、〇四五	七、五三三

東印度輸出額	世界輸出額	東印度の比率(%)	印度(含錫蘭及緬甸)	新嘉坡	香港	泰國	支那(含澳門)	日本(含臺灣)	其
七二、三九八	×	×	三四八	三二五	四	八六	一二九	五九〇	一四、八六六
七三、五四一	三九七、〇〇〇	一九	一五	五二〇	三	九七	九五	一七、五四〇	一一、九七一
七一、九二一	四二〇、〇〇〇	一七	一〇	三三一	三	七二	一一	一五、二〇〇	一〇、三六九
六六、七一六	四〇〇、〇〇〇	一七	九二	五八	三	二五四	三	一四、二二六	八、八三八
六九、五七八	三八三、〇〇〇	一八	一七一	五四	〇	三四〇	一四	一三、七四四	九、〇一二

(Indisch Verslag 1941 p. 360, p. 302)

### 第九節 油 椰 子

#### 第一項 沿革

油椰子の栽培は所謂新興産業で、その沿革は極めて新しいが、スマトラは今日アフリカに次ぐ重要生産地と化し、農産物としても油椰子は護謨及び煙草に次ぐ重要性を獲得してゐる。

油椰子 (oil palm) は學名を *Eleias Guineensis Jacq.* と稱し、西アフリカの原産で、形態が椰子に似るので油椰子の名があるが棕櫚科の植物である。古くからアフリカの土人が油椰子油 (俗に棕櫚油、又はバーム油) を製し、油椰子核 (俗に棕櫚核又はバームケルネル) を歐洲市場に輸出してゐた。今日でもアフリカの産額は最も大きいのであ



るが、一八四八年に四本の油椰子が（二本はモリシヤスより、二本はアムステルダムより）バイテンゾルフ植物園に移植されたのを以て東印度に於ける嚆矢とする。ジャワに於ける油椰子の生長は極めて速で、一八五三年には既に結實を見、種子を頒布するに至つた。スマトラにも多数移入されたが、併し未だ企業化することは夢想さへされず、單に農園の裝飾樹として利用されるに止つた。蘭印政府では一八五九年ジャワのバンジュマスに一四英反と、スマトラのバレンバンに三英反の試験植栽を行つたが、一八五九一六四年に至る試験の結果は極めて良好で、原産地では結實迄に六七年を要するが東印度では四年で結實することが明となつた。その後も各地で試験が續けられバイテンゾルフの有用植物園では一八七八年一英反の試験植栽を爲し、又多数のエステートでも試験を行つた。殊にアフロス試験所長として大いに油椰子栽培業の發達に力めた元農工商務部長官ルトヘルスの功績には大なるものがある。

油椰子の栽培を企業化したのはベルギー人ハレ（Halle）で、その屬するベルギーの農事會社は一九一一年スマトラ東海岸に於て最初の油椰子栽培を行ひ、一九一四年には既に二、三百陌が植付られた。その後栽培面積は次第に増加され、又諸會社の投資も行はれ、栽培面積は

一九一七年	二、六〇〇陌	一九二二年	一一、二〇〇陌
一九一八年	三、四〇〇	一九二五年	三一、六二九
一九二〇年	六、九六〇	一九三四年	七三、八二九

となつてゐる。他方樹齡も次第に圓熟期に入り、當初一陌當の生産額は一・二三噸程度に過ぎなかつたが、年と共に増加し、一九二八年には一・七三噸となり、三〇年には二噸に達し、三二年には二・四九噸に上つた。世界恐慌當時（三二年）一担十二仙臺の相場が出現し、農園は相當の苦境に立つたが

(イ) ゴム市場に比し油脂市場は廣汎であること

(ロ) 原住民農業の競争がないこと

(ハ) 油椰子エステートは資本大なるものが多く、且直接生産費が低廉なること（優良園は市價五仙となつても充分維持し得ると稱せらる）

等の爲恐慌の影響は比較的軽く、而も市價も漸騰し、三三年には既に十五、六仙となり、斯業は益々發展した。現在東印度の油椰子生産は大部分スマトラに限られてゐるが、内領に於ても若干行はれ、又外領中ボルネオにも多少栽培されてゐるが、併し之はスマトラに比すれば殆ど問題にならない。今外領に於ける最近の事情を見れば左の如くである。

○外領油椰子作付面積並生産額

年 度	エステート數	作付面積 (陌)	收穫面積 (陌)	核生産額 (噸)	オイル生産額 (噸)
一九三四年	四八	七三、〇九三	五五、〇〇九	二四、八七八	一三〇、四九一
一九三五年	五六	七四、一三六	六一、五八五	三〇、六一五	一四七、二五六
一九三六年	五六	七八、五三〇	六七、一五四	三六、一三〇	一七四、五六三
一九三七年	五八	八二、四八四	六九、四六〇	四一、八〇七	一九八、四三六
一九三八年	五四	九一、四一七	七三、七九九	四七、九六三	二二五、七八一
一九三九年	五八	一〇三、七〇八	七五、三一七	五三、六二二	二四二、五五七
一九四〇年	五六	一〇八、〇五三	七七、四三九	二〇、三七六	二三八、六四三

(前同 二九一頁)

第二項 栽培事情

油椰子には大體四種(人に依ては十九種)の變種が認められてゐるが、スマトラに於て栽培されてゐるものは *Elliptica*



is Guineensis Jacq. var. dura. で俗にデリー・タイプ (Deli type) と稱せられてゐる。この品種は前記バイテンゾルフ植物園の四木の親株から出たものである。スマトラ東海岸の氣候及び土壤は何れも栽培適地で現在十一五百米の高さの種々の土壤に植ゑられてゐるが、シヤンタールの如く年中平均して雨多く十分排水し得る所が最適である。但現今デリータイプ以外のものを大面積に栽培することは危険とされてゐる。

本業は栽培と搾油とが結合してゐる所に特徴があり、そこに本業の有利性があるが、工場建設費に多額の資本を要すること、生産行程が後述の如く科學的な點に於て椰子・ゴム等と趣を異にし、原住民の着手は殆ど不可能であり、斯業は現在の所エステート農業資本に依てのみ經營されてゐる。

(1) 資本

油椰子業の先驅者は前述の如く白耳義資本で、その投資額は巨額に上るが、其の後和蘭資本の進出目醒しく、殊に一九三〇年代からは和蘭資本は多額の投資を見た。その他英國、日本、獨逸等の投資もあり一九二九年に於けるスマトラ内投資額は

和 蘭	五三、〇三三千盾	日 本	二、五五〇千盾
佛 ・ 白	二七、七〇四	獨 逸	二、五二〇
英 國	三、〇三〇	スマトラ計	八八、八二五

となつてゐる (合計不整合)。尙一九三二年に於ける各國エステートの現勢は左の如くである。

○スマトラ油椰子栽培國別表 (一九三二年)

國 別	植付面積 (百陌)	收穫面積 (百陌)	生 産 高 (噸)	一陌生産額 (盾)
和 蘭	三五七	二二二	五六、〇〇〇	二、六三九

佛 獨 英 日 合 計	白 逸 國 本	一三九 二〇 一五 六	三一、三九〇 六、四二二 三、三〇二 九三二	二、二五三 三、一二七 二、二一五 一、四九八
佛	二〇六	一三九	三一、三九〇	二、二五三
獨	二三	二〇	六、四二二	三、一二七
英	二五	一五	三、三〇二	二、二一五
日	一七	六	九三二	一、四九八
合 計	六二八	三九二	九八、〇三六	二、四九八

(辻森民三、前掲書 九〇—九一頁)

要するに油椰子はゴムに比すれば市場の安定性強く、農業經營の多角化に企業危険の分散に對する狙と共に發展したもので、一九四〇年に於ける作付面積四四、三二二陌、生産面積三四、二九〇陌である。

本邦の資本として最初に油椰子の栽培に着手したのは大阪野村系資本である野村東印度殖産株式會社のカラニヌ農園である。その他東山農事、大倉スマトラ農場、新熱帯産業等があり、夫々比較的利益な條件の下に相當大規模に油椰子の栽培を行つてゐる。

(2) 栽 培

油椰子は平均八乃至九疋に上る房に數百のオリヅ状の果實を付け、一房平均六、七疋の果實を産するのであるが樹種に依て房の數、房の構成、果實の量、油の含有率等を異にする爲種子の選擇、生育方法等科學的研究を要し、斯業に於てもアフロスは大きな貢献を爲してゐる。即ち同研究所はデリー・タイプの選擇に周到な努力を傾注してゐる外、發芽、施肥、人工授精(油椰子は人工授精を行ふ必要がある)、防疫、驅虫、耘耕、經濟的輪作法等廣く栽培技術、搾油技術等に關して研究を行ひ、有益な發表を多數爲してゐる。

油椰子を栽培する場合は先づ果實から果皮を除去し、種子を炎天下に擴げて發芽せしめる。種子が發芽を始めると幼芽を苗代に移植して育てる。苗代には通常距離間隔各六〇糎即ち約二呎置きに植ゑられる。苗は一乃至二年間苗代



で育て、その後本圃に移植されるが、植付は八・五—九米間隔に三角形に行ふ方法が推奨されてゐる。エステートは完全除草を行はず選擇除草が推奨され、或は被覆植物、緑肥植物の應用が行はれてゐる。油椰子に應用される被覆植物は匍匐ものは *Mimosa invisa* Mart., *Centrosema plumeri* Benth. 立木のものは *Tephrosia candida* DC. 及び *Crotalaria usaramoensis* Bker. である。土壤流失防止に水平溝を應用し或は被覆植物又は緑肥植物を應用する。緑肥植物としては *Leucaena glauca* Benth., *Clitoria cajanifolia* Aenth., *Tephrosia candida* DC. (前出「大系」二四—五頁) *Centrosema Pubescens*, *Calopogonium Mucunoides*, *Pueraria Phaseoroides*, 其の他時に *Vigna Hosei* 等が利用される (前出 "Netherlands Indies" 1939 No. 8 p. 20)。

風及び昆虫に依る授精では不十分である爲に、油椰子は人工授精を行ふ必要がある。スマトラで行はれた七陌の試験結果に依れば天然授精に比し人工授精では果實の收穫量が一五八%を増加し二倍半となつてゐる。その方法は有效なる花粉を適時に採集し、スプレーフラスコ等を以て翌日雌花に撒布するのであり、此の作業を容易ならしめ、且果實採集に便する爲多少下葉の切込が行はれる。

一般に四ヶ年経過すれば最初の收穫が期待され得る。收穫樹齡に達した樹は次ぎくと開花結實し、多産期と減産期はあるが大體年中收穫され得る。油椰子は收穫初年から十年間位は收穫量は餘り大でないが年々増加し、十年生木より愈々圓熟期に入り、三十年生木迄の二十年間を本格的生産期と見做されてゐる。何分斯業は新しいので長時間に互る結果は不明であるが、樹齡と生産額の關係は左の如く、十年生木以後は陌當の産額二陌を超えてゐる。

○油椰子の樹齡と陌當の生産額 (單位疋)

樹齡	オ	イ	ル	核	樹齡	オ	イ	ル	核
四年	年	五〇〇	—	一〇〇	九	年	一、九〇〇	—	三八〇

五年	年	七五〇	—	一五〇	—	年	二、一〇〇	—	四二〇
六年	年	一、〇〇〇	—	二〇〇	—	年	二、二〇〇	—	四四〇
七年	年	一、三〇〇	—	二六〇	—	年	二、二五〇	—	四五〇
八年	年	一、六〇〇	—	三二〇	—	年	—	—	—

(Netherlands Indies 1939 No. 8 p. 20)

(3) 搾油

油椰子の果實が熟すると各房毎に採取され、輕便鐵道又はトラックに依て搾油工場に運搬される。新鮮な果實の構成は

- 七〇% 果肉及果皮
- 二四% 種皮
- 三〇% 種子
- 六% 核

となつてをり、果皮は四〇—四五%の油脂を含み、乾燥核は五〇%を含んでゐる。従て油椰子生産物は果肉から産する油椰子油と核から産する油椰子核油とがある譯であるが、通常核油は種核の儘で温帯の工場に輸送し、栽培地では油椰子油のみを搾油してゐる。果皮又は果肉に含まれてゐる油の比率は房の全重量の一四乃至二〇%に上り、全油脂分の八七・五%は工業的に搾取し得る。此の油椰子油はカロチンを含み橙黄色を呈し、キショウブの香を有する。西アフリカ産のものは醗酵の爲遊離脂肪酸を多量に含み、その比率が軟油で二五%、硬油では六〇%にも達することがあるから食用に適しないが、南洋産のものは栽培地から直接工場に運搬して搾油する關係上遊離酸は三—四%に過ぎず優良な食用油即ち人造バターの原料となる。その他油椰子油は漂白して石鹼用とし、加水分解に依り融點を高めて蠟燭用とし、錫箔製造用・モーター燃料等に供せられ、更に車輛潤滑油ともなり、又物及び鐵葉類の錆止ともなり、又



鈍力製造の爲の酸化防止の最適油として大いに歡迎されてゐる。他方核油はバター原料となる他製薬及び化粧品にも用途があり、既に鯨油の強敵として用途は益々擴大されつゝある。

工場に運搬された油椰子の房は大規模な容器に入れ、蒸氣の壓力を以て消毒され、同時に軟化され、除果機に掛けて果莖が除去される。分離後の果實は次に汽套蒸搾機で搗碎し果皮と種子とに分解される。充分蒸搾された搗碎物からは運水壓力を以て八七・五%の油脂分が抽出される。他方残滓物と種子は更に回轉式乾燥分離機に掛けられ強力な通風に依て種子と残滓物との分離が行はれる。纖維性の残物はボイラーに運ばれて燃料に使用され、種子は乾燥後遠心力を利用した破碎機に掛けて破碎される。破碎後、核に附着してゐる種皮の破片は粘土に依る浮游法に依て取除かれる(核は表面に浮上る)。核は此の中から機械を用ひて取去られ、乾燥後サツクに詰めて積出される。尙運水壓力を以て搾取された油は水分、細胞質等を混じてゐるので、之等夾雜物を取去る爲精製を要する。

(4) 生産額及輸出額

スマトラに於ける油椰子油の生産額は一九三九年二四二、四七七、五六七疋である。アチエ及び東海州を含む北部スマトラ地方に於て壓倒的部分を占め、その他バレンバン及びランボン等南部スマトラにも相當の産出がある。一九三九年に於て

農園數 總作付面積(バウ)

生産面積(バウ)

オイル(疋)

核(疋)

南部

五 五、四二八

四、四二一

一〇、七一四、六一九

二、〇六〇、二七〇

北部

四七 九四、五〇二

七〇、七六八

二三一、七六一、九四八

五一、五六一、九五二

となつてゐる。尙一九三五年から三九年に至る油椰子油の産額は左の如くである。

○油椰子生産面積及オイル産額累年表

年 度	南 部		北 部	
	生産面積(バウ)	オイル(疋)	生産面積(バウ)	オイル(疋)
一九三五年	二、八九	五、六三、五五	二、三四	六、五〇
一九三六年	二、八六四	五、七三、五三	一、九九	一、六七、二四
一九三七年	三、〇六五	六、三三、〇〇	二、一〇〇	二、八六
一九三八年	四、二七〇	七、八八、三九〇	一、八三一	二、七、八四、二〇六
一九三九年	四、四三二	一〇、七四、六一九	二、四三四	三、二七、五

(前出「重要統計」一〇七頁)

精製油は五%の遊離脂肪酸を含んでゐるが、特別の油送車、又は必要な場合はタンカーを用ひて各農園からメダン外港のブラウンに運ばれる。一部はオーストハーフェン其の他にも運ばれるが之等地點には巨大な貯蔵タンクがあり、必要に応じて諸外國に積出される。近年に於ける東印度バームオイル及び核の輸出額は

年 度	油椰子油	油椰子核
一九三五年	一四三、二九〇、八〇一疋	三〇、六二二、〇九四疋
一九三六年	一七二、三六六、〇六四	三六、八〇二、一一一
一九三七年	一九六、八九四、五六九	四一、四七〇、八七六
一九三八年	二二〇、七〇二、一六一	四七、四八九、二二四
一九三九年	二三一、五七六、一七五	四三、八〇五、〇二五
一九四〇年	一七七、八七八、〇〇〇	

となつてゐる。此の内殆ど九割九分はスマトラに於ける産出である。尙油椰子油の輸出先は左の如くである。

○東印度油椰子油仕向國別輸出額 (單位疋)



國別	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
和蘭	一九、三一六	五五、四二九	六三、七八〇	三四、六三二	三九、三二九
英國	一一、二七七	三六、九三六	一一、九四八	一、八五三	四、六八〇
獨逸	一、二五六	七七一	二、五七二	四、二七三	二、七四三
佛蘭	三、九八〇	一二、九二一	一一、二五六	八、三二五	三、三九二
伊太	三、九八〇	一二、九二一	一一、二五六	八、三二五	三、三九二
丁抹	一、八七二	八二四	七四八	一四三、二一九	一一九、六三五
其他	一一二、二三八	一〇六、四五六	一一九、二六六	一四三、二一九	一一九、六三五
米加	二〇	一〇六、四五六	一一九、二六六	一四三、二一九	一一九、六三五
埃及	一、六一二	一、五三八	八三五	一、四四六	一一三
印度(含錫蘭及緬甸)	二、八八九	三、六一六	三、九三一	一、四四六	一二四
新嘉坡	一〇	一〇	六	二〇	四
香港	一〇〇	五、八五〇	三六九	二〇	三二〇
支那(含澳門)	六、八二七	一一八	五一	五七九	三七四
日本(含臺灣)	一、六二七	二六	二二	七〇	六六
濠洲	六三	二六	二二	七〇	六六
新西	八	八	八	七〇	六六
其他	一四、七八三	七、〇七三	五、九一八	二、四七〇	一、四六五
東印度輸出額	一七七、八七八	二三一、五七六	二二〇、七〇二	一九六、八九五	一七二、三六六
同(含其他產物)	二〇七、〇〇〇	二七四、〇〇〇	二六八、〇〇〇	二二九、〇〇〇	二〇九、〇〇〇
世界輸出額	九一七、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一九三、〇〇〇	一、二六二、〇〇〇	一、三〇八、〇〇〇
東印度の比率(%)	二三	二四	二二	一九	一六

(Indisch Verslag 1941 p. 360, p. 302)

### 第十節 珈 琲

#### 第一項 沿 革

珈琲の栽培は甘蔗栽培と共に東印度に於ける最も古い歴史を有し、一六九六年印度マラバールの官吏ファン・オムン (Andriaen Van Ommeren) がアラビヤのメツカで得た珈琲樹數本をジャワに送つたのがその初である。一七二二年八九四封度の珈琲豆が積出されたのが世界市場へ登場した最初であるが、古い時代にはアラビカ珈琲(一名ジャワ珈琲)を原住民が栽培し、産物を東印度會社に提供した。産物は歐洲市場に於て好評を博したので爾來原住民に栽培を強制し、一七二四年には百萬封度以上の輸出を見るに至つた。その爲一八三二年に珈琲令なるものを公布し強制栽培時代に入り、珈琲はジャワのみならず外領の適地にも旺に栽培せられ、産額は一八三〇年の三〇萬擔から四〇年には四〇萬擔と増加し、更に一八五〇—一八〇年間は毎年平均八〇萬擔を産するに至り國庫の大財源となつた。併しその裡面には所謂「土民虐待史」があり、珈琲はその一として著名な史實である。「珈琲は一果たりとも土人が味ふことを許されなかつた。實は全部政府の手に收められた。土人はかんばしき珈琲の實る畑に耕して、恨めしく禁斷の實を眺めた。和蘭人が取去つた後の葉を摘んで、かすかに珈琲の香をきいた」と記されてゐる(辻森、前掲書九八頁)。

然る所一八六九年錫蘭に發生した珈琲病は間もなくジャワ、スマトラへも傳播した。當時當地方に栽培されてゐた珈琲は前記アラビカ種であつたが、此の時殆ど全滅に類した。アラビカ珈琲の病害問題から抵抗力の強い種類に研究が向けられ、一八七六年リベリアのネグロ共和國から古有の植物種子を輸入し、以て栽培を奨励したがリベリカ珈琲もアラビカ珈琲と同様病害を受けた。然るにアフリカのコンゴから白耳義人に依り輸入されたロプスタ種は栽培の結果果生長旺盛で病菌に對する抵抗強く、品質は稍劣るがアラビカ、リベリカ種に比し二、三倍の收量あり、且前二種は



植付後三年乃至四年目に入り始めて採集し得るに對し、ロプスタ種では二ヶ年以内で最初の收穫が得られるので、ロプスタ種の栽培が盛んとなり(エステートではロプスタ種のみ栽培さる)、現在では殆どロプスタ種が栽培されるに至つた。斯て舊蘭印はブラジル、コロンビヤに次いで世界第三位の生産地となり、他方前大戰以後需要旺盛となるに従つてロプスタ栽培は愈々隆盛に赴いたが、本種は生産條件容易なる丈生産過剩に陥り易く、一九三〇年の世界恐慌當時には非常な打撃を受けた。殊にスマトラに於ては原住民の生産物が約九割を占め、之が市價決定上大きな勢力を有し、而も市價に對する弾力性を有する爲白人園の受けた脅威は著大であつた。併し恐慌の恢復と共に珈琲栽培も幾分好轉した。外領に於ける近年の事情は左の如くである。

○外領珈琲作付面積並生産額

年 度	エ ス テ ー ト			原 住 民
	エステート數	作付面積(陌)	生産面積(陌)	
一九三五年	一一三	二二、九七三	二〇、八四〇	五五、六四〇
一九三六年	一〇五	一九、六六〇	一七、〇八三	七四、五三〇
一九三七年	九二	一六、八九四	一四、七八五	六九、六二七
一九三八年	八七	一五、〇三六	一三、一六四	六一、七二九
一九三九年	八三	一三、六一七	一一、八六六	七〇、八〇〇
一九四〇年	八五	一三、〇三三	一一、三三三	六、三〇二
				生産額(噸)
				五五、六四〇
				七四、五三〇
				六九、六二七
				六一、七二九
				七〇、八〇〇
				六、三〇二
				全東印度産額に對する比率(%)
				五〇・二
				五九・七
				五二・七
				五七・五
				四九・〇

(Indisch Verslag 1941 p. 290 及び前出「重要統計」一一五頁)

第二項 栽培事情

スマトラでは全東印度珈琲の約四割を産する。

強制栽培制度の反動としてジャワでは原住民の珈琲栽培は餘り行はれてゐないが、スマトラに於ては原住民産業の方が遙に優勢で、エステート珈琲は全スマトラの産額中一割餘に過ぎない。

珈琲は海拔五百呎以上三、四千呎の低氣温の高地に適し、スマトラでは本島を南北に縦貫する山脈高原地方に盛である。即ち北はアチエ州の高原から、東海岸の高地よりタバヌリ、西海岸州、ベンクレーン、バレンパンの各州何れも高原地方に栽培され、西海岸州とベンクレーン、バレンパン地方が最も盛である。白人園は就中西海岸のバダン高原に多數存し、原住民園もこの地方からバレンパン高地に掛けて極めて多く、バダン及びバレンパンは珈琲の大集散地を爲してゐる。

珈琲は原始林を開墾して栽培する場合と農地で行ふ場合とで多少土壤を異にするし、火山性のものと古い地質のものがある。一般に原始林の土壤は良好で、又古い火山性土壤も好適である。被覆植物や土止兼緑肥植物を應用してゐることは茶に類する。尙ロプスタ種は一千米迄の土地に多く、それ以上の高度を有する土地ではアラビカ種が栽培されてゐる。

(1) エステート珈琲

エステートにして珈琲を營むものは東海岸州の栽培地方には殆どなく、南部スマトラ地方に集中してゐる。スマトラ内珈琲投下資本は一九二九年に於て約二千五百萬盾で、和蘭資本が大部分を占め

和 蘭	一七、六〇〇千盾	瑞 西	七九九千盾
英 國	一、八六五	其 他	三、四五一
獨 逸	一、三五八	計	二五、〇七三

となつてゐる。本邦資本として野村東印度殖産會社の珈琲園があり、その他多少の参加があるが、珈琲栽培業に關し



ては餘り見るべきものがない。

珈琲農園は大部分専植されてをり、一九三九年に於けるスマトラの珈琲エステート面積一〇、三三四バウ中九、二三七バウ（八九・四％）は専植農園分であるが、一、〇九七バウは混植されてゐるもので、更に混植面積中九五バウはゴムと混植されてゐる。大部分はロブスタ種で一九三九年に於けるスマトラ内珈琲エステートの事情は左の如くである。ランボン、バレンバンの二州を以て過半を占めてゐる。

○州別珈琲エステート表（一九三九年）

州別	園數	總面積(バウ)	總作付面積(バウ)	珈琲面積(バウ)	生産額(廳)
スマトラ全土	四七	八一、五五一	一八、三一八	一〇、三三四	六、二〇三
ランボン	一四	二七、三五九	七、九九三	二、九五二	二、七二七
バレンバン	五	一〇、一二七	三、三三七	一、九九二	一、六九一
ペンタール	四	一〇、二八八	一、七一五	一、五二三	五二〇
西海	五	八、九〇七	一、六〇八	一、四六三	六一五
タバヤ	二	五五〇	二五七	二一八	六五〇
アチャ	一七	二四、三二〇	三、四〇八	二、一八七	六五〇
スマトラ全土	四七	八一、五五一	一八、三一八	一〇、三三四	六、二〇三

(前出「重要統計」一一四頁)

(2) 原住民珈琲

スマトラの珈琲栽培業に關する原住民産業の地位は壓倒的である。

ゴム業と同じく原住民珈琲の強味は生産費の低廉性に在り、例へば白人園は一陌當り四、五百盾、少くとも三百盾を投じてゐるが原住民は殆ど自家労働以上のものを投じてをらず、收穫率はエステートに比し遙に劣るがその生産費

は極めて低廉である。

原住民の珈琲も大部分ロブスタ種が占めてゐるが、品質佳良なアラビカ種（ジャワ種）も栽培してをり、又リベリカ種も多少産してゐる。産額は不明であるがスマトラ産珈琲の八、九割には上るものと思はれる。輸出額は左の如く年五、六萬廳に上つてゐる。

○スマトラ原住民珈琲輸出額（一九三九年、單位廳）

州別	アラビカ種	リベリカ種	ロブスタ種	計
タバヌリ	九七七		一、四一五	二、三九二
西海	五三二		五、二五七	五、七八九
ペンタール	八八		七、一九四	七、二八二
ランボン		一	一〇、一四一	一〇、一五二
東海	七五七		六九七	一、四五四
バレンバン	一二〇	八	一九、九一二	二〇、〇四〇
一九三九年	二、四七四	一九	四四、六一六	四七、一〇九
一九三八年	二、五七三	二二	五〇、三八一	五四、〇〇七
一九三七年	三、一九六	一三	六一、〇七三	六四、二八四
一九三六年	三、五七一	七	六四、三一三	六七、八九三
一九三五年	三、〇二七		四七、八四九	五〇、八七八

(前同 一一五頁)

(3) 珈琲の輸出

スマトラよりの珈琲輸出額は一九三九年五一、四七七廳で、バレンバン二一、九〇〇廳、ランボン二二、八五三廳、



以下詳細左の如くである。

○スマトラ珈琲輸出額 (一九三九年、單位噸)

州別	アラビカ種	リベリカ種	ロブスタ種	計	エステート産額
アチエ	二二〇			五七二	六五三
タバヌ	九七七			二、三九二	
西海岸	五四六			六、四〇四	六一五
ベンクレーン	八八			七、八〇二	五二〇
ランボ		一一		一二、八五三	二、七二七
東海岸	七五七			一、四五四	
リオウ	三九			一四〇	
ヂヤム	一			八三	
パレンバン	一二三			二、九〇〇	一、八六九
バンカ・ピリトン	一四			五三三	
スマトラ計	二、六五七	一九	四八、八〇一	五二、四七七	六、三八四

(前同、マイナスは輸入)

最後に東印度の仕向國別輸出額及びその世界的地位は左の如くである。

○東印度珈琲仕向國別輸出額 (單位噸)

國別	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
和蘭	五、五八二	一三、一六八	一五、三七三	一九、五七九	一九、六三四
英國	六一二	一四	一三	三二	五八
獨逸		六五〇	八九一	七三二	六九一

佛太	伊抹	丁洲	其他	米及	埃加	印度(含錫蘭及緬甸)	新嘉坡	香港	泰國	支那(含澳門)	日本(含臺灣)	朝鮮	新洲	濠洲	其西	東印度輸出額	世界輸出額	東印度の比率(%)
一五	一五八	二、一五八	六九二	三九五	七、九四六	二八七	一、二八七	一九一	一、〇二五	四四五	五六一	一八	一、四九九	一四一	六、六四七	三九、八七〇	×	×
八、二四四	六、五二三	九、二六五	三、〇八二	二、六三五	一、三三	一、五七二	九、二六八	二七三	一、一三一	四〇七	七五六	四六	一、三三三	六四	七、二九一	六五、八五五	一、六八〇、〇〇〇	四
六、八〇七	六、一七二	一三、〇七一	三、〇五七	三、九五〇	一、二五	一、四五三	八、五一二	二七一	四一一	一六四	八五四	一一	七四八	五九	七、〇二〇	六八、九六二	一、七六三、〇〇〇	四
一五、七一三	六、四一三	一一、三九六	三、四三六	一六、一一二	八、一三	一、三一	七、五一八	三一	五一七	一〇〇	三、〇〇七	三七	八八二	三二	一〇、九一三	九八、八六二	一、四七三、〇〇〇	七
一八、三二七	九一六	一一、八九二	五、四六四	二〇、一五一	五〇七	一、二六三	六、五四〇	二二	四三二	一二三	二、〇七三	六	六九二	二〇	六、二〇八	九五、二〇九	一、六一五、〇〇〇	六

(Indisch Verlag 1941 p. 360, p. 302)

第十一節 規 那

第一項 沿革



規那 (Kina, Cinchona) の名は秘露駐劄西班牙總督 Cinchonae 伯の名に由来する。即ち一六三八年同夫人が病氣に罹つた時規那を用ひて治癒して以來規那の樹皮が熱帶風土病又は一般熱病に不可缺のものとして知られるに至つたものである。

東印度に於ては一八二九年にブルーメ (Dr. C. L. Blume) が翌一八三〇年にホルトハルス (P. W. Korthars) が規那の母樹をジャワに移植することを政府に建言したが、南米諸國は規那樹及び種子の輸出を禁止してゐた爲此の時は目的を達し得なかつた。一八五二年英國の植物學者ウェッデル (Weddel) は廣くポリビヤ地方を調査して Cinchona calisay Weddel 種の規那を入手したが、移植には失敗した。併し彼は頻に規那樹の移植を慫慂し、遂に和蘭植民大臣バート (Ch. F. Pahud) を動かすに至つた。バートはユングフーン (F. W. Jungfuhn) の推薦したハスカール (J. K. Haskarl) に規那の苗木及び種子を南米に於て採集することを依頼した。一八五三年ハスカールは變名の下に調査を行ひ多數の種子と苗木を本國及びジャワに送つた。苗木は數ヶ月間バナマに抑留された爲全部枯死したが、種子は一部は本國のライデン植物園とジャワのバイテンゾルフ植物園に於て發芽した。これはカリサヤ種として知られてゐるもので、最初は今の高山植物のあるチボダスで栽培に成功し、本國産の苗はユングフーンの提唱で今の國立規那試験所のあるチニルアンに植ゑ一八五五年山出し苗を得た。之が東印度に於ける規那栽培の起りである。

ハスカールはその後も各種の規那を入手し樹種の數は十種に上つたがその中の一種 Cinchona Calisaya が稍有望であつたのみで大規模の栽培に適するものなく、斯て規那の栽培業は本國政府よりの多大の後援があつたにも拘らず適當な樹種を得なかつた爲一向盛にならず、それが一新生面を開いて今日の隆盛を見るに至つたのはシンコーナ・レドゲリアナ種 (Inchona Ledgeriana) が發見輸入された爲である。レドゲリアナ種は規那皮取引業者チャールス・レヅヂャー (Charles Ledger) なる者がポリビヤに於て集めた種子を兄ジョージが僅か百盾で一八六五年和蘭政府に賣

却し、同植民省がジャワのチニルアン規那試験所に交付して得たもので、キニイネ含有量が多いのみならず副アルカロイドの含有少量で、且キニイネ遊離法、栽培法も容易で、レドゲリアナ種は東印度の規那栽培業をして、今日あらしめた最大原因であるといつても過言ではない。他方ユングフーン (チニルアンの官營規那園の開拓者)、ドクトル・ファン・ホルコム (Dr. K. W. van Gorkom) 天日栽培法の開始者 等の献身的努力と相俟つて規那の栽培は次第に普及化した。

東印度規那が初めて收穫されたのは一八六九年で、試植から二十年後、産額四六九疋で、同年直ちに樹皮がアムステルダム市場に現はれた。栽培規那皮の登場と共にアムステルダムはロンドンと並ぶ重要市場となり、英・蘭の競争が始つた (因に少量乍ら東印度原産のキニイネがアムステルダム市場に現はれたのは一八七三年で、當時の市價は疋當九・二三盾であつた)。

嚮に英國は一八九三年頃から印度で規那を試植したが一八五九年シキンヒマラヤ及びニルギリスに於て稍成功した。其後セイロンにも植栽し一八八九年當時世界の規那皮生産額は

錫 蘭	四、八九八、一八三疋	六一・二%	ジャマイカ	四、五三六〇疋	〇・六%
東 印 度	二、〇〇二、六五八	二五・〇	メキシコ	四、五三六	〇・一
英 印	五八九、六八〇	七・四	其 他	九、〇七二	〇・一
ポリビヤ	三六二、八八〇	四・五	世界合計	八、〇〇三、〇八九	一〇〇・〇
中 米	九〇、七二〇	一・一			

となつてゐた。併しレドゲリアナ種を得てゐた東印度の地位は一八九〇年を界として錫蘭及び英印を壓倒した。一八九〇年には生産過剰の爲市價暴落し、一八九一年の規那皮價は一ユニット六・一六仙に下落した (一ユニットは五〇〇瓦



の規那皮中に含まれるキニネを硫酸キニネに換算し含量1%を稱する故に硫酸キニネ5%を含む規那皮ならば  
 ヲユニット六仙の場合は一担の価格は 63x5x2=630 となる。此の爲錫蘭及び英印の不良樹種園は經營困難に陥  
 り、優良樹種園を有する東印度の地位は壓制的に強化される結果となつた。その後多少の曲折はあつたが東  
 印度では一九一三年栽培業者及び製造業者の協定に依り最低価格をユニット五仙と決定すると同時に生産制限を行  
 つた。一九一九年更に改訂を行つたが、徹底を期する爲一九三三年蘭印政府が統制に乗出し、同五月九日付官報第二  
 ○四號を以て非常時規那令を公布した。之は不況の結果衰微した民間の規那栽培試験事業を繼續せしめることを目的  
 としたもので、非常時規那セントラルなる新法人を設け、規那セントラルの發給する許可書なくしては規那園よ  
 り規那皮を搬出することを禁じたものである。其の後も政府は規那植付令(一九三四年二月十三日付官報第七〇號)、規  
 那輸出令(一九三四年二月十三日官報第六九號)、規那制限令(一九三六年十月十六日付官報第五〇八號)等を逐次制  
 定して保護政策を實行した。近年に於けるスマトラの規那エステート數、栽培面積、生産額は左の如くである。植付  
 面積の擴張を目的とする新規植付を行ふことを禁止した規那植付令の施行期間が一九三七年一月一日迄であつた爲、  
 スマトラの規那産額は一九三四年の一、八〇〇噸(最高は一九三〇年二、〇五四噸)から一九三七年には五八六噸に減  
 少したがその後産額は若干増加し、一九四〇年にはエステート數一〇、栽培面積二、一四八陌、收穫面積一、四六六陌  
 生産額一、〇四五噸となつてゐる。

○スマトラ規那エステート統計累年表

年 度	エステート數	栽培面積(陌)	收穫面積(陌)	生産額(噸)
一九三四	一一	二、二二五	一、六一七	一、八〇〇
一九三五	八	一、八九二	一、二八二	一、五〇七

一九三六	八	一、八四九	一、一九六	七二四
一九三七	九	一、八三一	一、三〇五	五八六
一九三八	一一	一、八三二	一、四四九	六七九
一九三九	一一	二、〇七八	一、四五一	六八〇
一九四〇	一〇	二、一四八	一、四六六	一、〇四五

(Indisch Verslag 1941 p. 290)

第二項 栽培事情

東印度は周知の如く世界的規那の産地で世界産額の九割餘を占め、トラスト組織を以て規那市場を獨占してゐる。  
 産地は主に内領であるが外領中スマトラにも産出しスマトラは全東印度の約6%を産する。  
 現在栽培されてゐる樹種は主として前述の如くレドグリアナ種であつて、キニネ含有率が高いから専らキニネ  
 製造用に供し、スクンブラ種はキニネは少いが成長が早く、他の副アルカロイド種が相當あるから生薬用に供し  
 てをり、その交配種ヒブリダにもキニネ含有率多く生長の早い優良なものがある。その他東印度に栽培された規那  
 の品種は左の如くである。

○東印度に栽培された規那品種

種 別	入 手 先	輸 入 者	輸 入 年	キニネ含 有率(%)	全アルカロイ ド含有率(%)
Cinchona Calisaya, Weddel.	ボ リ ュ ア	Weddel	一八五二	1.0	3.8
〃	ハ ス カ ル	Hasskari	一八五三		
〃	ラ イ デ ン 植 物 園	Jungblum	一八五五	0.11	1.6
〃	英 印	Gorkom	一八五六		
C. peludiana, Howard.	ハ ス カ ル	Hasskari	一八五三		







州別	園數		總面積	同植付面積	專植規那		混植		合計	規那皮產額(庭)
	總數	生産中			園數	面積	植付	生産中		
パレンバン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンクレーン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西海岸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
タバヌリ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一九三七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(前出「重要統計」一一一頁)

最後に東印度よりの規那輸出額及びその世界的地位は最近

年	世界	東印度	同百分比
一九三六年	一一、二〇八	一〇、〇〇八	八九%
一九三七年	一一、九〇九	一〇、五六三	八二
一九三八年	一二、四四五	一一、一八八	九〇
一九三九年	一三、八八〇	一二、六二〇	九一
一九四〇年	一七、八七八	一六、五七八	九三

となつてをり、主要仕向國は左の如くである。

○東印度規那仕向國別輸出額 (單位、數量〓庭、金額〓千盾)

國別	一九三一年		一九三三年		一九三五年		一九三七年		一九三八年	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
和蘭	四、八一三	四、七七一	五、一六六	四、三〇〇	五、五〇九	五、六九五	八、〇一一	—	—	八、五五五
英太	五、七	五、五	七、四八	五、五	四、一〇	三、四〇	五、四	—	—	七、三
伊太	三、三三	三、三三	一、九〇	一、四六	二、〇五	二、六四	三、三三	—	—	三、五
日本	三、五五	三、五五	二、八	四、三	三、七三	三、九六	三、五	—	—	三、五
其他	四、七三	一、六〇	三、七四	八、四	三、三	一、〇三	一、二九	—	—	一、四八三
計	六、三三〇	七、三九	六、六六六	六、三七八	六、八五二	七、七一一	一〇、二六五	—	—	一一、八五五

(臺灣銀行、前出「蘭領印度經濟事情」四〇頁)

### 第十二節 香料

#### 第一項 胡椒

##### (1) 概説

胡椒は香辛料の代表として人の知る所で、古くからアラビヤ人の手を経て歐洲に輸出され、殊に中世に於てはその聲價は極めて高かつた。胡椒は印度に源を發し、馬來半島南部でも一時隆盛を極めたが近時は左の如く東印度就中スマトラの産物が世界を風靡してゐる。

○東印度胡椒輸出額及びその世界的地位

一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三〇年	一九二五年
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



世界輸出額(噸)	三三,六一	六,六五	六,四四	三九,四七	八五,〇三	七〇,四九	三三,一〇三	四〇,〇六
東印度輸出額(噸)	三,六一 <td>六,六五 <td>五,五三 <td>三,〇〇 <td>六,〇六 <td>六,四六 <td>三,三九 <td>六,九六</td> </td></td></td></td></td></td>	六,六五 <td>五,五三 <td>三,〇〇 <td>六,〇六 <td>六,四六 <td>三,三九 <td>六,九六</td> </td></td></td></td></td>	五,五三 <td>三,〇〇 <td>六,〇六 <td>六,四六 <td>三,三九 <td>六,九六</td> </td></td></td></td>	三,〇〇 <td>六,〇六 <td>六,四六 <td>三,三九 <td>六,九六</td> </td></td></td>	六,〇六 <td>六,四六 <td>三,三九 <td>六,九六</td> </td></td>	六,四六 <td>三,三九 <td>六,九六</td> </td>	三,三九 <td>六,九六</td>	六,九六
東印度の比率(%)	九	八	五	七	七	九	五	七

(Indisch Verlag 1941 p. 302)

胡椒の栽培は主として原住民と支那人に依て行はれ、白人の企業園は至つて少い。

昔日最重要な生産中心地であつたジャワはエステート胡椒栽培地としては重きをなしてゐるが原住民が甚しく此の栽培を嫌悪してゐる爲振はず、今日ではスマトラのアチエ州及びランボン地方が著名となり、該地方住民は胡椒栽培に依て生計を営んでゐる。その他リオウ・リングガ群島及びバンカ地方も之に次ぐ重要生産地である。

胡椒は多年生の草本で、莖は木に纏繞し、植付後三、四年で結實する。但實生樹は生長に長年を要する他單性のもの多く結實不良の場合があるから挿木苗を用ひるのが常である。之は若い部分を長さ一呎に切り、凡そ六吋を苗床中に挿入する。本植は六―七呎平方に支柱を立て一柱に對し二株又は三株を植ゑる。支柱は鐵木の杭、ダダツブの立木等を用ふるが、時にマンゴー、カボツク等も用ひられる。胡椒は一年二回結實し(八、九月頃及び三、四月頃)集約的に栽培する場合には二〇年乃至二五年間は收穫可能である。黒胡椒は果實の成熟を俟たず一部分赤くなつた頃採集し實を熱湯に浸漬すれば黒色を呈する。之を席に擴げ手で揉みつゝ花軸を去り乾燥する。白胡椒は花序が赤熟した時に摘みとり、足で踏み花軸を去り、次で大袋に入れ十日乃至十四日間浸水して果皮を軟化し、足踏で果皮を去り水洗後陽乾する。黒胡椒は煙煙室を設けて人工乾燥を行ふこともあり、又機械を用ひて黒胡椒の果皮を去り白胡椒とすることもある。

(2) 胡椒エステート

胡椒は前述した如くエステートは殆ど振はないが、スマトラにはランボンに六、アチエに二、バンカに一の胡椒エステートが存する。ボルネオの数字を若干含むが外領胡椒エステートの近情は左の如くである。

○外領胡椒エステート統計

年 度	農 園 數	植付面積 (陌)	生産面積 (陌)	生産 額(噸)
一九三三	一〇	一一三	一一一	四五
一九三五	一一	一六〇	一三二	七〇
一九三六	一一	一三一	一〇九	八七
一九三七	一二	二二九	九五	七〇
一九三八	一三	二二六	九五	五三
一九三九	一二	一九二	六九	四二
一九四〇	一三	一五五	四九	二六

(Indisch Verlag 1941 p. 292)

(3) 原住民及支那人の栽培

エステート以外に胡椒栽培は支那人及び原住民間に非常に盛んであるが、栽培様式に二つの類型——集約的方法と粗策的方法とがある。前者はバンカ及び南、西ボルネオに於ける支那人が實行し、後者はランボン、バレンバン、アチエ、南東ボルネオその他に於て原住民が採用してゐるもので、両者は本質的に性格を著しく異にしてゐるから、以下簡単にその輪郭に就て述べておかう。

(イ) 集約的栽培

錫産地として有名なバンカに於て胡椒の栽培は主として支那人に依て行はれてゐるが、支那人は地方的に決定され



る地代を支拂つて政府から土地を借入れてゐる。適當なジャングルの一割が胡椒園の土地として選擇され乾燥期の當初に開墾される。胡椒蔓に必要な支柱及び家屋の建築に適當な木材を選んだ後残餘の木材は一月半乃至二ヶ月間乾燥して燃される。燃焼後開墾が進められ、切株を掘起し、土地を二、三十厘の深さに耕し、植物の根を細心に除去する。此の作業が完了すると溝を掘り傾斜地に於ては必要に応じて土壤の蝕潰を防ぐ爲に段を作る。此の整地上には短杭を用ひて植穴を印す。通常胡椒は指渡し一米八〇乃至二米の間隔をおいて植ゑるが、生長の早い品種を植ゑる場合には間隔を二米半位迄開く。穴の形状は栽培者の考へに依て異なるが、普通深さ五〇―六〇厘で、支柱に近い壁には傾斜をつける。掘上げた土は數日間地上に横へて焼土その他の肥料を用ひて施肥し、之を穴の一部に埋める。此の作業が終ると胡椒の莖を穴の斜壁に對するやうに植ゑる。莖は三〇厘程地上に頭を出すやうにし、土を被せ手を以て軽く壓へる。直射日光に依る乾燥を防ぐ爲幼苗は羊齒の葉で遮蔭する。一般に支那人栽培者は一穴に二、三本を植ゑる。約二ヶ月後苗が生長を始めると一米半位の假の支柱を立て、後強い杭と取替へる。卷鬚は固く假杭に結びつけるが、此の仕事は栽培者の充分の注意を要し、然らざれば胡椒の莖は杭に固く巻き附かない。株が八ヶ月乃至一年間生長すると卷鬚を假の支柱から注意深く離し、本式の杭と取替へる。新支柱の側に半圓形の溝を掘り、假支柱から取離した莖を古い葉と側莖を除去した後此の穴の中に靜かに入れ、莖の二、三の突起が溝から出るやうにする。そして地上に出てゐる部分を改めて支柱にしつかり結びつける。

右栽培方法の意圖は胡椒株が大きな根系を獲、その結果勢よく生長するといふことに在る。而して更に八ヶ月乃至一年經過すると再び卷鬚を支柱から離し、地上三〇―四〇厘に切込む。其の後蔓は勢よく生長し美事な圓筒状を呈して支柱に巻き、杭は一年後にはすつかり胡椒樹の中に見えなくなつて了ふ。杭が埋没する程迄に生長した時始めて胡椒は結實せしめて差支へないとされ、それ以前に開く花は丹念に除去する。

胡椒園の維持には非常な注意を要する。厩肥、魚粕、油工場の殘滓物等を用ひて規則正しく施肥し、焼土を被せる方法も一般に用ひられてゐる。

上述の「集約的」方法を以て管理されてゐる胡椒園は二〇―二五年又はそれ以上生産力を有する。生産能力には大きな偏差があるが、管理良好な胡椒園では一株當り〇・五乃至一・五疋の白胡椒を産出する。即ち白胡椒の産額一疋當り七五〇―一三、二五〇疋である。

集約的方法に依る胡椒栽培は品質、生産力共に優秀であるが、バンカに於ける集約的胡椒栽培の難點は支柱の問題である。熱帯地方に於ては氣候の關係上木の支柱の生命が長く續かないことは自明の理であるが、之はバンカの如く木材の乏しい土地に於ては非常な障礙である。裕福な胡椒栽培者はボルネオから輸入される鐵木 (Eusl. 10x 10m) を一般に使用してゐるが、此の支柱ならば著しく永持する。又胡椒の黄金時代にはセメント又は切石の支柱が使用されたが、併し之は多額の資本支出を齎らす缺點がある。

#### (ロ) 粗笨的栽培

ランボン、パレンバン、アチエ、その他南東ボルネオ等で原住民が行つてゐる栽培はより多く粗笨的であり、且時的に殆ど變化を受けてゐない。

原住民胡椒栽培者は原則として資本を何等所有してゐないから、栽培者の第一の關心は出来るだけ安い土地を入手することである。一般に原住民栽培者は胡椒園を食糧作物の耕作と結合し、從て胡椒が結實する期間他に衣食の道を有してゐる。彼にとつて支柱の使用さへ高價に過ぎるから、胡椒蔓の支持樹として生長速やかな dadap (Erythrina) が需要されてゐる。

此の方法の有利性は管理を最少限迄切詰める一方、費用の掛らない點にあり、缺點は集約的方法よりも生産額が



遙に少く、而も胡椒蔓が通常マクシマム八一五年しか生存しない點にある。

上述の點よりすれば原住民胡椒栽培者は寧ろ能力低位と推論されるであらうが、併し斯る見解は原住民社會の事態に關する知識の缺除を意味する。原住民栽培者が一般に植付及び園の管理に關する勞働に對して殆ど又は全然支出能力を有しないといふことは忘らるべきでなく、從て栽培上の一切の勞働は栽培者又はその家族に依て爲されなければならぬ。その結果原住民は最少の勞働を以て最大の面積を植付けようと努力する。之を説明する爲に一言すれば、栽培には疑もなく改善の可能性があるが、その進歩は決して集約的な且費用の掛る管理法の方向に向はず、土地に投下された金銭的現物的資本を適宜の勞働を以て保存すべき有效な作業法如何の方向をとるものである。

支那人の胡椒栽培者と對照すれば、原住民は伐倒した材木を焼いた後に殘存する切株を掘出さず、又何等土地を耕さうとしない。時にはジャングルを切開くに際し、一切の木を切倒すことをせず、大きな野生果樹を殘置する。燃焼も比較的無難作に行ふので、栽培準備の整つた原住民胡椒園は寧ろ不しだらな印象を與へる。

燒野後栽培者は雨期の到來を待ち雨期が來ると穴掘を以て二五—三〇糎おきに穴を掘り、所謂陸稻(padi Indang)を一穴に五—八粒まゝとめて播種する。米の間には上述したダダツブ樹の切枝長さ一—二米のものを一・四〇—一・六〇米間隔に立てる。米の收穫後は玉蜀黍、唐辛、其の他の作物を栽培し、次の雨期には再び米を植ゑる。ダダツブ樹が充分生長すると初めて胡椒の切枝を植ゑるが、一穴に一本を原則とし、且栽培者は時には胡椒の高さが障礙とならない限り食糧作物の耕作を續行する。

原住民も支那人と同様に挿芽のみを植ゑるが、挿芽には胡椒蔓の上端から採つたトップ・カツティング(top-cutting)を多く用ひる。原住民は常に生きた支柱樹を用ふるとは限らず、木材の廉價な地方では胡椒を杭を用ひて仕立てることもあり、ボルネオの或地方では鐵木の支柱を用ひる。

胡椒蔓が八ヶ月乃至一年生長すると支那人と同様の操作を加へるが、切込は行はないので一年以内には結實を見るに至る。胡椒園の管理は主に支柱樹の切込み、蔓の纏縛、通常年二回の除草等で、雨期に土地が水分過剰となるのを防ぐ爲に時に溝を作ることがあるが、併し多くの場合溝掘はいゝ加減に行はれるか、又は全然無視される。多くの不良園が最良園に直ぐ隣接して存在してゐるといふ有様で、特に此のことは胡椒價の安い時期に於て著しい。施肥は全然行はない。從て原住民胡椒園の生産力がバンカに於ける支那人園に比して遙に劣ることも何等不思議ではない。即ち原住民胡椒園は平均一株當り〇・三—〇・八疋の黒胡椒を産すると推定されてゐるが、之は一陌當り黒胡椒一、〇〇〇疋—二、八〇〇疋に該當する。

粗笨的方法と雖も決して經營面積がエムテートの如く廣大なものではなく、胡椒栽培地帯に於ける保有胡椒園の大きさは平均〇・二五—〇・五〇陌で、支那人栽培者の面積は之より多く平均五陌に上り、バンカには特に三五〇陌を栽培する支那人が一人存してゐる。

#### (4) 胡椒の輸出

以上支那人及び原住民の胡椒生産額は不明であるが、スマトラの黒胡椒及び白胡椒の輸出額は一九三九年六六、五三九噸に上り、全東印度輸出額の九割五分を占めてゐる。ランボンが最も多く五二、二四一噸を輸出してゐるが、大部分黒胡椒で、白胡椒の産は支那人栽培者の多いバンカが壓倒的に多く一一、八二五噸を出してゐる。尙一九三—二二年には三千乃至五千噸を輸出してランボン及びバンカに次ぐ東印度第三の重要胡椒産地であつたアチエは一九二二年病疫の爲減産し、その後餘り振はなくなつた。

○スマトラ胡椒輸出表 (單位噸)



州別	黒胡椒		白胡椒		合計
	一九三七年	一九三九年	一九三七年	一九三九年	
アチエ	九八八	八三〇	七	二	九九五
東海岸	一三五	九			一三五
西海岸	三〇九	一二四	四三九	五一	七四八
ベンクレーン	一七、五八六	五一、八九一	一五四	三五〇	一七、七四〇
ランボン	一、〇一一	三〇七	一六五	八一	一、一七六
パレンバン	二	八	一〇	六	一二
ジャムビ					
リオウ					
パンカ及ピリト	五六七	五九五	八、九六〇	一一、八二五	九、五二七
スマトラ計	二〇、四八一	五三、七六四	九、七三六	一二、七七五	三〇、二一七
					六六、五三九

(Netherlands Indies 1939 No. 9 p. 15 及前出「重要統計」一二四頁)

最後に東印度胡椒の積出先に就て一言すれば左表の如くである。

○東印度胡椒仕向國別輸出額比率(單位%)

仕向先	白胡椒		黒胡椒	
	一九一三年	一九三八年	一九一三年	一九三八年
和蘭	一六・六	一一・三	二九・一	二・四
英國	五・〇	一三・〇	〇・二	三・四
獨逸	二・三	一一・二	一・六	一・一
米國	〇・四	二六・四	二・七	七四・七

仕向先	肉豆蔻	
	一九一三年	一九三八年
新嘉坡	五三・二	二八・〇
伊太利	一・七	九・一
其他	一〇〇・〇	一〇〇・〇
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(Netherlands Indies ibid. p. 16)

前表に明である如く、新嘉坡は白胡椒の中繼地としての地位を維持し得ず、新嘉坡、獨逸、和蘭等への輸出が減少した反面英國及び米國への輸出が増大してゐる。黒胡椒の輸出先に關しても同様決定的變更が見られ、彼南及び和蘭への輸出が著しく減退し、他面米國への直輸出が可なり増大を見せてゐる。胡椒に關する主要世界市場はロンドンである。アムステルダムは一九一四—一八年の前大戦以來その重要性を多分に喪失した。

第二項 肉豆蔻

肉豆蔻(にくづく *Nutmuskat Nutmeg*)の種子(肉豆蔻)及び外皮は香料及び加味劑として古くよりアラビヤ人及びマルコ・ポーロに依り歐洲に知られ、コロンブスの東方探險の動機さへなしてゐる。現在に於てはその栽培は昔日の俤なく、殊に歐人企業としての香料栽培は後退が著しい。栽培の中心地は香料群島の名に反せずバンド、ナイラアイ及びブルンの各島であるが、スマトラの西海岸州、タパヌリ州及びアチエ州はジャワ、メダン等と共に重要生産地の一環をなしてゐる。

樹は肉豆蔻科の植物で、高さ三〇—四〇呎に達する常緑喬木である。樹幹は緑灰色の樹皮を有し、果實は桃實に似た漿果で、長さ三—七・五糎、懸垂してゐる。果肉は原住民の食料となるが種子は所謂肉豆蔻で外面暗褐色を呈し、種皮は木質で脆い。内部の胚乳は灰色を帯び、強烈な芳香性油分を含み、上等肉豆蔻は此の胚乳の厚さ一時に上る。



果實は紅色の子衣を剥取り、その後足で踏みつけ黄色の薄い扁平状にする。子衣を離した種子は乾燥室に入れて火焔を以て乾燥し、殻中の種子が充分乾燥した後木製の槌で打ち、殻より外して之を篩ひ分ける。次に之を精選し、防虫の爲硝石灰を擦込み、或は石灰乳に浸し、普通の温度で乾燥し、楡詰として賣出す。肉豆蔻及び外皮は香料及び加味劑として用ひる。又小粒或は傷物は強い壓力で熱し、香油をとり、肉豆蔻バターを作り、油は香水中に又はリキュール酒の加味料に入れ、肉豆蔻バターは薬用に供し軟膏の主成分となす。尙肉豆蔻花（はなにくづく *foetida mace*）は香氣は稍薄いが子實と同じく優秀な香料である。

肉豆蔻の栽培は實時による。一吋位土を被へば、播種後一日半乃至三日半位で發芽する。芽が高さ八一〇吋位生長した時苗を桶又は竹壺に移す。一年乃至一年半経てば二・三・五呎に達するが、此の時本圃に二〇—二六呎おきに栽植する。雄樹一本に對し雌樹十一・二〇本の割合で混植し、日光の直射を防ぐ爲に被蔭樹を用ひる。植栽後八、九年で結實するやうになるが、果實は年二、三回採集可能である（一回は十一月、十二月、二回は四月、五月、六月。又は四、七、十月に各一回）。採集に當つては枝條を損しないやうに注意を拂ひ、通常籠と鉤を結びつけた長い竹桿で採集する。

近年スマトラ西海岸、タパヌリ、アチエ等に於て肉豆蔻を栽培する者が増加したが、その産額は不明である。外領に於ける肉豆蔻エステートの近情は左の如くである。

○外領肉豆蔻エステート統計

年 度	エステート数	栽培面積 (陌)	生産面積 (陌)	肉豆蔻産額 (噸)	肉豆蔻花産額 (噸)
一九三三	一一	一、〇六二	九五二	二五二	三九
一九三四	一二	一、〇六〇	九四五	二四〇	四一
一九三五	一五				

一九三六	一五	一、一二三	九七六	一八九	三四
一九三七	一七	一、〇八五	九五二	二四八	四一
一九三八	一九	一、一六六	一、〇九四	二八二	四四
一九三九	一八	一、一八六	一、〇七二	二四三	四三
一九四〇	一九	一、二二四	一、一七〇	三五五	六二

(Indisch Verslag 1941 p. 291)

最後にスマトラよりの輸出額は一九三九年に於て

スマトラ西海岸	肉豆蔻	六六四噸	肉豆蔻花	六八噸
アチエ	〃	二二	〃	九

であつた。

第三項 丁香

丁香（ちやうじ、丁子）は桃金娘（てんにんか）科の植物で學名 *Eugenia caryophyllata* Thunb. 英名 clove 馬來名 *Tinke* である。丁香は丁香樹に生ずる蕾を乾燥したもので、香料中最も古く知られ、支那では既に西紀前二六六年頃臣下が皇帝の前に出る際には必ず丁香を口にしたものゝやうである。歐洲で紹介されたのは八世紀頃といはれてゐるが、十三世紀の末から伊太利商人の手に依りバンダ島から多量に輸出した。原産地はモルツカで舊蘭印政府は一六〇六年專賣制を採用しその栽培地をアンボンその他二、三の島嶼に止め、製品を獨占しようと試みたがその效なく現在ではアフリカ東海岸のザンジバル島が最大の生産地となつてゐる（一九三八年の輸出額五一四、九六四磅）。併しスマトラの西海岸州、ベンクレーン州等は、メナド、モルツカ、セレベス等と相並んで東印度に於ける重要生産地の一である。



丁香樹は高さ二二〇呎の喬木で、幹は又状又は三又状に分枝し、小枝は直立し、花は聚繖花序、實は核果である。肉質は楕圓形で暗紅色を呈し、大きさは長さ一寸、徑〇・四吋位で、内部に一個の種子を含む。經濟的價値として重要なのは花の蕾である。香料の主成分はユーゲノールで、蕾の外に葉にも若干香氣があり、又蕾を取つた残りの花梗を蒸溜して丁香油をとる。丁香は調味料、香料に供し、原産地の住民は僅に檳榔子と咀嚼する。更に消化不良、食欲増進劑等薬用にも供せられ粉末丁香は齒痛に特效がある。丁香油は香水、化粧料として用ひ、その他菓子、酒類に混じ、顯微鏡術に利用し、我國に於ては刀劍の錆止とする。本油は又刺戟性に富むので強壯劑となし、風邪薬にも用ひる。

丁香樹は海岸より遠く離れて千五百呎の高さ迄の傾斜地に生育するが砂質粘土の下層土に暗黒色の沃土ある土地が最適とされてゐる。樹は實生し、最初苗床に四―六時間隔に播種する。苗床は高くし日陰を作るが、苗が六吋位の高さに生長すると遮蔭樹を一部分除去し、漸次樹を固め、植付前一、二ヶ月は日光に曝す。苗は九―十二ヶ月苗床に置き、後二三―三〇呎の間隔を以て栽培地に移植する。乾燥期には時々注水しなければならぬ。栽植後四、五年目に綠色の蕾を生じ始め、蕾は十一月乃至一月頃手又は竹桿を以て打落して採集する。之を席に擴げて通常七日間陽乾するが、熱氣法で乾燥すると成績良好である。一本の樹からの生産高は約五封度で、地味好適すれば一本より約十封度の乾燥丁香を産する。

スマトラに於ける主要産地は前述の如く西海岸州及びベンクレーン州で、その他ランボン、アチエ等にも産する。生産額は不明であるが、移輸出高は左の如く一九三九年三四九噸で、西海岸一三八噸、ベンクレーン一二二噸、ランボン七四噸、アチエ一五噸となつてゐる。尙一九三六年に比すれば最近の輸出額は著しく減少してゐる。

○スマトラ丁香輸出額 (單位噸)

仕出地	一九三九年				一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年
	ジャワへ	他の外領へ	外國へ	合計				
アチエ	―	―	一五	一五	三〇	一三四	一〇	一七
ベンクレーン	一〇八	―	三	一一二	一六〇	一一〇	三四五	一九二
ランボン	七四	―	―	七四	五三	一一	六〇	四三
西海岸	四一	一一	八六	一三八	二三七	二一三	一五〇	七二
スマトラ計	二二三	二二	一〇四	三四九	四八〇	四六八	五六五	三二四

(前出「重要統計」一二五頁)

第四項 芳香油植物

東印度地方は前記各香料の他に芳香油植物に富み、その主なものとしてシトロネラ、カユプテ、カナンガ、バチユリ、レモングラス等がある。

第一款 シトロネラ

シトロネラの栽培は最も盛んで歐人、原住民共に栽培してゐるが、中心地はジャワで、スマトラの産額は比較的少。

シトロネラ (香水芳) は禾本科の植物で (學名 *Cymbopogon Winterianus* Jowitz. Rendle.) 一名ヤン草 (馬來名 *Sereh*, 英名は *Chironella grass*) とも呼ばれる。シトロネラ草はもと東半球の熱帯地方に野生したものゝやうであるが、現在は極度の乾燥地を除く熱帯地方に廣く栽培され、ジャワはその最適地である。即ち西部ジャワのブリアンゲル地方では本植物の栽培が最も盛であるが、スマトラの東海岸州にも盛に栽培されてゐる。



シトロネラ油は本草を刈取り、低壓の蒸氣で蒸溜して得られる香油である。その芳香の主成分はゲラニオールで、その含有割合は産地に依て異なるが、香油中八五%以上の含有率を示す優等品もある。この香油は往時は主として石鹼の芳香料として用ひたが、現代は人體に有害な昆虫の驅除用に供せられ、殊に蚊と臭虫に對しては偉效があり、彼等はこの香氣を放つ所に近寄らない。又ゲラニオールを抽出し、この中からチトロネロール(薔薇油)を分離すれば調合香料の成分として有用で、幽雅な香料を製することが出来る。

シトロネラ草の栽培は海拔二七〇—三〇〇米の地が最も良く、栽培法は至つて簡單である。即ち株分をして一米の距離に挿せばよく、一年に六回乃至八回の刈葉をなすことが出来る。成株は下部地面より相當の高さで刈取り、含油量の多い上方の五葉を收穫するが、陌當り毎回七〇—九〇〇匁の生葉を收穫し得る。

東印度に於ける産地は前記の如く主にジャワで、約九割五分を出してゐるが、一九三四年に於けるスマトラのエステート産額は左の如くである。尙原住民間にも栽培者が多いがジャワ以外の産額は不明である。

○スマトラシトロネラエステート統計(一九三四年)

州 別	エステート數		植 付 面 積(陌)		生 産 高	
	總 數	生 産 中	合 計	生 産 中	農園生産	原住民ヨリ買上
東 海 岸	—	—	三七	三七	一、五〇〇	—
ベ ン ク レ ン	—	—	五	五	一九〇	—
西 海 岸	—	—	一四	一四	—	—
タ バ ヌ リ	—	—	一四	六	四〇〇	—
バ ン カ	—	—	一五六	四	二二	—
					合計	
					一、五〇〇	一九〇
					四〇〇	二二

(前出「南洋年鑑」一三八二頁)

尙全東印度よりの昭和十二年のシトロネラ油輸出額は一、三九一匁で、佛・米・獨へ最も多く輸出されてゐる。

第二款 パ チ ユ リ

パチュリ(學名 *Pogostemon Patchouli Pell* 英名 *Patchouly* 馬來名 *Niam*)は唇形科に屬する多年生の草本である。唇形科の植物は一般に芳香を有するが、パチュリはその中でも經濟價値の大きい植物である。殊に刈葉の後適當に乾燥醱酵せしめる時はその香は一層高い。馬來半島の原産であるが、現今は馬來半島、西部印度、錫蘭、東印度、南支等に多く栽培されてゐる。スマトラ北端のアチエ州は東印度に於けるパチュリの隨一の産地で、原住民に依り廣く栽培されてゐる。

パチュリは挿芽を以て容易に繁殖し、栽培方法は簡單である。一〇—一五匁位の枝を苗床に挿木して發根せしめ、三、四週間後畦巾二—三呎、株間一呎に定植する。時々除草を行ふ必要があるが、挿穂後六ヶ月には初回收葉が出来更に六ヶ月毎に收穫し得る。成株は通常二—三呎に及ぶ。シトロネラと同じく葉及び莖を地上から切り取り、稍醱酵させた後蒸溜して揮發油とする。香氣は龍腦に似、香水原料として需要多く、揮發保留劑、ホワイトローズ調合原料等として重要視せられる。併し南洋では通常乾燥したまゝ輸出し、歐洲に於て搾油する。

原住民産業である爲栽培面積、生産額等は不明であるが、アチエよりの輸出額は左の如くである。東印度のパチュリ葉輸出は全部アチエが占め、又パチュリ油はジャワから輸出されるものが若干あるがジャワより輸出されるパチュリ油は主としてアチエ油である。

○パチュリ輸出額(單位匁)







には十九世紀の中葉頃輸入された。

最近の産額を明にしないが昭和九年のシサル統計によるとスマトラに於けるエステート數二、面積四、一六三陌、生産額五、三六七噸である(ジャワの約三分の一)。一陌當りの産額は二五—三〇ピクルでジャワに比して八割位多い。シサル麻の主要市場はニューヨーク、ロンドン、ハンブルグ等で、未だマニラ麻には遙に及ばないがスマトラ麻は年々生産を増大しつゝあり、而もスマトラの麻栽培適地は未開の平原地方に廣く残されてをり將來マニラ麻との競争が豫想されてゐる。スマトラ麻の仕向先は米國五割、和蘭二割五分、獨逸一割で、一九三八年の輸出額は五六、五八四噸である。尙参考迄に東印度よりの硬質ロープ纖維の輸出額を仕向國別に示せば左の如くである。

○東印度硬質纖維仕向國別輸出額 (單位噸)

國別	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
和蘭	一、二〇九	一三、二二八	一五、九八〇	六、九九三	一四、三一八
英	一、一九一	二、二〇四	二、五七四	一、二四五	一、三一
獨	—	一、七三九	一三、九九四	五、九七八	五、五一五
佛	三二九	五二六	三九四	四三〇	八七二
伊	一、四六五	二、七七五	九一〇	五三四	一〇九
丁	七六	一、〇〇五	一、八三四	二、一六七	二、〇八八
其	一、三八〇	一、〇二二	二〇、三〇四	一七、四八三	八、二一六
米	六八、二一三	四七、五六一	二四、一七〇	四〇、三八七	三〇、三一八
埃	一四六	一〇	九	九	六、六四三
英印(含錫蘭及緬甸)	一三一	六九	—	—	—
新嘉坡	—	—	—	—	四〇
香港	—	—	—	—	—

(Indisch Verslag 1941, P. 360)

計	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
泰	—	—	—	—	—
支	—	—	—	—	—
日	—	—	—	—	—
朝	—	—	—	—	—
新	八、三九七	七、八三一	六、五六〇	五、七二五	四、四八五
西	九一一	五五六	五〇一	三四三	二〇一
其	七、一八二	七、三三四	一、〇一九	二、二八三	一、五六一
計	九二、六五六	一〇五、九七八	八八、三六五	八五、二三一	七六、六二七

尙スマトラではランボン州ナタル及び東海岸中部地方ドロクラマンガル及びブマタンシアンタル附近でマニラ麻の栽培が行はれてゐる。品種は大略ダバオ種のタンゴンゴール、マジンダナンで、戦前は蘭人シンヤ(作付面積五〇〇陌)、その他H・V・Aが經營してゐた。

第二項 カボック

カボック(木綿)は學名 Eriodendron anfractuosum D.C. 英名 Kapok tree 又は Silk cotton tree 馬來名 Kapook 又は Randoe で錦葵科(ゼニアオイ)の植物である。原産地は南米とされてゐるが實際南洋では古くから植栽されたもので原産種とも考へられてゐる。成長の迅速な喬木で熟實の際短期間落葉する。枝は稍水平に輪生する特性を有し而も陽樹で一本の占領面積が大であるから一定面積に集中的に植栽される事少く、通常農地の畦畔、住宅附近、並木等に列状又は孤立木として仕立てられてゐる。土質を選ばないので原住民の副業として極めて好適し、生産高より見ても原住民産カボックはその大部分を占めてゐる。



カボツクの繊維は長く、光澤があり、且耐久性の強い弾力に富んでゐる爲古くからクツシン、枕、敷蒲團、椅子等の填心用として珍重され（往々棉の木又はバンヤノキと混同されることがあるので、カボツクは White silk と呼ばれることがある）、又浮揚力に富み（普通四〇倍）且容易に水に濡れ難いので水中救命器等にも用ひられる。但滑らかで繊維短く、且産額も左程多くないので紡績には適しない。繊維の外その種子が約二〇%の油を含むので（棉實油に似て黄色を呈する）、壓搾して油を採り、オリヅ油の代用に供する。その他カボツク油は機械油としても用ひられてゐたが最近飛行機の發達と共にその潤滑油として盛に使用されるやうになつた。生産額の大部分は農園の路傍又は胡椒園地混植のカボツク樹に依て供給したものであるが、尙丘陵地帯で肥沃な火山性土壌を有し、以て玉蜀黍その他の食用植物と共にカボツク樹栽培に好適した處がある。

カボツク市場に於ても東印度は世界の七八割を占めてゐるが、大部分ジャワ・マヅラで産するもので、外領に於ける産額は少額である。而もエステートは餘り問題とならない。

○外領に於けるカボツク農園統計

年 度	エステート數	植付面積(陌)	生産面積(陌)	生産額(噸)	種子産額(噸)
一九三四年	三二	一、〇五六	二〇五	九	一八
一九三五年	三九	一、二八二	二九四	二〇	四二
一九三六年	四四	一、四二二	四二六	一六	二四
一九三七年	三九	一、四二六	三六六	二三	四四
一九三八年	三八	一、二六八	三四五	三五	六七
一九三九年	三九	一、三五二	三三〇	二八	五〇
一九四〇年	四二	一、四七四	三五五	五七	一三

(Indisch Verslag 1941 Pp. 291-292)

スマトラに於てはランボン州、アチエ州、バレンバン州に於てカボツクの栽培行はれ、又アチエにはカボツク工場二あり、一九三九年には二〇噸の精製カボツクを生産してゐる。

○州別カボツク農園一覽（一九三九年）

州 別	農 園 數		カボツク專植園		專 植 混 植		收穫量(噸)
	總 數	生産中	數	植付面積(バウ)	植付面積(バウ)		
ラ ン ボ ン	三	二					一九四、九〇〇
バ レ ン バ ン	一						二
ア チ エ	三		一	二〇			三三
ス マ ト ラ 計	七	二	一	二〇			四七一九四、九〇〇

(前出「重要統計」一一九頁)

近年種子はオランダに、カボツク棉は米、濠、新西蘭に向けられ、一九三九年にはバレンバンから未精製カボツク六〇噸、アチエから精製カボツク二二噸の輸出を見た。

右の如くスマトラのカボツク産額は微々たるものであり、内領とは到底比較にたらぬが、参考迄に全東印度のカボツク輸出額とその世界市場に於ける重要性を示せば左の如くである。

○東印度カボツク輸出額及び世界的地位

世界輸出額(噸)	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三〇年	一九二五年
	二、三六	二、九六	三、四六	三、四三	三、五二	三、二〇	三、二四	三、八五



東印度輸出額(噸)	一六、五五	三、四〇	一五、六五	一八、五五	二七、八六	三三、〇三	三〇、七三	一七、九四
東印度の比率(%)	六	三	五	七	九	九	九	九

(Indisch Verslag 1941 P. 302)

第三項 棉 花

東印度に於ける棉花は現今殆ど問題でないが、スマトラにも主としてバレンバンに於て若干植栽してゐる。舊政廳ではバリ及びロンボックに倣つて優良な外國種を移植し以て品質の改良と増産とを計つたが餘り成功してゐない。エステート關係では棉作は新設ゴム園の植栽用として大いに適したやうであるが、併し乍らエステートの棉花栽培は未だ微々たるものであつて棉花の大部分は原住民の手で作られた。大部分は稻との輪作であるが、原住民の産棉は纖維短かく、商品的價値が少い。生産額は年約二、三萬ピクルとされてゐるが、バレンバンから積出された棉花の數量は左の如くである。

○バレンバン棉花輸出量(單位噸)

種 別	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年
種 子 附 棉	一、一〇二	一、九八六	二、九九七	二、〇一五	一、七八五
種 子 附 棉	五	一	五八	一九	四五

(前出「重要統計」一一六頁)

スマトラの棉花は所謂バレンバン棉として戦前日本内地等へも輸入されてゐた。纖維が荒く太い劣等品であつたが天候その他の土地條件は棉作には相當恵まれてゐることが認められ、昨年八月ビルマ・比島を中心とする南方圈内棉花増産五ヶ年計畫に呼應し、スマトラのバレンバン附近一帯でも棉花の移植生産に着手することとなつた。擔當業者

たる東山農事外一社の調査の結果は豫想以上に良好で、特にランボン州に於ける在來種は比較的良質なることが判明し、その他品種は大體臺灣種、朝鮮種の如き良種子を移植して在來種を漸次改良する方針の下に増産に着手された。而して昨年度の生産は戰禍を蒙つた爲殆ど期待出來なかつたが本年三月には雨季と乾期の天候條件を見計らつて増産五ヶ年計畫に基づく最初の播種を行ひ、九月には收穫の豫定である。尙右第一年度に於ては植付面積五千陌、生産實棉四萬五千ピクル、繰綿五千ピクルが最少目標とされてゐる。

第十四節 ガンビール

ガンビールは茜草科(あかね)の植物で學名は *Uncaria Gambier* L. 英名 *Catechu*, 馬來名 *Gambier* である。ガンビール阿仙藥は本植物の枝葉を煮詰めて得たエキスで(印度産のベグ阿仙藥とは異別)、タンニン劑として染料特に絹物及び軍需品に對する染料として利用され、又テント、綱、網、帆布等を固め、或は鞣皮用として用途が廣い。其の他食用として原住民は檳榔子と共に咀嚼し、清澄劑としてホップ代用にビール醸造に使用し、藥用としては仁丹のやうな清涼藥に調整され、或は收斂劑として特に嘔吐、喉頭の病氣に特效がある。馬來半島の原産で一八三〇年頃から歐洲市場に表はれたが、現今スマトラは馬來半島、マカッサル、北及び西ボルネオ等と共に重要な生産地の一であり、世界産額一萬五千噸内外の中スマトラ東海岸州のみを以て二割以上を供給する。

ガンビール樹は蔓性の小灌木で、灌木叢としてエステート又は原住民、支那人等に依て栽培される。栽培組織が大規模になつたのは最近で、殊にスマトラには大エステートがあり、ボルネオのエステート平均面積三八陌に對し、スマトラは四七九陌である。莖は鈎針によつて著しく高所に攀ち登るが、支柱なくしても五、六呎の高さに生長する。充分成長した栽培植物は莖幹の太さ一―三吋あるが、野生種は長い蔓狀を呈し、枝條は強靱で折れ難い性質を有す



る。樹皮は赤褐色を呈し、葉は對生する。葉の形状は楕圓又は披針形で、表面は滑であるが尖端尖り、廣濶で通常長さ四吋中二吋位はある。栽培植物は枝條短く、葉を咬めば滋味強く收斂性があり、又揉めば白く泡立ち多量のタンニン質物を残す。果實は長さ一吋位で、成熟すれば縦に裂開する。種子は微細で平たく、一端に毛茸を有する。

ガンビールの栽培には氣候が大きな要素をなし、降雨と旱魃の過度は共に有害で、濕潤にして年降雨量約三千耗を要し、而も雨量の分布は年中平均する事が必要である。植付は低地で利益が多い。灌木は六―八呎の間隔を置いて栽植し、その耕地の管理がよければ一年後には葉の採集を始めることが出来る。葉は大體六ヶ月毎に切取るが、好適な低地では一株當り半年三―五甌の收葉が得られる。收穫は主枝より約五纏を隔て六ヶ月間に五、六十纏に伸長した葉付小枝を切取る。此の小枝を剪る際歐洲人は次回の收穫を顧慮して剪枝するが、原住民でも全叢小枝の四分の三を切去るものもある。管理が良ければ樹齡一五―二〇年を保ち得るが、原住民經營のものは一般に管理悪く五―一二年前後である。

ガンビールの抽出法は用途に依て異なるが、本質は煮沸することに存する。先づ枝葉を三纏位に截斷し、大釜に入れ水と共に煮沸すること約二、三時間後、釜から上げて大桶の中で絞る。殘滓の枝葉に附着するガンビール液は洗ひ落とし、更に新原料を加へ再び大釜に入れて煮詰める。液が濃厚になつたら桶に移して凝固させ、之を小さく切り、一日天日で乾かし、更に一週間程屋内で火力を用ひて乾燥させる。製品は茶褐色を呈する。長方形ガンビールは農園で製造される。

ガンビールはエステート産額も相當多く四割近くを占めてゐる。内領地方にはガンビールエステートは存しないが外領、就中スマトラは最も盛んで、例へば一九三四年に於ける外領ガンビールエステート産額三、二九六、四四〇疋中スマトラは三、二六〇、五五八疋を占め、之に對してボルネオの産額は三五、八八二疋に過ぎずスマトラの約百分の一

である。最近に於ける外領ガンビールエステートの事情は左の如くである。

○外領ガンビールエステート統計

年	度	エステート數	栽培面積(陌)	生産面積(陌)	生産額(疋)
一	九	三	一、七〇一	一、五七七	三、二九六、四四〇
一	九	三	一、六九二	一、五七七	二、九九〇、七五八
一	九	三	一、六七三	一、五九六	三、三七九、四九二
一	九	三	一、五〇七	一、四八二	三、三三五、一四九
一	九	三	一、七四五	一、六三七	三、二八九、四五九
一	九	三	一、七四八	一、七三九	三、二六二、一〇五
一	九	三	一、七七〇	一、七五九	三、七九二、〇〇〇

(Indisch Verslag 1941 P. 292)

スマトラ中に於てもガンビール栽培の最も盛んなのは東海岸州で、リオウも相當盛んとなつた。但リオウ・リンガ群島では原住民及び支那人の小規模栽培が極めて優勢である。ジャムビは古くから支那と交渉があり、ガンビール栽培は嘗て極めて盛んであつたが、現今は東海岸州に壓倒され生産微々たるものである。その他西海岸州に於ても相當廣く行はれバレンバン州にも若干の産出がある。

原住民及び支那人のガンビール生産額は不明であるが輸出額より推定せば相當多額であると思はれる。即ち左の如くである。

○外領に於ける農園及原住民産ガンビール輸出額 (單位疋)







椰子は濕潤にして温暖な氣候によく生長し、雨量二一三、〇〇〇耗、平均氣温七五度に降らない地に發育する。海岸の低地、内陸の平地に適し、海拔七五〇米の高地でも多數の果實を生産する。種子は三―五ヶ月で發芽し、成木は高さ二〇米、直徑〇・五米位の樹木で、大羽狀複葉を有する。植付後四―六年程經過すれば結實するが、收穫に達すればその後只何年となく實を結び、何等の管理、手入等を必要とせず、七十五年内外迄は有利に栽培し得る。果實は一ヶ月百箇に達するものもあるが、平均約五十個、一陌當り約六千箇である。

古々椰子の種類は千數百種に上ると云はれてゐるが、東印度で栽培上價値の多い椰子は青椰子、赤椰子、バリ椰子の三種とされ、その他顯著な變種としてキングココ椰子がある。青椰子は果實の大きさ生産力等赤椰子に勝れるやうだが、一概には論じ難く、原住民は同一椰子園に無差別に多數植付けてゐる。バリ椰子はバリ島の原産で、種實の形狀が大であるから栽培者に需要されてゐる。キングココナツトは矮生種で、三年後には結實し、椰子一本の生産力は四〇―一二〇箇に上り、且矮小である爲採集容易であるが、種實の小さい缺點があり、等量のコブラを産するには約二倍の果實を要する。

古々椰子の栽培は實生に依るが、最初は苗圃に植ゑる。苗圃には排水のよい土地を選び、距離を約三〇厘とし（間隔は殆ど空けない）、種子の半分位を土砂に埋め、その上を椰子の葉などで被覆し發芽を促す。普通一三五箇月で發芽し、二、三枚の葉をつける。發芽後は覆を除去して日光に曝す。發芽後六―八箇月を経れば苗は約二尺に成長し移植して造林する。尙苗木は九箇月―一年苗圃に置くことがあるが、此の時は種子の間を四〇厘位にしておく。苗木は穴を穿つて移植する。成木の樹冠が平均九米であるから、普通の土地では八米を各穴の最短距離とする。穴は直徑一米、深さ一米位にし、圓く掘り、掘返して約一ヶ月間放置する。植付後厩肥又は綠肥を施すことがあるが（樹の周圍二、三米の距離に淺い溝を掘つて入れる）、原住民は管理を比較的等閑に附してゐる。エステートで栽培する場合は

*Mimosa invisa* Mart. 等の被覆植物を應用することがあり、又間作に落花生、タピオカ、玉蜀黍、バナナ等を栽培し被傭人の食用に供して生産費を節減してゐる。間作には珈琲、向日葵を植ゑることもある。前記の如く栽培後四―六年で結實し、一株約五〇箇の實を結ぶ。採集法は種々あり、地方に依て異なる。竿頭に鎌を着け地上から採取する法、木に昇つて採取する法、猿を使つて採取させる法等は何れも普通に行はれてゐる方法である。猿は熟した實と未熟な實とをよく知り、熟した實のみを採取する。

コブラは古々椰子實の胚乳を取出して乾燥したものであり、椰子油製造の原料として需要されてゐるが、その他古々椰子は用途が極めて廣い。材は堅牢美麗で建築その他の用に供し、樹液は多量の糖分を含み酒を醸すべく、葉は屋根葺料、編籠の材料となり、外果皮の纖維は強靱な爲製綱料とし、果肉に當る部分は粗剛纖維でコイルと稱し、綱索、マット、ブラッシ等とし、内果皮（種皮）は堅硬でコップ代用とし、又は活性炭素を製して防毒面の原料となり、若い果實の液汁は原住民の飲料となる。その他椰子の果實は種々の細工に利用されてゐる。

コブラを製するには先づ果皮を除去しなければならないが、果皮除去法は比律賓、マライの原住民と同じく一本の鐵棒を地中に打込んでおき、その鐵棒の助に依て之を行ふ。工程一日に千五百箇内外の果實の皮を剥ぎ得るといふ。更に脱皮脱殻共機械を應用する者があるが、機械に依れば一日六千箇の種子を割ることが出来る。胚乳は果水を十分にきり、上向にして殻（種皮）のついたまゝ又は胚乳をナイフで取出して乾燥床に並列する。前の場合には二日も陽干すれば胚乳は收縮して殻を離れるからそれを取り出して更に乾燥し、五―九日でコブラが出来上る。出来上つたコブラの水分含有量が五％位に迄乾燥してあれば絶対に黴る懸念はないが、普通商品としては九―一二％位の水分を含有してゐる。尙陽干法では驟雨等に際し不便が伴ふので近來は熱氣乾燥室内で工業的に良質のコブラが生産されてゐる。但原住民の一部には煙燻小舎を設け火格子の下に火を焚き上に果肉をのせて乾燥させる者があるが、此の方法に依る



コブラはよくない。即ちコブラが煙中のクレオソート其の他を吸収してゐる爲の微の發生少く、且腐敗の危険も少いが悪臭を發し、色も好ましからず良質の椰子油が得られず、食料油としては無價値である。尙胚乳(仁)を粉末にして乾燥すれば製菓原料となる。充分乾燥したコブラには約六五%の油分を含有してをり、之を抽出して椰子油を製する。良質の椰子油は無色透明の液體で特有の芳香があり、攝氏二〇度で固化するから、温帯地方では冬期白色の固體を呈してゐる。良質の油は食用として天婦羅油等に用ひ、又人造バター製造に多量に消費されてゐるが、劣質のものは石鹼製造、蠟燭原料等に使用されてゐる。又原住民は好んで皮膚や毛髪に塗抹する。製油方法は比律賓等と同じくコブラの粉碎、蒸熱、壓搾、濾過の四工程からなり、ジャワでは相當大規模に行はれてゐるが、スマトラではタバヌリ、東海岸二州を除き椰子油の製造は工業化してをらず、製品は殆どコブラのまま、ジャワ、マライその他各國に積出されてゐる。但原住民は若干自家消費用の椰子油を製してゐるが、新鮮な果肉を擦り、おろし水に混じて乳様にし、煮沸して表面に浮ぶ油を掬ひとるのである。尙椰子油の搾り粕はボーナツクといつて豚等の飼料とし又肥料に用ひる。古々椰子の栽培は大部分原住民の手に依存し、エステート資本は早く退却したが、約二%を占めてゐる。左表は椰子栽培の最も盛んなセレベスその他の數字を含むが、外領に於けるエステート椰子園の近情を示すものである。

○外領古々椰子エステート統計

年 度	エステート數	栽培面積 (陌)	生産面積 (陌)	生産額 (噸)	内買上額 (噸)
一九三九	五三二	四三、七五七	三三、九七四	三五、三三四	六五三
一九四〇	五三〇	四四、三一二	三四、二九〇	三〇、三〇五	四八七
一九三九	五四七	四二、六九〇	二八、九五三	二四、六六六	九〇一
一九三九	五四五	四二、五一一	三〇、四一七	二七、四三二	一八四
一九三九	五四〇	四二、二三八	三一、六六四	二六、五七五	五三七
一九三九	五二四	四二、二四九	三二、五三一	二八、七五七	一、一七一
一九三九	五二三	四二、四七〇	三三、〇七六	三〇、三九四	九七七

一九三九	五三二	四三、七五七	三三、九七四	三五、三三四	六五三
一九四〇	五三〇	四四、三一二	三四、二九〇	三〇、三〇五	四八七

(Indisch Verslag 1941 P. 291)

スマトラに於ける椰子園投資額は一九二九年に於て

和 蘭 三、二七八千盾 瑞 西 一一二二千盾  
英 國 一、四五七 計 四、八五七

である。右は東海岸州に於ける投資額であるが、その他他州にも多少農園椰子栽培が行はれてゐる。

○州別古々椰子農園一覽(一九三九年、面積單位ハバウ)

州 別	農 園 數		專 植 園		專 植 面積		ゴムの混植面積		植付面積總計		農園生産高	
	計	生産中	園數	植付面積	植付	生産中	總計	生産中	個數	コブラ(噸)	コブラ(噸)	
ランボン	二五	四	一	二	二五	一九	二五	一九	二	二、七六六	三六	
パレンバン	二	一	一	一	二〇	一	二〇	一	一	一	一	
ジャムビ	一	一	一	一	一八	一	一八	一	一	一	一	
東海岸	二四	二	二	四、三六三	五、四九	五、一三五	五、五三	五、一八五	二、二七四、四五	三、四七〇	一	
ペンタレーン	二	二	二	六九	六九	六九	六九	六九	九、九六六	六	一	
西海	二五	二	二	二三八	五、四四	四、一〇	五、六六	四、九二	七、六二四	六	一	
タバヌリ	二六	二	二	一、三三三	一、三三三	一、一〇五	一、三三三	一、一〇五	三、九、〇〇〇	九	一	
アチエ	四	二	二	一、〇一七	一、〇八九	一、〇〇〇	一、〇一七	一、〇〇〇	七、九、〇七	三	一	
リアウ	三	二	二	一、三九	一、三九	一、四四五	一、三九	一、四四五	二、〇、一八一	三	一	
パンカピットン	一	一	一	三四	三四	三四	三四	三四	二、〇、〇〇〇	一	一	
スマトラ計	二二	二二	二二	八、四四五	一〇、四八一	九、四九一	二二	一〇、六〇三	九、五八	四、一、七、五三	八、一〇七	



(前出「重要統計」一一二—三頁)

一九一七年の調査に依れば外領に於ける古々椰子の樹数は四四、三四〇千本とされてゐるが、その後古々椰子に關する全般的調査資料はないやうである。此の時の調査に依ればスマトラ内に於ては

西海岸州	結實樹	二、〇〇九、五八五本	未結實樹	一、三五五、七六〇本	計	三、三六五、三四五本
東海岸州	〃	一、二五四、八二一	〃	一、八六八、五七三	〃	三、一一三、三九四
リオウ	〃	二、七〇四、三四八	〃	三、〇四五、七九四	〃	五、七五〇、一四二
ランボン地方	〃	八七六、一三一	〃	四八九、八九五	〃	一、三六六、〇二六
タバヌリ	〃	五四八、〇六九	〃	六一〇、三四三	〃	一、一五八、四一二

○古々椰子輸出表 (一九三九年、單位噸)

州別	コブラ	ココナツト		オイル		上掲合計		原住民輸出額のコブラ等量				
		個數(千)	等量	數量	等量	の量	の量	一九三九年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
東海岸	二、七五七	一	六	—	—	二、七五七	—	一九、四四〇	九、四四〇	一〇、六八〇	九、四四八	九、四三三
アチエ	一、八、四六八	—	—	—	—	一、八、四六八	—	一四、五三四	一六、五三三	一六、五三三	二、〇七〇	一八、〇七〇

州別	コブラ	ココナツト		オイル		上掲合計		原住民輸出額のコブラ等量				
		個數(千)	等量	數量	等量	の量	の量	一九三九年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
スマトラ全土	一、四、八四三	三、六三三	八、五二一	一、〇〇一	一、六四一	一、七、〇〇五	—	九、一六三	一四、二〇〇	一五、七七〇	一四、三三三	一四、六六三

(前同、一一三頁)

尙從來に於けるスマトラのコブラ相場はジャワよりも外國市場の影響が大きかつた。ジャワに於ても外國市場の影響が避け得ないことは自明の理であるが、ジャワでは椰子油工業が発達して之が相當量のコブラを消化してゐた爲、椰子油工業の對コブラ需要狀況が或程度コブラ市場に作用し、國內のコブラ相場は輸出價格と多少の上下があつた。之に對しスマトラのコブラは殆ど全部が輸出向のものであり、ジャワへ製油用として移出されるものも外國商品と競争關係に在り、而も世界のコブラ市場は他の油脂原料と相補競合の關係に在り騰落が激しかつた。併し原住民産業は茲でも極めて弾力性を示してゐる。但し仲介者として支那人が介在し相當の弊害があつた模様である。勿論生産者からの買取値段と製油業者又は輸出業者への賣渡値段の開きの大きい事が全部搾取とは言ひ難く、コブラ取引がリスクの多いものであつたことは注意しなければならぬ。即ちコブラの含油率が不同であり、而も原住民中にも未熟の果實を採取して賣ることがあり、他方採油原料として世界市場にコブラの占める地位が比較的低く、加ふるに東印度は別表の如く世界コブラ輸出の五分の二程度を占めるに過ぎないから、價格形成上勢力微弱である。併し仲介業者としての支那人が、椰子栽培の發達上有害であつた事實は否定し得ない。それは原住民製品の信用をさへ左右してゐる。例



へば「土民の栽培業の發達を痛く阻礙してゐたのは支那人の仲介業者で、彼等は果實の樹上に生育してゐる時期に早く土民に前貸金を行ひそして過廉の價格で之を買收し、殆ど土民を掠奪して餘す所がなかつた。此の種の方法の結果は土民に產品の良否をかへりみる所をなくした。蓋し之で利益を得るものは仲介者だけであつたからである。土民は又コブラの乾製上悪習に陥り易く、量目を増さんため、往々他物を混和する風があつた。斯くして一時バダン産コブラの如きは未熟の果實を採收し、之が乾製に火力を用ひる悪癖に陥り其の聲價を失ひ、事實上全く販路を閉塞するやうになつた」と記されてゐる（筒井干尋、前掲書九四頁。尙此の點に關しては本書第三節一六頁参照）。

最後に參考迄に全東印度コブラ輸出の仕向先及びその世界コブラ市場に於ける地位を示せば左の如くである。

○東印度コブラ仕向國別輸出額及世界市場に於ける比率（單位噸）

國別	一九四〇年	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年
和蘭	五一、一九〇	一七二、〇七八	一二四、八二五	一二三、六七三	一一八、一八二
英國	一、三一七	一、四六三	五一	八五	四二
獨逸		六七、五〇七	一〇三、九二〇	五七、一八二	五七、三九二
佛蘭		五四二	九、七二六	一六、一七六	二〇、五九四
伊太	一八、八二七	一八、七二六	四一、六六一	二四、六七五	一三、三一五
丁抹	二四、七四四	五二、四七七	六九、七二五	七九、五一〇	七九、四四二
其及	八、〇五八	六四、一〇六	七一、九五二	五一、一六〇	五六、五九八
米加	一二、七三一	一二、〇七一	一一、九五一	五、四三六	一、〇五二
埃加	三〇八	三〇一		一四五	一、二九四
新嘉	九一、八五〇	一一五、〇三〇	一一二、六三六	一一一、二三四	一一一、六五六
香港	四〇		一八	一	
支那(含澳門)	一一、八二二	七、四九九	一、九三四	三五二	一、九三四

日	本(含臺灣)	其他	東印度の比率(%)
其	一九、〇五三	一、四〇八	一七
コブラ輸出額	一六、二九一	一五、七五一	二七
ココ椰子產物輸出額	二五六、二三二	五二八、九五九	二九
世界輸出額	二七八、〇〇〇	五四四、〇〇〇	二九
東印度の比率(%)	一、六六八、〇〇〇	二、〇〇四、〇〇〇	二九

(Indisch Verslag 1941 p. 369, P. 302 東印度輸出額合計中一九四〇年は朝鮮向一噸、一九三六年は英印向一四二噸を含む)

第十六節 其他原住民農業

第一項 米

米は原住民農業の主要物たると共にその主要食料である。稻の栽培はスマトラ内至る所で行はれてゐるが大部分は陸稻 (Padi Ladang) で、水田法はバダン地方及び小區域のアチエ並びにバレンパンの一部に行はれてゐるに過ぎない。その他焼畑法が一般的であるが、詳細は前述した(本書第三節「農業生産形態」)(2)「スマトラ原住民産業の特殊性」一三頁以下参照)。

アチエ州東岸の平野は廣漠たる米田であり、又タパヌリ州のトバ湖附近一帯はスマトラ第一の米作地方であつて、バリキ米なる優良米作地として聞えてゐる。其他西海岸州、バレンパン、ランボン、ベンクレーン等何れも米作は盛んである。併しスマトラ全體として米は不足し、シヤム米、サイゴン米等を輸入してゐる。アチエ、タバヌリ、ランボン、ベンクレーン等では時に輸出超過の年があるが、東海岸の如きは年輸入額二十萬噸に上つてゐる。一九三九年に至る最近五年間の各州米穀輸出入額は左の如くである。



○州別米穀輸出入表 (單位噸)

州別	一九三九年		差引純輸出入額 (十) 印は出超額				
	輸出	輸入	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年
東海	一一	二一〇、六三〇	二一〇、六三〇	一八〇、五八六	一七二、五三三	一五三、三六三	一五三、六四〇
アチエ	四、元〇	三、三五六	(+) 一、〇三三	一、七〇三	六、二四四	六、四二六	五、〇三二
タバ	二、〇三五	三三三	(+) 一、七二一	三、五八	(+) 一八一	(+) 一、〇四三	(+) 一、〇〇三
西海	〇三	二、七五四	二、七五四	一四、四三三	二、七四五	一四七	二、一四五
リヤ	三三九	二七、一三三	二七、一三三	二、四四五	二七、五七七	三、七〇〇	五、五五三
ジャ	二四九	二〇、六四四	二〇、六四四	二、一七一	一八、九三三	一三、四八七	九、六八〇
バレン	一〇、六五九	三、五五六	二、九元	一一、五〇一	一四、五二五	四、六三七	四、六三三
ラ	六、六五九	五八	(+) 六、一一一	二、四〇六	一、三九四	(+) 二、五〇〇	一、八二三
ペン	二、四六二	三二	(+) 二、一七	二、四〇六	九〇	二五〇	一〇六
バン	—	五、七三三	五、七三三	四、三四五	四、一〇〇	四、九〇〇	四、一〇四
スマ	二六、八四六	三三、九二二	三三、九二二	三〇三、七七	二八四、七〇	三三九、四二七	三三一九一

(前出「重要統計」一一八—一九頁)

第二項 玉 蜀 黍

玉蜀黍は總て原住民に依て栽培せられ、元來原住民の常食に供せられてゐたものであるが、近年東印度からは大量輸出されるに至り、畑産物中最も産額の多いものとなつた。併しその中心地は東部、西部ジャワ、セレベス等で、スマトラは比較的産額僅少である。その數量は不明であるが一九三六年の輸出額は

ジャムビ 一 噸

第三項 檳 榔 樹

ランボン 三六  
ピリト 九  
に過ぎない。

玉蜀黍はジャワの人工灌漑田では三年輪作で甘蔗の跡作に作られ、又は水稻跡作乃至秋期の三期作に作られてゐるが、スマトラのカロバタツク地方では陸稻米作の前作となつた。その他胡椒の生長期の間作、棉作の跡作に植ゑることもあり高地の畑では春期馬鈴薯と混作し、又秋から冬の二作又は冬作に一作入れる。スマトラの焼畑法に就ては前述したが耕作法は極めて簡單で、二—三週目に一回除草するのみである。生産物は前記の如く食糧に供するが、その他家畜の飼料とし、玉蜀黍を與へた家畜の厩肥は煙草栽培に是非必要であるといはれてゐる。

第三項 檳 榔 樹

檳榔樹はスマトラの椰子種中の主要産物であり、スマトラは又檳榔樹の有名な産地である。馬來の原産であるが現今はアジャの熱帯地方に廣く分布してゐる。

檳榔樹は棕櫚科の植物で、正確には檳榔椰子である。學名 *Areca Catechu L.* 英名 *Betelnut* 馬來名 *Pinang* 支那名檳椰子、臺灣名檳榔 (ピンマン) で、我國では檳榔染の名で夙に知られ、又おはぐろにも用ひられてゐた。南洋の原住民は之を家屋の周圍に植ゑ嗜好料及び染料に用ひる。又原住民は煙草や茶を嗜好すると同じくシレの葉 (別名ベテル葉 *Piper Betle L.*) とこの實 (アレカナツト) を刻んだものと具灰その外二、三の香料を混ぜて咬む習慣があつて訪問客には必ず之を奨める。又藥用に用ひ、未熟果實は赤痢の療劑とし、又感冒豫防の爲畜牛に供與する。

成木は直徑五六寸の太さを有し、細長く、六、七間の高さを眞直に伸び、樹の頂上に羽狀葉が垂れ下り、極めて美麗である。果實は房狀を爲し、長楕圓形で長さ約五糎で、熟すれば橙黄色となり自然に落ちる。之を採集し纖維性の



外皮を剥ぎ、果肉を薄く削つて天日乾燥を爲す。

檳榔椰子も古々椰子と同様原住民の居る所に生産されてゐる。殆ど地方消費が主であるが、尙輸出も盛んで、スマトラの輸出額は三百萬盾に及ぶ(一九三六年主要三〇港の輸出額二、九四九、七三盾。前出「スマトラ重要統計」一〇六一〇七頁参照)。アチエ州から東海岸州に掛けてその産額最も多く、その他パレンバン、リオウ地方に於ても相當盛である。最近のスマトラアレカナツト輸出額は左表の如くであるが、之は全東印度の約六割、外領輸出額の九割五分に該當する。輸出先はマライが大部分で(一九三八年のスマトラより同地への輸出額四二、八七五噸、四、一九八、七九九弗)、一九三八年に於けるマライのアレカナツト輸入額五五、四二三噸、五、六〇九、九七八弗中大部分を占めてゐる。

○檳榔樹實輸出高 (單位噸)

州別	一九三九年	一九三八年	一九三七年	一九三六年	一九三五年
アチエ	二五、六〇五	二五、八九〇	二六、六四四	二四、六五二	二三、八五二
東海岸	一七、五三〇	二〇、〇三三	一五、〇五六	一四、八八八	一一、四八五
タバヌリ	五七	九五	一四八	一一七	八九
西海	二二、三六	三二、六	四三八	三五一	二二八
パレンバン	二、一五八	三、七一三	二、二五八	三、四五〇	三、〇九九
ジャムビ	一九三	四一二	二五五	一八八	七八
リヤウ	一、〇四六	九九三	七七一	六二六	六一一
バンカ・ピリトン	五	一七	一九		
スマトラ計	四六、八三〇	五一、四七九	四五、五八九	四四、二七二	三九、四四二

(前出「重要統計」一〇六頁)

第四項 落花生

落花生は原住民産業として益々その重要性を加へ、二毛作として原住民間に人氣があるが、スマトラの産額はジャワ・ロンボック地方等に比すれば未だ少額である。スマトラの數字は不明であるが、外領全體としては最近約三千噸の入超となつてゐる。

○外領落花生及び落花生油輸出入表 (單位噸)

年 度	輸 入		輸 出		差 引 入 超 (+印は出超)
	外國より	ジャワより	外國へ	ジャワへ	
一九三五	一、八一八	三、九五三	二、〇四〇	二、四〇一	四、四四一
一九三六	一、六二九	五、〇九六	三、一四四	三、九一五	七、〇五九
一九三七	一、五八二	六、八八八	七、二五二	一、四九七	八、七四九
一九三八	一、五五〇	八、三六三	三、七六六	二、八五五	六、六二一
一九三九	一、一五六	七、五二〇	四、〇三四	一、四二四	五、四五八
合 計	五、七七一	六、七二五	三、一四四	三、九一五	四、四四一
		八、四七〇	七、二五二	一、四九七	七、〇五九
		九、九一三	三、七六六	二、八五五	八、七四九
		八、六七六	四、〇三四	一、四二四	六、六二一
					(+)
					三三三
					二七九
					三、二九二
					三、二一八

(前同 一一七頁)

落花生の栽培は粗笨的な原住民農業としては好適である。「蓋し本品は地力を要すること頗る薄くかつ殆ど灌漑を要しない。これに加ふるに土壤に對して必要な風化作用を伴ふから、却つて米作のために地質を備ふるものである」(前出「スマトラ」九七頁)。蘭印政府はスマトラの高原都市フォルト・デ・コックに於て試験し、その成績に依てパレンバン地方には原住民の落花生栽培は極めて隆盛となつた。

以上述べた各種農産物の外に、カツサバ(タビオカ)、サゴ椰子等の食料澱粉の生産、キャベツ、人蔘、大根、芋、



馬鈴薯、豆等の栽培などが原住民又は支那人の手に依つて各地で行はれ、島内消費のみならず馬鈴薯の如きは輸出してゐる程であるが、前各節所説の産物に比すればその重要性は遙に少く、且その資料も不充分である爲、茲には割愛する。

昭和十八年十一月十五日印刷  
昭和十八年十一月二十日發行

【非賣品】

編輯兼 發行者 臺灣銀行調查部  
代表者 名倉喜作

印刷者 星野壽一  
東京市京橋區新川一丁目一番地

印刷所 東京市京橋區新川一丁目一番地  
合名 株式会社 うつき商店



終